

第10回鏡石町議会定例会会議録目次

招集告示.....	1
応招・不応招議員.....	2

第1号（9月5日）

議事日程.....	3
本日の会議に付した事件.....	3
出席議員.....	3
欠席議員.....	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	3
事務局職員出席者.....	4
開会の宣告.....	5
開議の宣告.....	5
議会運営委員長報告.....	5
諸般の報告.....	5
招集者あいさつ.....	9
議事日程の報告.....	9
会議録署名議員の指名.....	9
会期の決定.....	9
町長の説明.....	10
認定第3号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	16
請願・陳情について.....	22
散会の宣告.....	22

第2号（9月6日）

議事日程.....	23
本日の会議に付した事件.....	23
出席議員.....	24
欠席議員.....	24
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	24
事務局職員出席者.....	24
開議の宣告.....	25

議事日程の報告.....	2 5
報告第 4 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 5
議案第 1 3 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 7
議案第 1 3 1 号～議案第 1 3 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 8
議案第 1 3 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 2
議案第 1 3 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 8
議案第 1 3 7 号、議案第 1 3 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 9
議案第 1 3 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	4 1
議案第 1 4 0 号、議案第 1 4 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	5 4
議案第 1 4 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	5 6
議案第 1 4 3 号、議案第 1 4 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	5 7
議案第 1 4 5 号の上程、説明、質疑、採決.....	5 9
議案第 1 4 6 号の上程、説明、質疑、採決.....	6 1
休会について.....	6 2
散会の宣告.....	6 2

第 3 号 (9 月 1 4 日)

議事日程.....	6 3
本日の会議に付した事件.....	6 3
出席議員.....	6 3
欠席議員.....	6 3
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	6 3
事務局職員出席者.....	6 4
開議の宣告.....	6 5
答弁の修正.....	6 5
一般質問.....	6 5
木 原 秀 男 君.....	6 5
円 谷 寛 君.....	7 5
根 本 重 郎 君.....	9 3
今 泉 文 克 君.....	1 0 1
議事日程の報告.....	1 0 9
決算審査特別委員長報告 (認定第 3 号について) 及び報告に対する質疑、討論、 採決.....	1 1 0

常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決.....	1 1 2
常任委員会閉会中の所管事務調査の申出について.....	1 1 4
議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について.....	1 1 4
議事日程の追加.....	1 1 4
意見書案第 3 3 号～意見書案第 3 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 1 5
閉議の宣告.....	1 1 8
町長あいさつ.....	1 1 8
閉会の宣告.....	1 1 9
署名議員.....	1 2 1

鏡石町告示第39号

第10回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

平成17年8月31日

鏡石町長 木 賊 政 雄

1 期 日 平成17年9月5日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

応招・不応招議員

応招議員（14名）

1番	仲 沼 義 春 君	2番	渡 辺 定 己 君
3番	今 駒 隆 幸 君	4番	根 本 重 郎 君
5番	大河原 正 雄 君	6番	柳 沼 俊 行 君
7番	今 泉 文 克 君	8番	木 原 秀 男 君
9番	菊 地 栄 助 君	10番	小 貫 良 巳 君
11番	藤 島 一 郎 君	12番	円 谷 寛 君
13番	円 谷 寅三郎 君	14番	森 尾 吉 郎 君

不応招議員（なし）

平成17年第10回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成17年9月5日(月)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長の説明
- 日程第 4 認定第3号 平成16年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 請願・陳情について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	仲 沼 義 春 君	2番	渡 辺 定 己 君
3番	今 駒 隆 幸 君	4番	根 本 重 郎 君
5番	大河原 正 雄 君	6番	柳 沼 俊 行 君
7番	今 泉 文 克 君	8番	木 原 秀 男 君
9番	菊 地 栄 助 君	10番	小 貫 良 巳 君
11番	藤 島 一 郎 君	12番	円 谷 寛 君
13番	円 谷 寅三郎 君	14番	森 尾 吉 郎 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 賊 政 雄 君	助 役	正 木 正 秋 君
収 入 役	大河原 直 博 君	総務課参事兼 課 長	円 谷 光 行 君
税務町民課長	角 田 勝 君	健康福祉課長	遠 藤 栄 作 君
産 業 課 長	小 林 政 次 君	都市建設課長	椎 野 優 偉 君
上下水道課長	黒 津 政 美 君	教 育 長	斎 田 一 男 君
教 育 課 長	今 泉 保 行 君	出 納 室 長	八 巻 司 君

教育委員
農業委員
会長
会長

稲田 耕 笹 君
會 田 栄 夫 君

選挙管理
委員会
委員長
監査委員

曾 根 巧 君
荻 原 文 博 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局
議 局 長

面 川 武

主 任 主 査

大河原 久美子

開会 午前10時00分

開会の宣告

議長（菊地栄助君） おはようございます。

ただいまから、第10回鏡石町議会定例会を開会いたします。

開議の宣告

議長（菊地栄助君） 直ちに本日の会議を開きます。

会議規則第2条による欠席の届出者は皆無であります。

議会運営委員長報告

議長（菊地栄助君） 初めに、定例会の運営について議会運営委員長から報告を求めます。

4番、根本重郎君。

〔議会運営委員長 根本重郎君 登壇〕

4番（議会運営委員長 根本重郎君） おはようございます。

議会運営委員会より、会期日程、議事日程の予定を報告いたします。

〔以下、「会期予定表」により報告する。〕

諸般の報告

議長（菊地栄助君） 次に、諸般の報告を求めます。

閉会中の議会庶務報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査の報告を求めます。

監査委員、荻原文博君。

〔監査委員 荻原文博君 登壇〕

監査委員（荻原文博君） 皆さん、おはようございます。

例月出納検査報告について申し上げます。

まず、5月分例月出納検査報告について。

1、検査の対象、平成17年5月分。一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計ほか8特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金の出納保管状況。

2、実施年月日、平成17年6月24日金曜日、午前9時58分より午後零時10分。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、収入役、出納室長、上下水道課上水道グループ長ほか5名。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務につ

いて、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施した。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成17年5月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められなかった。

続いて、6月分例月出納検査報告について申し上げます。

1、検査の対象、平成17年6月分。一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計ほか8特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成17年7月25日月曜日、午前9時58分より午前11時50分。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、収入役、出納室長、上下水道課長ほか4名。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施した。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成17年6月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められなかった。

最後に、7月分の例月出納検査報告を申し上げます。

1、検査の対象、平成17年7月分。一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計ほか8特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成17年8月25日木曜日、午前9時55分より午後零時5分。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、収入役、出納室長、上下水道課長ほか4名。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施した。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成17年7月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められなかった。

以上です。

議長（菊地栄助君） 次に、事務組合議会の報告を求めます。

初めに、須賀川地方広域消防組合議会議員、5番、大河原正雄君。

〔須賀川地方広域消防組合議会議員 大河原正雄君 登壇〕

5番（須賀川地方広域消防組合議会議員 大河原正雄君） 皆さん、おはようございます。

須賀川地方広域消防組合議会について報告いたします。

平成17年7月8日、午前10時から開催され、会期は1日限りと決定しました。

提出議案は、報告第2号 平成16年度一般会計予算繰越明許費について、議案第14号 火災予防条例の一部改正について、議案第15号 手数料徴収条例の一部改正について、議案第16号 災害対応特殊消防ポンプ自動車購入契約について、議案第17号 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車購入契約について、以上5件が提出され、いずれも原案のとおり可決されました。

なお、詳しくは別紙報告書のとおりであります。

以上で報告を終わります。

議長（菊地栄助君） 次に、公立岩瀬病院組合議会議員、14番、森尾吉郎君。

〔公立岩瀬病院組合議会議員 森尾吉郎君 登壇〕

14番（公立岩瀬病院組合議会議員 森尾吉郎君） 報告をいたします。

平成17年6月20日、月曜日、午前10時30分より、公立岩瀬病院附属高等看護学院講堂において開かれました。

議事日程第1号。会期の決定、第2、会議録署名議員の指名、第3、議案第6号 公立岩瀬病院組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、次に、議案第7号 公立岩瀬病院診療費及び使用料手数料条例の一部を改正する条例、第5、経営健全化調査特別委員会の中間報告、第6、閉会中の継続調査事件について、医師の確保についてであります。

出席議員16、説明のための出席は、管理者ほか院長、事務長ほか4名、その他事務職員2名となっております。

では、日程第1、会期の決定、1日限り。

日程第2、会議録署名議員の指名、3番、菊地君、5番、熊田君、6番、矢部君であります。

日程第3、議案第6号 公立岩瀬病院組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例については、これは各町村でも行っております。本案は、人事行政における公正性及び透明性の確保を目的に地方公務員法の一部が改正され、毎年、職員の任用などの人事行政の状況を取りまとめ、公表することが義務づけられたことに伴ってであります。そこで、公立岩瀬病院組合における人事行政等の公表については、条例を制定するものであります。

次に、日程第4、議案第7号 公立岩瀬病院診療費及び使用料手数料条例の一部を改正する条例であります。本案については、たばこを現在吸っている方があります。その中で、最近、健康保持のための観点から、たばこをやめようとしてもなかなかできないという者に対して、このたび内科外来の一部を禁煙相談窓口として設置し、当該診療を実施するものであ

ります。初診料としては3,150円、再診料については1,050円と定め、消費税込みとなっているわけであります。

次に、日程第5、経営健全化調査特別委員会の中間報告においては、添付してあるとおりであります。

最後に、医師の確保であります。今回、福島病院の内科3名の医師がやめることになり、そのうち2名の医師が公立岩瀬病院の方に受け入れ態勢を整ったわけであります。1名は、星総合病院に行かれるようであります。

そういうことで、6月定例議会の報告を終わります。

以上であります。

議長（菊地栄助君） 次に、県中地域水道用水供給企業団議会議員、1番、仲沼義春君。

〔県中地域水道用水供給企業団議会議員 仲沼義春君 登壇〕

1番（県中地域水道用水供給企業団議会議員 仲沼義春君） 報告いたします。

県中地域水道用水供給企業団議会報告書。

平成17年8月9日、午前11時から開会されました。

日程第1、議席の指定が行われました。

日程第2、会議録署名議員の指名が行われました。

日程第3、会期の決定。1日限りと決定しました。

日程第4、副議長の選挙が行われ、須賀川市会議員の菊地忠男君が副議長に選ばれました。

日程第5、諸般の報告。

日程第6、報告第1号 平成16年度県中地域水道用水供給企業団水道用水供給事業会計継続費繰越の報告について。

日程第7、報告第2号 専決処分の報告について。

日程第8、議案の上程及び提案理由の説明。

日程第9、議案第4号 平成16年度県中地域水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算認定について。議案第4号は、原案のとおり認定されました。

なお、詳細については、お配りの報告書のとおりであります。

よろしく願いいたします。

議長（菊地栄助君） 郡山地方広域市町村圏組合議会報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、行政視察調査の報告を求めます。

7番、今泉文克君。

〔7番 今泉文克君 登壇〕

7番（今泉文克君） おはようございます。

お手元に配付されております報告書に基づいて報告いたします。

〔以下、「行政視察調査報告書」により報告する。〕

議長（菊地栄助君） 次に、議会運営委員会所管事務調査の報告を求めます。

4番、根本重郎君。

〔議会運営委員長 根本重郎君 登壇〕

4番（議会運営委員長 根本重郎君） それでは、報告をいたします。

〔以下、「議会運営委員会所管事務調査報告書」により報告する。〕

議長（菊地栄助君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

招集者あいさつ

議長（菊地栄助君） 本定例会に当たり、町長からあいさつがあります。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 皆さん、おはようございます。

本日、第10回鏡石町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しいところご出席賜りまして、まことにありがとうございます。厚く御礼申し上げる次第であります。

今定例会につきましては、専決処分1件、決算認定1件、条例改正及び規約の変更が9件、補正予算6件、人事案件2件、計19件を提案するものであります。

何とぞよろしくご審議をいただき、承認、同意、議決を賜りますようお願い申し上げます。開会のごあいさつといたします。

議事日程の報告

議長（菊地栄助君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。よろしく願い申し上げます。

会議録署名議員の指名

議長（菊地栄助君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に12番、円谷寛君、13番、円谷寅三郎君、14番、森尾吉郎君を指名いたします。

会期の決定

議長（菊地栄助君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月15日までの11日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は11日間と決しました。

町長の説明

議長（菊地栄助君） 日程第3、町長の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 本日、ここに第10回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営に当たっての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要について説明申し上げます。

議員各位並びに町民皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

内閣府は、8月9日の月例経済報告で、我が国経済の基調判断が示され、景気は企業部門と家計部門がともに改善し、緩やかに回復しているとされ、日銀ではアジア向けの輸出が復調し国内総生産（GDP）年率1.1%の増加となり、さらに所得増を背景に個人消費は緩やかに増加し「踊り場」からの脱却宣言がなされました。

先行きについては、企業部門の好調さが家計部門に波及しており、国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれる一方、原油価格の動向が内外経済に与える影響等には留意する必要があると報告されました。

県内の建設業景況調査の結果では、業界の景気判断を示す指数（BSI）は1.5ポイント改善されたが、マイナス基調は変わらず依然厳しさは継続されるとしています。

小泉純一郎首相が最重要課題と位置づけた郵政民営化関連法案が8月8日、参議院本会議において大差で否決され、首相は「国民の信を問う」として直ちに衆議院解散を決断。臨時閣議を経て、同日午後7時過ぎ本会議で解散されました。平成15年11月以来となる第44回衆議院議員総選挙は先月30日に公示され今月11日、投票で行われることになりました。

選挙戦は、郵政民営化を争点に、有権者に政権選択を問う激しい選挙戦が行われております。国、地方においても有権者にとっても極めて重要な選挙であり大変注目しているところでもあります。

お盆の16日午前11時46分ごろ、宮城県沖を震源とする大きな地震があり、宮城県南部では震度6弱、本県中通り浜通りで震度5強、鏡石町で4.3の震度が記録されました。5都道

府県で69人のけが人、200棟以上の建物が一部損壊しましたが、幸いにも死亡者は出ませんでした。町では、直ちに宮城県沖地震発生被害調査等会議を開き、各行政部門における被害状況調査を実施しましたが、人的・建物・道路等の被害がなく安心をいたしたところであります。安心安全な町づくりを進める中で、今後とも災害発生等においては人命救助を最優先とした体制で臨む考えであります。

次に、7月以降の町の出来事について申し上げます。

町農業委員の任期満了に伴う一般選挙が7月5日に告示され、無投票で10名の委員が当選されました。今回の選挙は、選挙による委員の定数を16名から10名へと42年ぶりに削減された選挙であり、さらに法律の改正に伴い、新たに土地改良区推薦委員が加わることとなり、新しく17名の農業委員が誕生いたしました。

去る7月25日に開催されました第1回臨時農業委員会においては、会長に會田栄夫氏、職務代理者に根本達夫氏が選出されたほか、所属部会や担当地区などが決定されました。

我が国の農業情勢については、内外とも依然として厳しい状況にあり、この重要な時期に農業委員となられた皆様方には、改めて敬意を表するとともに今後の活動に大いに期待をするものであります。

昨年に続いて中学生の活躍が明るい話題となっています。吹奏楽コンクールでは2年連続の県大会出場で銀賞を受賞。また、陸上競技では県大会女子共通200メートルで優勝し、東北大会に出場した正木友佳子さんが見事第2位となりました。

さらに、陸上競技全国大会には200メートルと100メートルに正木友佳子さん、走り高跳びには柳沼志帆さんが出場し、正木さんが200メートルで8位入賞を果たしました。本人の努力と指導された先生方に改めて敬意を表しますとともに、ご家族や関係者の皆様はもとより、町民にとってもうれしい出来事であり、今後のさらなる活躍を期待するものであります。

鏡石町は平成16年中において、犯罪発生率が県内町の部でワーストワンという非常に不名誉な記録となってしまいましたが、今年1月から町地域安全活動推進員・防犯協会・須賀川地区防犯指導隊鏡石分隊の皆様による防犯パトロールの実施、違法チラシの撤去活動など継続的に努力を続けている結果、6月末の時点で町内の犯罪発生率が前年に比べ3割以上の減となっています。さらに、防犯パトロールの強化を図るため防犯パトロール車に青色回転灯の設置を県警本部及び東北運輸局へ要望してまいりましたが、このたび許可され、8月22日に須賀川警察署等の関係者の出席によって「青色回転灯防犯パトロール車出発式」が行われました。今後の犯罪の未然防止等になお一層の効果が高まることを期待しているところであります。

また、7月に鏡石4区が福島県防犯協会連合会から「一戸一灯運動推進モデル町内会」に指定を受けたことにより、須賀川警察署から区民への事業の趣旨説明と今後の活動について

検討する4区推進協議会が8月22日に開催されました。

今年度は「みんなでつくろう明るい4区」を合い言葉に、9月1日から玄関先周辺などへの外灯設置のお願いや4区独自の路上駐車自主規制区域を設定して、町内パトロールの実施等を行うことになりました。区民一人一人が、防犯意識を高め協力し合って安心して過ごせる地域活動に期待をしております。

次に、8月末までの主要事業の執行状況について報告いたします。

都市基盤の整備に向けた地方道路交付金事業の「高久田・一貫線」の道路整備につきましては、設計等もほぼ終了し、工事着手に向け準備中であり、地方特定道路整備事業の「鏡田499号線」の整備も早期に着手できるよう、現在地権者との用地交渉を進めているところであります。イオン株式会社からの受託工事で施工しておりました、国道4号交差点等改良工事は順調に施工され、工期内に完了いたしました。

また、鏡石町駅東第1土地区画整理事業につきましては、本事業の多角的な見直し検討を行い、今後の事業の方向性を構築するための基本的な調査設計業務に着手したところであります。

さらに、地域住民の生活の利便性を図るために生活関連簡易舗装工事や排水路補修工事についても継続的な着工を行ってきたところです。

生活環境の整備に向けた下水道整備につきましては、平成17年度事業より地域再生法に基づく地域再生計画の認定を受け、汚水処理施設整備交付金の活用による、公共下水道事業と合併浄化槽設置事業をあわせて中で整備を進めていくこととなります。

本町の平成16年度末の下水道普及率は63.3%、水洗化率が81.7%となっており、県内でも上位の普及率となっております。現在は昨年度、管渠布設工事を実施した路線の舗装本復旧工事を先月末に着手し、管渠布設工事についても順次、計画的に進めているところであります。

次に、上水道第4次拡張事業における水道管布設及び施設整備事業についてですが、昨年度整備が完了しました久来石南、城ノ内地区においては現在までに10数件が接続しており、今後も順調に接続が進むものと思われま。

平成11年度から実施しております石綿セメント管更新事業につきましては、計画延長の約20%（5キロメートル）の更新を終了したところですが今年度においても、中町、中央地内の更新工事の発注準備を進めているところです。

さらに、旭町浄水場におけるポンプ制御盤計装盤更新工事についても、現在設計等を行っており早期に工事着手したいと考えております。

また、例年実施しております6月1日からの水道週間にちなんだ行事として、6月3日に町管工事組合のご協力をいただき、ひとり暮らし高齢者世帯124戸の給水栓の点検・パッキ

ン交換を無料で実施し、さらに桜岡浄水場の除草作業も実施したところであります。

次に、県営担い手育成型の成田圃場整備は実施7年目を迎え、平成17年度においては、6億円の事業費が計上されております。工事は4工区に分けて県中農林事務所で発注され、成田河原地区内の区画整理工40.7ヘクタール、道路工4,348メートル、用水路工4,461メートル、排水路工4,506メートルを施工中であります。この工事が完了しますと、全体で面工事実施工面積が150ヘクタール、面工事進捗率は91%となります。

フローラの町づくり事業の一環として、農地景観保全と環境美化の確保を目的とした事業を新しく取り組んでおります。平成17年度は2地区をモデル地区として指定し、道路沿線の約800メートルののり面・けいはん等の草刈りを定期的に行っているところであります。

地域産業の発展と安定した就労機会の増大を図るため、南部第1工業団地の未分譲地1区画、9,746平米への企業誘致を積極的に行っております。今のところ、数社からの問い合わせがあり、誘致へのPRを展開している状況であります。

また、大規模商業施設であるイオン鏡石ショッピングセンターについては、いよいよ今月9日午前9時、グランドオープンいたします。それに先立ち、開店時における周辺交通渋滞の緩和を目的に、建設期間中にご協力いただいた町民の皆さんなどを対象に、明日6日午前8時に、ソフトオープンすると聞いております。

雇用面としては、核店舗となるイオンスーパーセンター鏡石店と26の専門店合わせて約540名の従業員が採用され、そのうち、町内在住者は約100名となりました。

今後の町づくりの起爆剤として、さらに、未永く愛される施設として大変期待しているところであります。

21世紀にふさわしい新しい祭りの創造を目指すとともに、商店街の活性化と地域住民参加型の国際化事業として、「牧場の朝」かがみいしをPRするため、9月25日に牧場の朝YOSAKOI祭りとおランダ祭りが、駅前地区一帯で合同開催され、今年度も町内外から多数の来客者が見込まれ、大いに盛り上がることを期待しているところであります。

町民の健康と福祉の充実につきましては、今月の22日から町民の健康保持を図るため基本健康診査と各種がん検診等の総合健康診査が行われます。

また、今月の15日から21日までの老人週間となる17日には、長年にわたり社会に尽くしてこられた高齢者の方々の長寿をお祝いする「敬老会」を、本年は昨年より1歳年齢を引き上げ74歳以上の1,309名の敬老者をお迎えして開催をいたします。

高齢社会が急速に進展している中、我が町においても寝たきりや、認知症等による要介護高齢者が急増し、介護サービス費や医療費の増大となっていることから、これまでの高齢者の健康づくり事業に介護予防事業を取り入れ、高齢者の閉じこもりの防止、転倒・認知症の予防事業として老人クラブを単位に介護予防「おたっしゃ健診」を、7月から順次実施して

いるところであります。町民が地域の中で「元気でイキイキと自分らしく生活ができるよう」第4次総合計画に掲げる「町民の元気づくり」を推進してまいりたいと思います。

環境美化推進事業につきましては、区長さんを初め、保健委員の皆さんをリーダーに、多くの町民の皆様のご協力をいただきながらこれまで3回の一斉清掃や衛生事業を行ってきましたが、特に今年は新たに8月1日から14日までを「美しいまちづくり週間」として設け実施しました。清潔で美しい町づくりのため町民の皆様のご協力をいただきましたことに感謝を申し上げます。

義務教育関係では、少人数学級または少人数指導を全学年に取り入れ、基礎学力の定着を目指し、きめ細やかな授業を計画的に進めております。また、外国人英語指導助手による国際理解教育やコンピューターとインターネット等を活用した情報化教育、さらには2年目になる環境教育モデル事業を計画的に展開しております。

第1小学校体育館改築事業につきましては、基本設計及び実施設計業務を発注し、基本設計は簡易コンペ方式を導入し、参加作品の中から公平な審査を経て選定すべく作業を進めております。

幼児教育では、小学校につながる基本的な生活習慣の習得を重点に、心身ともに健康で明るい子供の育成に向けた支援指導に努めております。

生涯学習の推進につきましては、社会教育・社会体育の振興を図るため、体育協会並びに生涯学習文化協会と連携し、各種講座の運営、自主事業の充実や構成団体・グループの育成を図っております。

図書館事業での読み聞かせ会、子ども映画会、造形教室、また公民館事業でのアドベンチャークラブなど、完全学校週5日制に対応するとともに、子どもの居場所づくり事業として位置づけ計画的に進めております。

青少年健全育成事業では、ファミリーふれあいウォーキング、子ども会親善球技大会、少年の主張大会の開催、TPT活動（少年のための少年による非行防止活動）の支援など、関係機関と連携しながら健全育成を推進しております。

また、声かけ事件や不審者対策における子供たちの緊急時の避難場所として、町の公用車15台を「子ども110番のくるま」として設置し、7月から運行を開始したところであります。

次に、平成16年度決算の概要について申し上げます。

我が国経済は、海外経済が急速に回復する中で、基本的には企業収益が増加し、それが雇用の改善を通じて消費にも好影響を及ぼすという景気回復の動きが見られる一方、地方財政においては、「三位一体」の改革の結果、地方財政計画の規模は2年連続で縮小し、地方交付税と臨時財政対策債の大幅な減少が影響し、地方税は伸びたものの、一般財源または一般財源に相当する収入の落ち込みをどう対処するかなど、各自治体の財源不足は深刻な事態と

なっています。

我が町における一般財源は歳入全体の62.2%を占め、29億2,424万7,000円、前年比1.4%増となり、実額では4,071万5,000円の増額となりました。その要因は、地方税や地方譲与税の増、地方消費税交付金等の各種交付金の増額によるものであります。

このような財政環境の中で、国・県の動向を見ながら経費全般について可能な限り節減合理化に努め、限られた節減財源の計画的、重点的配分と経費支出の効率的配分に徹し、第4次総合計画を基本とした「共に生き 共につくる 牧場の朝のまち 鏡石」の創造に向けた各般の施策を展開してきたところであります。

特に、都市基盤・生活環境の整備、住民生活の充実、産業・教育文化の振興、行財政運営の健全化を基軸として各種事業を行い、一般会計の決算額では歳入47億235万2,000円、前年比12%増、歳出が46億1,594万8,000円、前年比12.6%増となり、最終的には平成16年度の一般会計の決算において実質収支で、8,640万4,000円の黒字決算となりました。

また、上水道会計を除く全会計の総決算では、80億5,254万2,000円、前年比4.2%増の歳入に対して、79億754万7,000円、前年比4.3%増の歳出となり、実質1億4,495万5,000円の剰余金を生じ、次年度繰り越しを行うこととなりました。

次に、今定例会に提出いたしました議案の内容について申し上げます。

報告第40号の専決処分した事件の承認につきましては、第44回衆議院議員総選挙に係る選挙執行費を地方自治法第179条第1項の規定により処分したもので、同条第3項によって承認をお願いするものであります。

認定第3号の平成16年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定につきましては、一般会計ほか各特別会計並びに上水道事業会計の10会計について、決算認定をお願いするものであります。これら決算につきましては、監査委員の決算審査意見書を付して、さらに当該年度における「主要施策の成果並びに予算執行実績報告書」を提出いたしました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

先ほどの平成「15年度」を「16年度」に、ひとつご訂正をお願いしたいと思います。

議案第130号 福島県市町村総合事務組合の規約の変更につきましては、水防法の一部改正に伴い消防補償事務の共同処理事務条項の改正をするものであります。

議案第131号から134号までの福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更につきましては、それぞれの市町村合併による市町村数の減少に伴う規約等の改正をするものであります。

議案第135号の鏡石町個人情報保護条例の一部改正につきましては、個人情報保護法関連5法が4月1日に全面施行されたことによるものであります。

議案第136号の鏡石町情報公開条例の一部改正につきましては、個人情報保護条例の一部

改正に伴う用語の定義に係るものであります。

議案第137号の職員の給与に関する条例及び議案第138号の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部改正に伴う字句の改正をするものであります。

議案第145号の教育委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、現委員、渡辺タミ氏の任期が今月末で満了となるため、後任に鏡石町岡ノ内415番地、根本彌生氏を選任したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項によって、議会の同意をお願いするものであります。

議案第146号の鏡石町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、現委員、藤田菊一氏、遠藤栄一氏が今月末で任期満了となるため、藤田氏の後任に岡ノ内281番地の1、常松誠氏を委員に選任し、現委員の遠藤栄一氏を再任したく、地方税法第423条第3項の規定によって、議会の同意をお願いするものであります。

次に、議案第139号の平成17年度鏡石町一般会計補正予算の主な歳出につきましては、16年度繰越金のうち2,820万3,000円を財政調整基金積立金へ、社会福祉費へ949万4,000円、道路橋梁費へ700万円、中学校費へ1,271万6,000円、予備費へ1,577万9,000円を補正するものであります。

以上により一般会計の補正予算の総額は、8,755万4,000円となり、その結果本年度予算の累計額は、41億2,076万2,000円となりました。

主な歳入の財源につきましては、県補助金383万5,000円、16年度予算確定による繰越金5,640万4,000円と特別会計からの繰入金等2,548万3,000円を充当いたしました。

次に、特別会計補正予算の国民健康保険特別会計においては、前年度国庫補助事業の実績による返還金の予算計上。老人保健特別会計は前年度老人医療費等実績による精算繰出金の予算計上。介護保険特別会計は、前年度繰越金に係る介護給付費準備基金積立、償還金への予算計上。公共下水道特別会計は、前年度繰越金に係る予算を計上いたしました。

以上、今定例会に当たりまして、町政運営と、提案いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。何とぞよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

認定第3号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（菊地栄助君） 日程第4、認定第3号 平成16年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君）〔認定第3号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

助役。

〔助役 正木正秋君 登壇〕

助役（正木正秋君） おはようございます。

ただいま上程されました認定第3号 平成16年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定についての提案理由をご説明申し上げます。

平成16年度の一般会計と国民健康保険特別会計など9特別会計、それに上水道事業会計合わせた11会計の決算が調いましたことから、ここに監査委員の審査意見書と主要施策の成果及び予算執行実績報告書を添えて提出いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

各決算の概要につきましては、決算書の1、2ページの総括表により説明いたします。

なお、詳細につきましては、設置が予定されております決算審査特別委員会において説明をさせていただきます。

初めに、一般会計でございますが、歳入47億235万2,000円、歳出46億1,594万8,000円、形式収支8,640万4,000円、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支が8,640万4,000円、平成16年度実質収支から平成15年度実質収支を差し引いた単年度収支がマイナス1,760万8,000円となっております。

次に、国民健康保険特別会計でございますが、歳入11億61万3,000円、歳出10億6,583万1,000円、形式収支が3,478万2,000円、実質収支、同額、単年度収支がマイナス164万7,000円。

次に、老人保健特別会計、歳入10億1,032万5,000円、歳出が10億1,032万3,000円、形式収支2,000円、実質収支2,000円、単年度収支、マイナス4,000円でございます。

介護保険特別会計が、歳入4億8,277万1,000円、歳出4億7,004万8,000円、形式収支1,272万3,000円、実質収支、同額、単年度収支が1,113万1,000円。

次、土地取得事業特別会計でございますが、歳入が5,780万5,000円、歳出5,778万8,000円、形式収支1万7,000円、実質収支、同額、単年度収支、マイナス25万3,000円。

工業団地事業特別会計が、歳入2,826万9,000円、歳出2,767万3,000円、形式収支59万6,000円、実質収支、同額、単年度収支49万2,000円。

次に、鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計でございますが、歳入2,309万円、歳出2,216万7,000円、形式収支92万3,000円、実質収支、同額、単年度収支、マイナス56万9,000円。

公共下水道事業特別会計、歳入5億7,101万円、歳出5億6,218万8,000円、形式収支882万2,000円、実質収支、同額、単年度収支が656万3,000円となっております。

次、農業集落排水事業特別会計、歳入6,526万6,000円、歳出6,454万1,000円、形式収支72万5,000円、実質収支、同額、単年度収支がマイナス7万1,000円。

育英資金貸付費特別会計、歳入1,104万1,000円、歳出1,104万円、形式収支1,000円、実質収支、同額、単年度収支がゼロでございます。

これら10会計の合計が、歳入80億5,254万2,000円、歳出79億754万7,000円、形式収支1億4,499万5,000円、実質収支、同額、単年度収支がマイナス196万6,000円となっております。

次に、上水道事業会計について申し上げます。

別冊、上水道事業決算書4ページからの上水道事業決算報告書によりましてご説明いたします。

まず、(1)の収益的収支について申し上げます。

営業収益と営業外収益を合わせた水道事業収益が2億1,951万2,541円、営業費用と営業外費用を合わせた水道事業費用が2億124万7,817円となりまして、当年度は収支差し引き1,826万4,724円の黒字決算となりました。

次に、6ページの(2)資本的収支につきましては、企業債と国庫補助金と合わせた資本的収入が8,575万円、建設改良費と企業債償還金を合わせた資本的支出が1億4,309万5,170円で、収支差し引き、マイナス5,734万5,170円となっております。この不足する額は、過年度分損益勘定留保資金と当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額を補ったところでございます。

以上、平成16年度の一般会計と9特別会計、それに上水道事業会計を合わせた11会計の決算概要を申し上げましたが、よろしくご審議の上、認定賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。よろしく願います。

議長(菊地栄助君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

次に、監査委員から決算審査の意見を求めます。

監査委員、荻原文博君。

〔監査委員 荻原文博君 登壇〕

監査委員(荻原文博君) 平成16年度鏡石町各会計決算及び各基金の運用状況の審査意見について申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成16年度鏡石町各会計歳入歳出決算及び証書類、その他政令で定められた書類並びに各基金の運用状況について審査した結果、別紙のとおり意見書を提出します。

第1 審査の概要

1. 審査の対象

- (1) 平成16年度鏡石町一般会計歳入歳出決算
- (2) 平成16年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (3) 平成16年度鏡石町老人保健特別会計歳入歳出決算
- (4) 平成16年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算
- (5) 平成16年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- (6) 平成16年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算
- (7) 平成16年度鏡石町鏡石駅東第 1 土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
- (8) 平成16年度鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- (9) 平成16年度鏡石町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- (10) 平成16年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算
- (11) 平成16年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算
- (12) 平成16年度鏡石町決算附属書類
- (13) 平成16年度各基金の運用状況

2 . 審査の期間

平成17年 8 月 2 日から平成17年 8 月 8 日まで

ただし、上水道事業会計は平成17年 5 月25日に実施した。

3 . 審査の手続

各会計歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況の書類等について、関係法令に準拠して作成されているか、財産運営は健全か、予算が適正かつ効率的に執行されているかなどを主眼として、関係職員の説明を聴取し関係証拠書類の照合等通常実施すべき審査手続を実施した。

第 2 審査の結果

審査に付された一般会計、特別会計及び上水道事業会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りないものと認められた。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認められた。

第 3 決算の概要

(1) 決算規模

一般会計、特別会計及び上水道事業会計の決算は次のとおりである。

一般会計及び特別会計、計数、次のとおり、計数省略します。

上水道事業会計、計数、次のとおり、計数省略します。

(2) 決算収支

一般会計及び特別会計の総計決算における歳入歳出差し引き額（形式収支）は、1億4,499万5,000円の黒字となっている。

実質収支額も同額である。

この黒字の内訳は一般会計8,640万4,000円、特別会計5,859万1,000円の余剰金が生じたため、特別会計の主なものは、国民健康保険特別会計3,478万2,000円等である。

上水道事業会計は、収益的収入及び支出においては1,826万5,000円の黒字となっている。また、資本的収入及び支出については、5,734万5,000円の不足額が生じたため、資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、過年度分損益勘定留保資金5,265万4,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額469万1,000円で補てんをしている。

決算収支の推移、計数、次のとおり、計数省略します。

（3）主要財政分析指標

普通会計の主要財務比率は下記のとおりである。

財政力指数、15年度0.529%、16年度0.536%。

経常収支比率、15年度80.5%、16年度82.9%。

公債費比率、15年度19.6%、16年度20.3%。

第4 基金の運用状況

平成16年4月1日から平成17年3月31日までの各基金の運用状況は次のとおりである。

計数省略。

第5 審査意見

我が国経済は、ようやく民需主導の回復が見られるようになったものの、本格的回復とは言いがたい状況にある。このような状況下において、地方財政改革については国の関与を縮小し、地方の権限と責任を大幅に拡大するという方針のもと、国庫補助金の削減、地方交付税の制度見直し、国から地方への財源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討し、行財政基盤の強化に努めている。

さらに、地方歳出に関しては、地方交付税の大幅な削減に加えて、過去の国の経済対策等に沿った地方単独事業を削減するとしている。

また、地方交付税の振りかえによる臨時財政対策債などの地方債の増発は、多額の借入金残高を抱えることになり、その償還が今後の大きな負担になるなど深刻な状況にあり、地方自治体においては、さらに一段と厳しい財政運営を強いられることになる。

このような中で、町の主財源である税収の確保に今後一層力を注ぐ必要がある。

町税・国保税その他未収金徴収については、町税等特別対策班を設置し、個別徴収に当たるなど努力は認められるが、長期にわたる経済不況の中、収納率は毎年低下している。

平成16年度町税の現年課税分の収納率は、前年比マイナス1.46%であり、平成16年度国

民健康保険税の現年課税分の収納率についても、前年比マイナス1.62%と大幅に低下している状況にあって、未収金は年々増加している。

今後さらに税収の効果の高い施策に重点化対象を絞り込むなど一層の努力を重ね、未収金回収に努め、収入の確保に当たられたい。

一方、歳出面では、厳しい条件下にある財政状況を踏まえ、鏡石町第2次行政改革の一環として次の経費節減を実施し、効果を上げた。主な項目、正規職員の現員111人から108人、3名減員、臨時職員の現員71人から64人、7人減員、特別職及び管理職手当の一部カット、特殊勤務手当の見直し、原則55歳昇給停止、旅費・日当の見直し、議会議員及び特別職の費用弁償見直し、町単独補助金の総額抑制等の実施によって、かなりの成果が見られた。

財政運営に当たっては、健全財政を町の基本として、今後より一層の事務事業の効率的な運営に努められることを望むものである。

以上です。

議長（菊地栄助君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、認定第3号 平成16年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定によって、議長において指名したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会委員の選任については、議長において指名することに決しました。

平成16年度各会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員に1番、仲沼義春君、2番、渡辺定

己君、3番、今駒隆幸君、4番、根本重郎君、5番、大河原正雄君、6番、柳沼俊行君、7番、今泉文克君、8番、木原秀男君、11番、藤島一郎君、12番、円谷寛君、13番、円谷寅三郎君、14番、森尾吉郎君の12名を指名いたします。

ここで決算審査特別委員会の正副委員長選任のため休議いたします。

休議 午前11時22分

開議 午前11時43分

議長（菊地栄助君） 休議前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会の正副委員長が選任されましたので報告いたします。

平成16年度各会計決算審査特別委員会の委員長に今駒隆幸君、同副委員長に円谷寅三郎君が選任されました。

請願・陳情について

議長（菊地栄助君） 日程第5、請願・陳情については、会議規則第86条の規定により、別紙文書付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

散会の宣告

議長（菊地栄助君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会 午前11時44分

平成17年第10回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成17年9月6日(火)午前10時開議

- 日程第 1 報告第 40号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 2 議案第130号 福島県市町村総合事務組合の規約の変更について
- 日程第 3 議案第131号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第 4 議案第132号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第 5 議案第133号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第 6 議案第134号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について
- 日程第 7 議案第135号 鏡石町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第136号 鏡石町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第137号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第138号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第139号 平成17年度鏡石町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第12 議案第140号 平成17年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第141号 平成17年度鏡石町老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第142号 平成17年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第143号 平成17年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第144号 平成17年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第145号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第18 議案第146号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	仲 沼 義 春 君	2番	渡 辺 定 己 君
3番	今 駒 隆 幸 君	4番	根 本 重 郎 君
5番	大河原 正 雄 君	6番	柳 沼 俊 行 君
7番	今 泉 文 克 君	8番	木 原 秀 男 君
9番	菊 地 栄 助 君	10番	小 貫 良 巳 君
11番	藤 島 一 郎 君	12番	円 谷 寛 君
13番	円 谷 寅三郎 君	14番	森 尾 吉 郎 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 賊 政 雄 君	助 役	正 木 正 秋 君
収 入 役	大河原 直 博 君	総務課参事兼 課 長	円 谷 光 行 君
税務町民課長	角 田 勝 君	健康福祉課長	遠 藤 栄 作 君
産 業 課 長	小 林 政 次 君	都市建設課長	椎 野 優 偉 君
上下水道課長	黒 津 政 美 君	教 育 長	斎 田 一 男 君
教 育 課 長	今 泉 保 行 君	出 納 室 長	八 巻 司 君
教 育 委 員 会 長	稲 田 耕 筈 君	選 挙 管 理 長	曾 根 巧 君
教 委 員 会 長		委 員 会 委 員 長	
農 業 委 員 会	會 田 栄 夫 君		

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	面 川 武	主 任 主 査	大河原 久美子
-------------	-------	---------	---------

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（菊地栄助君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

会議規則第2条による欠席の届け出者は皆無であります。

議事日程の報告

議長（菊地栄助君） 本日の議事は議事日程第2号により運営いたします。

報告第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第1、報告第40号 専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君）〔報告第40号を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

助役。

〔助役 正木正秋君 登壇〕

助役（正木正秋君） 皆さん、おはようございます。

ただいま上程されました報告第40号 専決処分した事件の承認についての提案理由をご説明申し上げます。

本件の専決第38号 平成17年度鏡石町一般会計補正予算（第3号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものでございます。

補正の内容は、このたび執行されます第44回衆議院議員総選挙に係る選挙経費の計上であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ820万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億3,320万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、6ページからの事項別明細によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

助役（正木正秋君） 以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

12番、円谷寛君。

〔12番 円谷 寛君 登壇〕

12番（円谷 寛君） 12番議員の円谷寛です。

今の補正予算について、ちょっとお伺いをいたします。820万8,000円の内訳についてですが、この選挙は、大変国費で750億円も使うということで、大変財政難の中で問題のある支出であるというふうには思うんですけども。

我々、ちょっと内訳についてお尋ねをしたいのは、今、事前投票というのですか、前は不在者投票と言ってきたのを期日前投票ということでやっているんですが、これの関係で、予算的に今までの不在者投票と比べてどのくらい支出がふえるのかをちょっとお尋ねをしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（菊地栄助君） 執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 12番議員の質問にお答えいたします。

期日前投票についてであります。今までですと、不在者投票が6時で終わるわけですが、8時まで延びるということによって、諸経費については33万4,400円でございます。これが、人件費を含めると約120万円程度ふえる見込みです。

議長（菊地栄助君） ほかに質疑はありませんか。

14番、森尾吉郎君。

〔14番 森尾吉郎君 登壇〕

14番（森尾吉郎君） 専決38号です。ただいま、第44回の衆議院選挙が告示中でありまして、熱烈な、非常に厳しい選挙をやっているわけでありまして。そういう関係から、県委託金という形でございますから、これは入金でございますから、何のこれはないけれども、非常にこれは前回の選挙よりも委託金が120万円から、私は随分ふえているなと思ったんですが、これは入ってくる金であるから構いませんけれども、結構、そちらの説明において、有権者、鏡石町非常にふえているということで、これはいいことかなと思います。人口の増にかかわる問題でございますから。

そこで、今聞きたいなと思ったのは、ただいま総務課長申し上げているように、7時から6時、そしてこの2時間という間、やはり8時までは開票することできないで待っていて開票に入るんだと、そういう時間帯の2時間のずれの問題というのは、お金に加算されているんだなというように理解したわけでございますけれども、そういうふうな国は都会が、今農村部は、都会は8時まで投票所が開いているから、用足してきて、遊びにきてまた投票所

があいているから行くかというのが都会のこれは国がやっている。農村部、地方は、8時までやって、冬ならば寝てしまう、それを6時までということは私は強く言ってほとんどのこの役場は7時から6時というようになったわけでありませけれども、これでいいと、それで、その2時間の時間差というもののお金はどういうふうにプラスされるものなのかということ。

それと、非常に9ページに10項目にわたりまして、投票所の管理者の報酬から投票立会人の報酬等ございますけれども、全体で何人の、役場の職員はほとんどがこれにタッチします、全体で何人のメンバーのお金になるものかどうか、その日当になるのかどうかというものをおっしゃっていただきたいと思います。

議長（菊地栄助君） 総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 14番議員のご質問にお答えします。

期日前投票が行われまして、その分全体的にどのような人数がふえるのかと申しますと、人数は、今までの投票ですと事務局対応でしていましたが、朝8時半から8時まで、管理者、立会人、事務補助、そして入れますと、31日から10日まで毎日6名が増になります。そのほか、各投票所においては、今まで従前どおりであります。ただし、その分において、2時間分の報酬等々が変わってきます。トータル人数は、ここではちょっと把握していないので申しわけございませんが、人数については省略というかご勘弁願いたいと思います。手元に資料がございませんので、ふえている理由はそういう事情です。

議長（菊地栄助君） ほかに。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

報告第40号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

議案第130号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第2、議案第130号 福島県市町村総合事務組合の規約の変更についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君）〔第130号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） ただいま上程されました議案第130号 福島県市町村総合事務組合の規約の変更について、提案理由の説明をいたします。

規約の変更理由は、水防法の一部改正に伴い、消防補償事務の共同処理条項を改正するものであります。

一部改正する規約の内容は、別表第2の2の共同処理する事務の欄中「第34条」を「第45条」に改める。これは、水防法の水防に従事した者に対する災害補償の条文でございます。

附則、この規約は知事の許可のあった日から施行し、改正後の福島県市町村総合事務組合規約は、平成17年7月1日から適用する。

以上、説明いたしました。審議をいただき、議決賜りますようお願いいたします。

議長（菊地栄助君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第130号 福島県市町村総合事務組合の規約の変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第131号～議案第134号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第3、議案第131号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方

公共団体の数の減少についてから日程第6、議案第134号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更についての4件を一括議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第131号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてから、議案第134号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更についての4件を一括議題とすることに決しました。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第131号議案～第134号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者からの提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） ただいま上程されました議案第131号から議案第134号までの4議案について、一括上程にて提案理由の説明をいたします。

4議案とも、市町村合併による市町村数の減少に伴う規約の改正であります。

それでは、福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についての提案理由を説明いたします。

平成17年9月30日をもって、会津高田町、会津本郷町及び新鶴町を総合事務組合から脱退させ、並びに同年10月1日から会津美里町を同組合に加入させることの協議に関し、異議ない旨、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第132号ですが、条文名は前条と同じであります。よって、平成17年11月1日から総合事務組合から河東町を脱退させることの協議に関して、異議ない旨、議会の議決を求めるものでございます。

なお、河東町は会津若松市への合併となります。

次に、16ページの議案第133号であります。条文名については、前条と同じであります。平成17年11月6日をもって白河市、表郷村、大信村及び東村を総合事務組合から脱退させ、同年11月7日から引き続き白河市を同組合に加入させることの協議に関して異議ない旨、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第134号の福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更につきましては、平成17年11月30日をもって二本松市、安達町、岩代町、及び東和町を市町村総合事務組合から脱退させ、並びに同年12月1日から引き続き二本松市

を同組合に加入させるとともに、同組合の規約を次のとおり変更すると。

一部を改正する規約の内容につきましては、別表2の1の項の構成団体の欄中、「田村市」を「二本松市、田村市」に改めるものであります。

附則、この規約は知事の許可のあった日から施行し、改正後の福島県市町村総合事務組合規約は、平成17年12月1日から適用する。

以上、議案第131号から議案第134号まで4議案について、一括説明いたしました。ご審議をいただき、議決賜りますようお願いいたします。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより4件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

12番、円谷寛君。

〔12番 円谷 寛君 登壇〕

12番（円谷 寛君） ただいまの提案説明に対して、ちょっとお尋ねをいたします。

131号から134号まで提案されたわけでございますけれども、この133号と134号の文面の中で、ちょっと違う、市町村事務組合の続き、括弧の中です、「常勤職員に対する退職手当の支給事務以外の共同処理」というのが133号になっていまして、134号の方は「全共同処理事務」となっていますね。この辺の違いはどうしてできるのかを、ちょっとご説明いただきたいと思います。

議長（菊地栄助君） 執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 12番議員に申し上げます。この事務組合の共同処理事務に関して等ではありますが、これは性格上の職員退職組合の組合が違うもので、このような条文に入れて改正するという内容です。

議長（菊地栄助君） 12番、円谷寛君。

〔12番 円谷 寛君 登壇〕

12番（円谷 寛君） 違うのはこれで書かれているからわかるんですけども、だから、片方の自治体によって、退職手当の支給事務というものを福島県の市町村の総合事務組合でやっている、そこに任せているところと、市が独自でやっているところがあるわけですか、そういうことなんですか。ちょっと、もう少し説明してください。

議長（菊地栄助君） 助役。

〔助役 正木正秋君 登壇〕

助役（正木正秋君） ただいまのご質問であります。ただいまのお話のとおり、町村の場

合は、ほとんど退職手当組合の方に加入しておりますが、市は独自でやってきた経緯がございます。町村退職手当組合の方でも、市も入っていただくように努力はしてきている経緯はあるんですが、今回こうした合併に伴って、市も加入するという方向での市もあるということでございます。

以上であります。

議長（菊地栄助君） ほかに。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

初めに、議案第131号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第132号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第133号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第134号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第135号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第7、議案第135号 鏡石町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第135号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） ただいま上程されました議案第135号 鏡石町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を説明いたします。

本案については、鏡石町個人情報保護条例は、平成12年4月1日に施行されました。平成15年5月には、民間を含む我が国全体の個人情報の基本となる個人情報保護関連法5法が公布され、平成17年4月1日から全面施行されました。

これに伴い、本町においても処置や制度について見直しを行い、所定の規定を改正するものであります。特に、罰則規定を追加するものであります。

それでは、条例改正について説明をいたしますが、8月30日に全員協議会において改正する新旧対照表等を渡してありますので、改正の条項の要点を踏まえて説明を申し上げます。

最初に2条関係です。

個人情報保護法に関する定義の規定の整備であります。個人情報の定義について、詳細について定義をします。

2つ目に、「公文書」としていた規定を「保有個人情報」と改める規定でございます。

3番目に、「磁気テープ」としていた規定を「個人ファイル」と改めるものでございます。これまで規定されていなかった事業者規定を追加し、用語の定義を明確にするとともに、新たに独立行政法人及び地方独立行政法人法を加えたものであります。

なお、今後これから用語の定義等の条文については随時出ますが、それは説明を省略させていただきます。

次に、20ページをごらんになっていただきます。

20ページには第5条関係であります。これは、個人情報事務取り扱いの登録についてでございます。実施機関が個人情報の取り扱う事務について、個人情報取り扱い事務登録名簿に

登録し、一般の閲覧に供することとしているが、犯罪の捜査及び国の安全、その他国の重大な利益に関する事務については、必要な範囲内で登録しないことができるものとした規定を設けられたものでございます。

中ほどに、その同条第3項に2号を加えてあります。

次に、6条関係であります。これは、個人情報の収集であります。現行条例では、原則として、本人から個人情報を収集することとし、また思想、信条、宗教に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報の収集を禁止としているが、警察の責務遂行を目的として収集する場合には適用を除外するものとした規定が設けられました。

ここに、その条項の加える分がでございます。

次に、20ページの7条関係でございます。

利用及び提供の制限でございます。個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のため実施機関内部で利用し、また当該実施機関以外の者への提供することを原則禁止としているが、いかなる場合でも、目的外利用及び提供ができないとすることにより、事務の適正かつ円滑な遂行に支障が生じたり、本人の過度の負担を強いられることになる場合もあるため、例外的に個人情報を利用または提供できるとした規定でございます。それが、条文の追加で2項からとなっております。

次に、22ページをお願いいたします。

8条関係の適正管理の強化でございます。これは、個人情報の取り扱いの安全確保について、これまでの努力規定を「個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他個人情報の適切な管理のため必要な措置を講じなければならない」旨の義務規定が定められたものでありまして、実施機関の責任を明確にした規定でございます。

次、9条関係、中ほどでございますが、委託等に伴う措置でございます。個人情報を実施機関以外に委託する場合、個人情報の保護のために必要な措置を講じることについて、これまでの努力規定を義務規定に改めるとともに、新たに地方自治法に基づく指定管理者への適用について加えた規定であります。

12条関係を申し上げますと、開示しないことができる個人情報の規定の整備であります。これは、開示請求者以外の個人情報に関する規定の整備をするものでありまして、犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行、その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのあると実施機関が認められたときに相当の理由がある個人情報については、開示しないことができる規定を設けたものでございます。これが、22ページから23ページにわたってその規定が設けられております。

下ほどに、13条及び、次のページになりますが、12条の2関係でございますが、部分開示に関する整備でございます。これは、開示請求者以外から個人情報の開示に係る不開示情

報と分離できる場合の部分開示に関する規定が設けられました。

13条の2は、存否に関する情報についての取り扱いについて、新しい規定が設けられました。これが24ページでございます。

次に、15条の2関係ですが、事案を移送できる規定の新設でございます。自己情報の開示請求及び訂正請求に係る個人情報が他の実施機関から提供されたものであるときや、他の実施機関において決定することに正当な理由があるときは、実施機関と協議の上、事案を移送できる、情報を渡すことができる旨の規定が設けられる規定であります。

次、25ページに行きまして、19条関係は、訂正請求の見直しであります。実施機関は、訂正請求を求める理由があると認めるときは、当該請求に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で当該個人情報の訂正をしなければならないことを義務づけた規定でございます。

実施機関は、訂正決定により、個人情報の訂正をしたい場合においては、個人情報があると認められるとき、個人情報の提供者に対して、速やかにその旨を書面によって通知をすることとするという規定が設けられました。よって、訂正請求は、開示の実施から90日以内で行うことの規定が追加されたものでございます。それが、この条文が続きます。

次、26ページの21条の4項から7項にわたりますは、自己の情報の利用停止請求の規定の追加であります。これは、実施機関の個人情報の取り扱いが不適正であると考えられる場合は、利用者の停止、または消去を不適正な個人情報の提供に対し、提供の停止を求めることができる規定を追加するものでございます。それが7項まで続きます。

次のページの27ページにつきましての22条から24条関係は、是正の申し出に関する規定の削除を行うものである。その削除の理由につきましては、前条の自己情報の利用停止請求権の請求により、これまで任意規定であった自己情報に関する規定として設けているため、是正の申し出に関する規定を削除するものでございます。

下の方の28条の2につきましては、開示請求者等にしようとする者に対する情報の提供等の追加であります。開示請求に対しては、それぞれ容易にかつ的確に情報提供に考慮することが追加されました。

最後のページ、28になります。

32条から37条関係につきましては、罰則規定の訴追でございます。情報通信ネットワークの発展に伴い、行政機関や民間において、大量の個人情報の漏えい、流出事件が相次いでおり、町に対しても、より適正な個人情報の取り扱いが求められていることから、新たに罰則規定を設けたものであります。

なお、罰則の刑量は行政機関、個人情報保護法や他の自治体を参考に設けました。

附則、この条例は公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

以上、説明いたしました。ご審議をいただき、議決賜りますようお願いいたします。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

12番、円谷寛君。

〔12番 円谷 寛君 登壇〕

12番（円谷 寛君） 12番、円谷ですが、今の提案理由の説明に対して、若干お聞きしたいことがございます。

20ページの中段に、第5条の説明で、次の2号を加えるということで、（4）として犯罪の捜査に関する事務、（5）として国の安全その他の国の重大な利益に関する事務ということになっておりますが、これらの、例えば主にこれ警察官ではないかと思うんですけども、そういう人が来て、こういういろいろ個人情報等を請求した場合、本当に犯罪の捜査なのか、あるいは警察は余計なこといろいろやっていますからね、思想調査とかそういうことも含めて。

そういうものかどうかということを実証するような、何か手続といいますか、例えば家宅捜査なんていうのは令状というのが、裁判所の令状が必要なわけですけども、何かそういうものを相手が提示をするのかとか、何かそういう手続的に、どのようにしてこういうものであるということを事務当局が判断するのか、その辺ちょっと説明をいただきたいと思えます。

議長（菊地栄助君） 執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 12番議員の質問にお答えします。

個人情報の収集関係の6条関係でございますが、警察の職務の遂行を目的として使用する場合は適用を除外するという規定でございます。よって、その円谷さんが犯罪捜査等に捜査に来た場合、どのような記録を残すかということではありますが、これにつきましては、当然、須賀川警察署等であれば、当然知っている人の場合については、その内容を聞き、その趣旨をとらえてお答えするという内容です。

現在、それについての書類をどう残すかについては、まだどうあるべきかが明確にはなっておりませんが、犯罪捜査上等については、その都度書類に残すというようなことは今までしていないので、それに従って特に書類を残さず捜査に協力するという形になると思えます。

以上です。

議長（菊地栄助君） ほかに。

12番、円谷寛君の再質問を認めます。

〔12番 円谷 寛君 登壇〕

12番（円谷 寛君） それでは今の問題を再度確認しておきますが、そうすると、例えば警察官であった場合は、そういういろいろ書類を提供しても何も書類も残さない。しかし、何のためにやるのかというその確認は何か必要なのではないかと思うんです。ただ、やみくもにいつでも来て、そういう個人情報をもそういう権力の立場で、常にながさ入れではないんですけども、やれるような状況というのは非常に問題ではないか。この本来の法律の趣旨からいって、これはかなり問題ではないかと思しますので、その辺もう少し詳しい説明、丁寧な説明をお願いしたいと思います。

議長（菊地栄助君） 執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 12番議員に申し上げます。

記録のあり方という内容ですが、これは、戸籍等々において公文書でいろんな捜査上必要な場合においては公文書で参りますので、これは当然残ります。そういう公的に裁判とか刑事訴訟等が行われる場合には、正式な証拠書類としての提出依頼があった場合においては、当然これは公文書扱いの中で取り扱っていく内容であります。

その他細かいことについての情報についての協力関係は今までどおりでありますので、正式には公文書等により回答しています。

以上です。

議長（菊地栄助君） ほかに、質疑はありませんか。

14番、森尾吉郎君。

〔14番 森尾吉郎君 登壇〕

14番（森尾吉郎君） それでは、議案第135号、個人情報の保護条例という形で、非常に最近はこのように保護条例という難しいような条例が上で定めて、地方に流しておいて、最近では非常にこの保護条例は確かに行き渡っている点もあるし、難しい点と、そしてこれを聞いても教えることできないというようになっている現状にはあることは間違いございません。

そこで、お尋ねしたいことは、今回のこの保護条例でございますけれども、個人情報の保護法関連で、保護法はこれ4月1日から施行されている、現在で。これは、先ほど申し上げているように、12年、15年、16年もう6年からなっている関係から、皆さんどれだけ町民の皆さん方にどの程度この保護条例というものを理解されているものかわかりませんが、そうした問題において、前の円谷君もおっしゃっているように、刑事問題、事件

の問題等が円谷君が質問しているから、これ理解、私質問しませんけれども、この保護条例が施行されている今日において、非常にこの本町において、この期間事件というもの、あるいはそういうふうな、仮に捜査に該当するようなそういうむずかしい事件、あるいは問題等ややこしい問題、そういうものが何件かあったものかどうか、この点をお尋ねしておきたいと思います。

議長（菊地栄助君） 答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 14番議員にお答えします。

この個人情報保護条例が施行されて、その後事件が発生したのかという内容でございますが、現在までにそのような事件で発生はございません。

鏡石町には、個人情報保護審査会というのがございます。異議申し立てがあった場合の手続等がございますが、これに係った事件も一切ございませんので、今そのような事件が発生はしておりません。

議長（菊地栄助君） ほかに質疑はありませんか。

14番、森尾吉郎君の再質問を認めます。

〔14番 森尾吉郎君 登壇〕

14番（森尾吉郎君） しかし、個人情報の保護条例ですが、一番はやはりこの個人的なプライバシーという問題が条文に、19ページ上段に載っております。

個人的な問題において、今お答えしているように、鏡石町にはそういう施行されて4、5、6年となっておりますけれども、ないというけれども、個人的にいろんな行政にかかわらない個人と個人との間であるけれども、個人的にいろんな問題が、保護司の皆さんにお願いしたり、そういう問題等は保護司を通して行政の中でなどは何件かあったかどうか。

それから、これは新しくなっている保護条例において、事業者に対すところの保護条例、法人法のその他の団体ということでもありますけれども、事業者においても、事業者というのはなかなか自分の事業を生活かけてやっているわけですから、その事業者がどのように独立立法等に基づくということになっておりますけれども、事業者に対する鏡石町を例とすれば、本町の事業者に対すところのそういった問題等はあったかどうか、この点をお尋ねしようと思います。

議長（菊地栄助君） 執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 14番議員の質問にお答えします。

この個人情報の関係での問題において、保護司等から通じての問題があったのかということでございますが、現在のところそれについては把握はしておりません。そのほか、2番目に事業者等に対する個人情報関係のトラブルはあったのかについても、各課からの内容はまだこの点については上がっておりませんし、苦情等は窓口で対応はしたかもしれませんが、今のところはありません。

議長（菊地栄助君） ほかに。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第135号 鏡石町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第136号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第8、議案第136号 鏡石町情報公開条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第136号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） ただいま上程されました議案第136号 鏡石町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を説明いたします。

本案は、個人情報保護条例の一部を改正に伴う用語の定義に係る改正でございます。

次ページ、30ページをお願いします。

一部を改正する内容で、2条第2項を次のように改める、これは定義でございます。2項を、この条例において「公文書とは」というふうに定義されております。「公文書」とは、

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。ということで、(1)、(2)でありまして、(1)の官報、公報から書籍その他不特定の多数のものに販売することを目的としたものを発行したのものについては除外すると。(2)に、教育委員会において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの、古文書、写真等を含めます。

附則、この条例は公布の日から施行するということであります。

以上、説明いたしました。審議をいただき、議決賜りますようお願いいたします。

議長(菊地栄助君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(菊地栄助君) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(菊地栄助君) ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第136号 鏡石町情報公開条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(菊地栄助君) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第137号、議案第138号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(菊地栄助君) 日程第9、議案第137号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第10、議案第138号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(菊地栄助君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第137号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第138号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定

についての2件を一括議題とすることに決しました。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君）〔第137号議案、第138号議案を朗読〕

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） ただいま上程されました議案第137号そして議案第138号の2議案について、一括提案の説明をいたします。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期つき職員の採用に関する法律の一部改正に伴う字句の改正を行うものであります。

次ページをお願いします。

改正の内容につきましては、5条、これは初任給、昇級、昇級基準の規定でございます。「55歳を超える職員は、」を「55歳に達した日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員は、」に改めるものでございます。

下の5条の2、11条の2項、これは単身赴任手当、13条の2項、超過勤務手当、15条、勤務1時間当たりの額の算出でございます、及び26条は非常勤職員の給与でございます。その1項「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改めるものであります。

附則、この条例は公布の日から施行する。

次に、議案第138号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、条例改正は、前条と同じく字句の改正を行うものでございます。

次のページの34ページをお願いします。

改正する内容でございますが、2条の2項、1時間の勤務時間、3条の1項は休日及び勤務時間の割り振り関係です。これも4条の2項も同じで、12条関係は有給休暇関係です。18条中の、これは非常勤職員の勤務時間、休暇等の規定でありまして、「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改めるものであります。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上、議案第137号、議案第138号の2議案を一括説明いたしました。ご審議をいただき、議決賜りますようお願いいたします。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

初めに、議案第137号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第138号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第139号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第11、議案第139号 平成17年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第139号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） ただいま上程されました議案第139号 平成17年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）の説明に当たり、8款土木費、4項住宅費、1目住宅管理費の境団地修繕工事費につきましては、結露性によるカビが発生したために修繕するものでありますが、構造上等の原因も一部考えられるところでございますが、管理者である町が入居者に対して適切な指導、管理が十分でなかったためにこのような事態になってしまい、まことに遺憾に存ずる次第であります。今後は、かかることがないよう職員並びに入居者の管理指導の徹底を期してまいる所存であります。

なお、議案の説明については、助役より説明をいたさせます。

議長（菊地栄助君） 助役。

〔助役 正木正秋君 登壇〕

助役（正木正秋君） ただいま上程されました議案第139号 平成17年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、主に平成16年度決算に伴う繰越金、繰入金等に係る歳入歳出の補正となります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,755万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億2,076万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては、40ページからの事項別明細によりまして説明いたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

助役（正木正秋君） 以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

12番、円谷寛君。

〔12番 円谷 寛君 登壇〕

12番（円谷 寛君） 12番議員の円谷ですが、今の助役の説明に対して、2点ほどお伺いしたいと思います。

1つは、この町営住宅の改修、管理費で290万円というお金がかかってくると、全員協議会の方でも大分議論があって、やはりこれからいろいろな問題が発生した場合、一つの悪い前例をつくっては困るのではないかという心配が出されておりました。やはり、後々まで悔いのないような、また同じような事案が出た場合に、また町がいろいろもめないような、そういう対応がこの場合必要ではないかと思うんです。

いろいろ当事者の管理不十分ということも前々から説明をされているわけですが、先ほど、町長の説明にちょっと、説明冒頭でやったときに、構造上の問題があったというふうな発言がございました。もし、この構造上の問題があったとするならば、設計業者の責任とか、あるいは施工した工事請負業者の責任はないのかどうなのか、その辺も含めてやはりきちんと論点を整理しておく必要があるのではないかと思いますので、その辺について設計にもし問題があったとするならば、やはりその辺の責任についても明らかにすべきではないかというふうに思うんです。

もう一つは、やはり町の財産を管理するそういう担当の部署があるわけですから、そうい

う人たちがきちんと管理していなかったとするのならば、そういう責任の所在というものもやはり明らかにしていけないと、町民の血税がこのように大金が費やされるわけですから、その辺についてもきちんとすべきではないかと思うんです。

2つ目は、45ページの車の購入に関連して、役務費として自動車リサイクル料が13万円というふうに計上されています、45ページの説明欄で。その13万円のリサイクル料というのは、我々が通常考えている自動車のリサイクル料としては高すぎるんです。だから、もしかして何台もあるのか、あるいはどのような特殊なリサイクルの仕方をするのか、その辺ちょっと説明をいただきたいと思います。

議長（菊地栄助君） 執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 12番議員の質問にお答えします。

最初の町営住宅の件でございますが、町長が構造上というのを申し上げた内容には、構造の高気密であるというつくり方ということであります。そういうことで、助役が先ほど申し上げたそういう中での天井、壁、床、構造分が中心となったということであります。

これについては、町の条例20条3項等により判断をいたしました。そういうことで、内容も一部加味されると。

なお、その管理につきましては、今後このような大きな問題になる前に、やはり入居者にきちっとした相談、報告等を厳重に注意、指導しながら、こういう問題が発生しないよう、事前に十分な指導を図っていく。よって、入居者にその報告等の十分図られるよう、町の管理者の方から強く求めていくものであります。

あとは、財産管理の所在につきましては、財産管理につきましての内容でございますが、そういう責任の中で、今回は至らぬ面があったため、先ほど町長が言ったとおり、今後はそういうことを明確にして入居者の責任を十分図られるようしてまいりたいということです。

なお、そのリサイクル料につきましては、これリサイクル法がございまして、その廃車する場合の使用料金、そのほかに若干含まれている別なものがありますので、ちょっと調べてから報告をさせていただきますので、よろしく願います。

以上です。

議長（菊地栄助君） 助役。

〔助役 正木正秋君 登壇〕

助役（正木正秋君） ただいまの円谷寛議員のご質問であります、45ページの総務管理費の中の役務費の自動車リサイクル料13万円に対するご質問であります、これにつきましては、公用車のリサイクル料でございまして、今年度9台分の車検が予定されております。1

台 1 万四、五千円の経費がかかりますので、その総合的な費用として計上させていただきます。

以上であります。

議長（菊地栄助君） ほかに。

円谷寛君の再質問を認めます。

〔 1 2 番 円谷 寛君 登壇 〕

1 2 番（円谷 寛君） 総務課長の答弁にちょっと再質問させていただきますが、総務課長、今後、今後とばかり言うんですが、今後ではなくて、今回の経過で責任の所在を明らかにすることはできないのか、やらないのかという、こういうことを聞いているわけですから、今後についてはもちろん当然のことだと思いますが、今回のことで何らかの責任の所在を明確にすべきではないかということを知っているわけですから、今後、今後だけですりかえてしまっただけでは困ります。その辺よろしくをお願いします。

議長（菊地栄助君） 執行の答弁を求めます。

町長。

〔 町長 木賊政雄君 登壇 〕

町長（木賊政雄君） 再質問にお答えいたします。

先ほど、冒頭に申し上げましたように、十分そういった責任を私ども痛感しているわけですので、その責任を果たすためには、今後かかることのないように十分意を用いて執行していきたいと、このようなことでございます。

議長（菊地栄助君） ほかに。

4 番、根本重郎君。

〔 4 番 根本重郎君 登壇 〕

4 番（根本重郎君） 4 番の根本でありますけれども、今話が出ておりました町営住宅の修繕関係について、二、三質問したいと思います。

今まで、全員協議会等でいろいろと執行側からの説明があって、敷金のみの相手からのお金の徴収だけで済んだというふうなあれなんですけれども、1 つ目として、3 月から今まで何回かの相手方との話し合いというのがあったかと思うんですけれども、結果として290万円を町から出すというふうなことになったんですけれども、その結果として、相手と何か契約というか書類というか、そういう取り交わして議会に上がってきたのかなと思うんですけれども、その辺はどうなのかどうか。

あとは、これからは管理、指導をするというようなことなんですけれども、1 つは判例というのがありまして、これは名古屋簡易裁判所の平成15年度の敷金返還請求ということなんですけれども、退去時に敷金等で修繕をしたんですけれども足りないということで市側から

請求をしたと、それに対して当事者が訴えた、金額とすれば七、八万円くらいなんですけれども、敷金とかで3万何がしの金だと、不足分を払ってもらいたいということでやったんですけれども、この市の場合は、条例に細かくうたっていないというふうなあれが裁判上で出てきたんですけれども、条例にうたっていないなくても、要するに公営住宅法等に準じてやれば原告は払いなさいというふうな結論になったわけです。

しかし、我が町には町営住宅の条例がありますし、当然当事者、中に入ってる方とか、当然この条例は見ているというふうに私どもは思っておりますけれども、そういうあれからすると、やはり100%近く町側に非があるというふうなことは、今まで何回も説明受けたんですけれども、なかなか納得がいかないというふうな面がありまして、再度その辺をお聞きしたいと。

それと、先ほどの質問で、構造上どうこうという話が出たので、責任の話はしませんけれども。あと、これからの管理を徹底して、町で職員が2回ほど、年に各戸を回って指導するというような話があったんですけれども、やはり高気密というふうな中でやるんならば、やはり専門業者が入らないと職員では無理だと思うんです。やはり、そういうふうなことで、専門業者の指導、管理をさせてもらうというふうな方向で行くべきだと思うんですけれども、それらに関してはどう思うか。

以上、お伺いいたします。

議長（菊地栄助君） 答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 4番議員の質問にお答えします。

町営住宅の修繕等に関して、相手からの取り交わし等があったのか、これは一切ございません。

いろいろ、今判例のことを申し上げられましたが、まず町の条例においては、畳の畳がえ、障子、ふすま関係でございます。そういうものについて、敷金の中から、逆にそれがそれ以上超えた場合等では、敷金外から出た場合については、当然その分については入居者からいただくことになるという考えを持っております。

3番目の、これからの入居者がそういう結露等が発生した場合において、事故の小さいうちに相談を受けるよう等々したいと。なお、そういう場合においても、我々では判断しにくい場合には、専門の県技術センター及び建築士等に相談、指導を受けてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（菊地栄助君） ほかに質疑はありませんか。

8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

8番（木原秀男君） 8番、木原でございます。

今、町営住宅の件なんですけど、町長、助役に機先を制せられたとということで、ちょっとだけ質問させてもらいます。

一応、この290万円というこの数字は、何人分の税金から、何人分の方から税金として承って支払うかというふうなことを、要するに血税ですけども、これを十分にわきまえていただきたいと思うんです。

構造上のミス、設計のミス、施工のミス、管理ミス、どちらかまた、はっきり私らも現場は見ておりますけれども、その辺は定かでは私としてはわかりませんが、町民の血税を290万円出すというふうなことは大きな問題だと思っております。

一応、そういうふうな謝罪と、いろんな真摯なるあれがありましたから、私どもとしては少々納得はいかないんですけども、認めざるを得ないなというふうな感じはします。

関連なんですけれども、今、境の川名という方の地盤沈下の件も係争中というふうに伺っておりますが、これはわかる範囲で途中経過ということで、それも心配しております。今後、どのくらいの金がかかるんだかわからないですね。だから、わかる範囲で途中経過などお答えいただければありがたいです。

以上です。

議長（菊地栄助君） 総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 8番議員のご質問にお答えします。

質問の内容としては、関連質問ということで受け取ります。

地盤、不同沈下の件につきましては、昨年の4月から公判が行われて現在に至っております。

私たちの予定ですと、今こころにいろいろ結審ができるかなと思っておりましたが、まだいろんな面での相互主張がございますので、また何回かかかるというふうに予測しております。相互の資料提出によって、いろいろ展開が変わってきますので、あと何回かというのも今のところちょっと見えない状況であります。そういう状況なので、ご理解していただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

議長（菊地栄助君） ほかに。

木原秀男君の再質問を認めます。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

8番（木原秀男君） 再質問いたします。

私が言っているのは、60万円か何かの手付金は払ったと思うんです。それで、途中報告、経過報告ですよ、それをなぜ議会に報告しないのかというふうなことを私は聞いておるんです。途中経過は報告しなくてもよろしいんですかというふうなことを聞いておるんです。よろしくをお願いします。

議長（菊地栄助君） 総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 8番議員の再質問にお答えします。

今、裁判中でございます、途中経過を報告をできないのかということでもあります。本当に、今の状況の中で、弁護士とも相談の結果も踏まえてであります、今裁判中で報告できないということでもありますので、ご理解を願いたいということです。

議長（菊地栄助君） ほかに。

7番、今泉文克君。

〔7番 今泉文克君 登壇〕

7番（今泉文克君） ただいま、補正につきまして説明をいただきました。それで、2点ほどちょっとお尋ねさせていただきます。

1つは、48ページの老人福祉費の関連でございますが、ここで15節説明で、工事請負費の高齢者社会対策推進事業ふれあいゾーン設置工事というもので320万円ほど計上されております。これは、その場所、あるいはその設置の内容、そして今度は設置した後のそれらの管理はどのようになってくるのかということをお尋ねさせていただきます。

あと、2つ目は、ただいまの質問、皆さんから出ておりました町営住宅のこの工事費関係でございますが、ここで支出ばかりが290万円ということ載っております。しかし、先ほど総務課長の説明によりますと、敷金等は充てるということでもいっているわけなんですが、その敷金が収入の部分でこの雑入にも入っていないし、あるいはここでも財源というんですか、補正額の財源内容の中でも、ここに入ってくるのかなと思って見ておったところですが、そこにも出ておりませんし、そのようなものはどちらの方に行っているのかをお尋ねさせていただきます。

議長（菊地栄助君） 答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 7番議員の質問にお答えします。

町営住宅の敷金の管理方法なんですが、これは歳入歳出外現金に入っております、今回はその入っておりますので予算には計上してありませんが、この現金の取り扱いを行っております。

議長（菊地栄助君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 遠藤栄作君 登壇〕

健康福祉課長（遠藤栄作君） 7番議員のご質問にお答え申し上げます。

老人福祉費のふれあいゾーン設置工事ということでございますけれども、これにつきましては、昨日町長の方からもあいさつにございましたように、高齢者の健康づくり事業に介護予防事業を取り入れて、高齢者の閉じこもりとか転倒、認知症の予防事業ということで、今年から老人クラブを単位に、おたっしや健診ということで実施してございます。そういったものからもう一步踏み出しまして、県の事業でございますが、県の単独の事業であります高齢社会対策推進事業、こういったものを取り入れて町中ふれあいウォーキング事業ということで、実施しようというものでございます。

これにつきましては、先ほど助役の方からもありましたように、案内板、休憩ゾーン、ふれあいベンチと、こういったものを設置する予定なんです、ご質問の場所、管理の方法、これについてはこれから関係団体等も含めて協議をしながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（菊地栄助君） ほかに。

14番、森尾吉郎君。

〔14番 森尾吉郎君 登壇〕

14番（森尾吉郎君） それでは、補正予算についてお尋ねをしたいと思います。

まず、45ページの委託料という、これは不動産鑑定委託料とあって、先ほど4号線と、こうなっていますけれども、この4号線拡幅に対するところを町全体の4.4キロを最初予定がなされております。そういう中を、不動産鑑定士によってその買収単価を決めるための不動産鑑定士をお願いするものかどうか。あるいは、役場庁舎内の施設内だけの不動産鑑定書を計上しているのかどうか、この点をお尋ねしておきたいと思います。

それから57ページになります。

小学校費においてでありまして、13の委託料というのが出ております。いよいよ小学校体育館も町長が単年度によってこれを改築したいという関係から、その設計に対とところの設計委託料というものが今回計上されております。そういう関係から、この委託料に対とところの、それに伴って今度は地質の調査費というのが出ております。地質調査ね。当然、やはり大きな体育館、まだ平米数等は教育委員会の方では発注していませんけれども、やはり1,000平米、1,200平米、1,500平米というのが大体の面積かなというように予想されるわけでありまして。そういう建物をつくるにおいては地質調査、現在の小学校、今3万平米、3町ですね、その中においては、山林、山ですね、これが県有地として今回4号線の拡幅のた

めに約半分は買収される予定になっているのではないかというようになっております。

そういう関係から、この体育館をどこに設置するのかどうかということにおいて、その場所等と地質調査を何カ所をどういうふうに調査するのかどうか、その箇所の件についてお尋ねをしておきたいと思えます。

それから、中学校費において工事費が計上されている。中学校体育館、これ前の町長の本当の引退する前の体育館が今現在屋根の改修をしなければならないということによって、設計委託料ということを経上すると。あの体育館、延べ数2,000平米等、この県南地方においては、2,000平米というのは第3番目の体育館であります。そういう関係から、あの体育館の現在のかまぼこの屋根をどのような形に変えるものかなというように私は考えるわけであり、それが設計業務、改修に対する工事設計委託料かなというように理解するわけであり、けれども、現在のあのかまぼこの屋根、岩瀬農業高等学校の先生方といろいろ話するんですけれども、東北地方の雪国地帯というものは、体育館つくる場合、いろいろつくる場合は、余りハイカラの屋根はつくるなという。それはなぜかという、今、雪は少なくなった、だけれども雪降ったり、雨降ったりするとおかしな屋根、格好よく今の設計士の人達は描く。そうすると、やはり谷が出る。昔から、昔の例えの言葉、わら屋根、曲がり角屋根は、貧乏はかいぐと言われた、曲がり角ね。そこに谷ができる。谷には雨がたまる、雪がたまる、そして漏れる。そういう言葉もあります。そういう関係から、やはり東北地方あたりのやはりこういう建物はかまぼこ式とか、それから合掌づくり、現在の合掌づくり。合掌づくりの0.0というはかわら、0.7というのはトタン屋根の勾配と、こうなっているわけです。そういうふうに、そういうものをつくるべきだというんですけれども、今そこで、委託がどういうふうに今度は屋根を改造するものかどうかわかりませんが、その改修工事に係る設計ということをお尋ねするわけでございますけれども、その点について、教育委員会、どういう考えを持っているかどうか、お尋ねいたします。

議長（菊地栄助君） 執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 14番議員の質問にお答えします。

45ページの委託料でございますが、これは先ほど助役が申し上げたとおり、旧交番跡地を売りたいということで単価決定の参考の資料にするものであります。

以上です。

議長（菊地栄助君） 教育課長。

〔教育課長 今泉保行君 登壇〕

教育課長（今泉保行君） 14番議員のご質問にお答えいたしたいと思えます。

1 点目が 1 小の体育館の場所と地質調査の何カ所かということでございますが、1 小体育館の改築工事につきましては、現在その基本設計を簡易コンペ方式という形で作成しております。そのコンペ作品の中で、場所等も含めまして形を描いてくれというふうなことで指示しております、その場所も含めた中で検討を現在進めております。

それで、地質調査につきましては、これにつきましても、専門的な見地からは、点数は多ければ多いほど確実な情報を得られるわけですが、最低限 2 カ所を調査したいということで、その 2 カ所の先を結ぶような形で体育館の場所も含めた中で、2 カ所の地質調査を予定しております。

続きまして、2 点目の中学校の屋根の関係ですけれども、中学校の屋根につきましては……

〔発言する者あり〕

議長（菊地栄助君） 休議します。

休議 午前 10 時 51 分

開議 午前 10 時 51 分

議長（菊地栄助君） 休議前に引き続き会議を開きます。

教育課長。

〔教育課長 今泉保行君 登壇〕

教育課長（今泉保行君） 中学校の屋根の件でございますが、先ほどどのような形かということでございますけれども、現在中学校の屋根は基本的に切妻になっております。その切妻の形状の中で、どのような方法がよろしいか考えておりましたけれども、新しくふき直す方法、さらには鉄板をかぶせてしまう方法等が考えられております。

今回は、期間的な問題、経費的な問題から、現在の切妻の形の屋根に鉄板で覆った形で改修したいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とかえさせていただきます。

議長（菊地栄助君） ほかに。

14 番、森尾吉郎君の再質問を認めます。

〔14 番 森尾吉郎君 登壇〕

14 番（森尾吉郎君） 委託料の不動産鑑定料でございますけれども、現在 4 号線が拡幅の用地買収等の段階に入っている関係から、今その交番、そういう点で、やはりというか、わざわざお金をかけて町が町の公共施設、管理の中の交番ということになっていきますからですけども、やはりこの 4 号線の拡幅のために不動産鑑定士が入って国・県はどんどん進めている。そういった不動産鑑定士のやつを利用しないでやはりわざと金をかけなくては、やはり町で金をかけてそういうふう売買するに当たってもやらなくてはならない問題かなとい

うように、もうこう鑑定入っていますから、だからそういったことで、それを利用できないものかということをお伺いしておきたいと思います。

議長（菊地栄助君） 総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 14番議員に申し上げます。

交番跡地の土地の買収に係る不動産鑑定でございますが、4号拡張に伴う国土交通省での鑑定が行われているので、それを利用できないかということではありますが、現在4号拡張に対してその不動産鑑定の土地の交渉に役立てる単価については公表できないような状況になっておりますので、うちの方では把握できないということで、鑑定士がその情報を得て決めていくということになると思いますので、利用は今のところ発表になっておりませんので、できない状況であります。

議長（菊地栄助君） ほかに質疑はありませんか。

6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） 51ページ、8款土木費、3項の都市計画費の中のこのみなし道路のセットバック分、これの公有財産の取得に今回進むということで、補正予算が出てきたんですけども、この政策の継続性の原則からいって、過去にこの個人が住宅を建てる場合にどうしても4メートル未満の道路とか、あるいは4メートルであっても隔切りがなされないということで、そういう場所については、寄附採納のとかそういう形で町は受けて、そして建築確認申請許可を下ろしたというような過去もあると思うんですよ。だから、そういう面から、今回の公有財産の購入費については、やはり今後そういう意味での継続性からいっての、何というか説明といいますか、あるいは考えというのですか、それをお聞かせ願いたい。

個人の場合には、やはり今までの考えでいくんだとか、あるいは今回の場合にはどういう場所かわからない、5カ所あるようではありますが、これについては、町が一方的にこういう理由でどうしても必要であるからというのか、その辺をあわせてお聞きしておきたいと思います。質問をいたします。

あと、何回も町営住宅の件については伺い、そして原因もわかっていますが、今後のことを考えた場合に、やはり前の全協の中では請書でやっている、そして個人にはつい最近確認書を渡していると。しかし、請書の中には、あくまでもやはり町の条例に基づくということですね。だから、やはりこの入居者の費用負担義務というのですか、これらはやはりしっかりと守っていただくことが、私は今回大事ではないのかなと思います。

この22条等をもう一度やはり検討し、そして町としてはやはりどうしてもこれだけは保証人含めてお願いすると。あえて、中の構造物までとかというのは、これはできないです。確

かに、公営住宅法からいっても難しい。しかし、最低限の畳、あるいはふすま、そういう一般的な入居者が当然とする一般の賃貸契約でも当然とする行為についてはやはり、保証人にもお願いするというのも考えてもいいのではないのかなど。そういうことで、その辺の考えはあるかどうか伺いたいと思います。

議長（菊地栄助君） 答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 6番議員の質問にお答えします。

町営住宅の件につきまして、今後の場合を含めて入居者の負担についてであります。保証人についての、責任の保証人としての責任の考えはないのかということでありまして、現在この件については今のところ考えていないということです。

議長（菊地栄助君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課長（椎野優偉君） 6番議員のご質問にお答えをいたします。

みなし道路の関係でございますが、過去にはそういった寄附行為もあったということですが、交渉の段階では当然そのようなご説明をした中で協議をしているわけですが、今回につきましては買収というようなことでの設定ということでございます。

議長（菊地栄助君） 6番、柳沼君の再質問を許します。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） 公営住宅の件ですけれども、そうすると保証人の意味がない、どういう意味で、そういうの含めて、結局近隣、あるいは町に対して迷惑をかけないということで、入居に対して入居者を保証するという私は内容であると思うわけです。そういう面から、であるならば、保証人というのはどういうことなのか、そこをお伺いしておきます。どんな役目なのか。

もう1点は、みなし道路の件ですけれども、私は過去それで建築して今住んで、しかし実態は隔切りを了解してもらっている人がいるんですよ。要するに、これは今後改築する場合には隔切りをしますよと、だからこの先にうちを建てたいという方もいるわけですよ。そういう方がいる中では、その時点ではそういうことで了解する。しかし、ほかで町は公有財産としてセットバック分を買収しているのではないですかという話になった場合に、また話がおかしくなると。だから、そういう面で、その政策の継続性というのをどう考えているか。その中で、やはり方針を同じくするという考えはあるかどうか。今後、同じくするか。

議長（菊地栄助君） 総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 6番議員のご質問にお答えします。

保証人の考え方からですが、では保証人とはどういう意味をなすのかということでありませんが、現在においては、家賃滞納で本人が何かの理由によって支払うことができない状況に至った場合、それにかわって保証人が支払う義務があるということです。

今回は、それを町の責務において修理しますが、何かあった場合においては、本人の支払い義務が生じた場合においては本人が支払うと。ただし、それができない場合においては、当然条例等に基づいて、その保証人が支払うこととなりますので、それについては何ら変わっておりません。

以上です。

議長（菊地栄助君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課長（椎野優偉君） 6番議員の再質問にお答えをいたします。

みなし道路の場合ですと、先ほど説明もありましたように、4メートル未満の道路、それから隅切り関係でございます。基本的には、当然買収ということで考えておりますけれども、地権者の方が寄附してもいいということになれば、その時点では寄附を受けるということで考えておりますので、今後も買収を基本に考えていきたいということでございます。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

議案第139号 平成17年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、議事の都合上、昼食をはさんで午後1時まで休議といたします。

休議 午後 零時03分

開議 午後 1時00分

議長（菊地栄助君） 休議前に引き続き会議を開きます。

議案第140号、議案第141号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第12、議案第140号 平成17年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から日程第13、議案第141号 平成17年度鏡石町老人保健特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第140号 平成17年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第141号 平成17年度鏡石町老人保健特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題とすることに決しました。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第140号議案、第141号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課長（角田 勝君） ただいま一括上程されました議案第140号、議案第141号につきまして説明を申し上げます。

まず、平成17年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）であります。補正の内容につきましては、平成16年度事業費確定に伴います国庫補助金返還のための補正でありまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ428万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1,814万8,000円とするものであります。

詳細内容につきまして、68ページから事項別明細書により説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

税務町民課長（角田 勝君） 続きまして、平成17年度鏡石町老人保健特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

このたびの補正の内容につきましては、前年度事業費精算に伴う一般会計への繰越金が主な内容でありまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,487万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億5,199万7,000円とするものであります。

詳細内容につきまして、78ページから事項別明細書により説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

税務町民課長（角田 勝君） 以上、2会計につきまして説明を申し上げました。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

14番、森尾吉郎君。

〔14番 森尾吉郎君 登壇〕

14番（森尾吉郎君） 議案の140号です、鏡石町国民健康保険での補正でございますけれども、今回は前年度の国庫補助金に対するところの事業に対するところの実績の返還金ということで補正予算になっておる関係から、それはすばらしいなと、実績ね、実績によつての償還をしなければならない。毎年しているやつに対してこれだけがお返ししますよというような形になっている関係から、その予算上において、国保会計がそういった中において、今収納率の向上対策を行っている関係で、それなりに70ページにおいて収納率の向上の特別対策事業というのがあります。一生懸命やっている、そういう対策をつくって、そして臨時職員を使って賃金も払っている。この臨時職員の賃金というものに対するこの時間帯はどの程度働いているものかわかりませんが、それに対するところのこの予算が計上されているわけですから、時間帯を教えてください。

それと同時に、今度は16年度の決算審査に入るわけでございますけれども、収納率一生懸命やって、その対策代、補正予算でも前にやった、だけれども、監査の報告においては、収納率の向上に努めると、こういうふうなまとめの中でうたっている。そういう関係から、収納率向上対策において、どの程度の実績が実際上がっているものかわかるか、これをお伺いしていきたいと思えます。

議長（菊地栄助君） 執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課長（角田 勝君） 14番議員のご質問に答えたいと思えます。

まず、収納率向上対策の臨時職員の時間帯についてということでございますが、特別何時から何時までという規定はしておりませんで、その都度その都度業務が発生して対応してもらっているということでございまして、言うなれば終日そういった業務をやっているというような状況でございます。

それと、収納率向上対策の実績はということでございますが、実績については、今手元に資料を持ってきてございませんので、後で報告したいというふうに思えます。

議長（菊地栄助君） ほかに。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

初めに、議案第140号 平成17年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第141号 平成17年度鏡石町老人保健特別会計補正予算（第1号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第142号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第14、議案第142号 平成17年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第142号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 遠藤栄作君 登壇〕

健康福祉課長（遠藤栄作君） ただいま上程されました議案第142号 平成17年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正額につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,272万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,572万1,000円とするものです。

補正の内容につきましては、1つには前年度決算の繰越金に伴う補正と、2つ目には介護保険制度改正によりまして、この10月から介護保険施設での居住費、食費の負担が利用者負担となることから、その制度の改正の中で低所得者にとって過重な負担にならないよう、低所得者の負担軽減を図るためのサービス給付費が創設されたことによりまして、その予算科目の新設とその予算措置を行うものです。

詳細につきましては、86ページの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

健康福祉課長（遠藤栄作君） 以上、提案理由につきましてご説明を申し上げます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第142号 平成17年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第143号、議案第144号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第15、議案第143号 平成17年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）から日程第16、議案第144号 平成17年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第143号 平成17年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1

号)から議案第144号 平成17年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の2件を一括議題とすることに決しました。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会議務局長(面川 武君)〔第143号議案、第144号議案を朗読〕

議長(菊地栄助君) 提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 黒津政美君 登壇〕

上下水道課長(黒津政美君) ただいま一括上程されました議案第143号並びに議案第144号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第143号 平成17年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,122万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,322万円とするものでございまして、平成16年度決算による繰越金を予算計上するものが主な内容でございます。

また、地方債におきましては、96ページの第2表地方債補正のとおり、下水道、高資本費対策借換債として240万円を新たに追加するものでございます。

補正の内容につきましては、98ページからの事項別明細書により説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

上下水道課長(黒津政美君) 次に103ページになります。

議案第144号 平成17年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について説明申し上げます。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,372万3,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、106ページからの事項別明細書により説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

上下水道課長(黒津政美君) 以上、議案第143号並びに議案第144号についてご説明申し上げます。ご審議をいただきまして、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長(菊地栄助君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(菊地栄助君) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

初めに、議案第143号 平成17年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第144号 平成17年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第145号の上程、説明、質疑、採決

議長（菊地栄助君） 日程第17、議案第145号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第145号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） ただいま上程されました議案第145号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

現委員であります渡辺タミ氏は、今月30日をもって任期が満了いたします。その後任といたしまして、鏡石町岡ノ内415番地、根本彌生氏を教育委員に選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によって、議会の同意をいただきたく提案するものであります。

根本氏は、東京学芸大学教育学部を卒業され、昭和58年から平成4年まで小・中学校教諭を務められ、現在は小1と小5の子育ての傍ら、須賀川市の心の教室相談員を務められています。学校教育に情熱を傾け、教員として豊富な経験を持ち、人柄もよく、地域の人望も

厚く、教育委員として最適者と思われるので、ご同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

本案については、質疑を省略し、意見を求めます。

7番、今泉文克君。

〔7番 今泉文克君 登壇〕

7番（今泉文克君） ただいま上程されました議案第145号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて、賛成の意見を申し上げます。

執行より、略歴等につき説明はあったところでございますが、根本彌生氏は矢吹町に生まれ、教育者の家庭で育ち、東京学芸大学卒業後は教職につき、小学校、中学校教諭を歴任されました。その後、子育てのため教職をやめられ家庭に入られまして、現在は須賀川市立中学校の心の教育相談員として活躍されるほか、鏡石第1小学校PTA役員として多くの父母とともに子供たちの健全な成長及び教育に氏の力を発揮されておるところでございます。

今、社会は青少年の非行や犯罪が後を絶たず、町も県のワーストワンの不名誉な数字が出ております。関係者の皆様がその解消のために日々努力しているところでございます。

学校でも不登校や校内暴力など、多様な問題が生じております。これから社会に巣立つ青少年の教育行政は大変重要であり、教育委員の役割も大きなものがあります。

今日まで、学校教育、家庭教育、社会教育に精通し、心の教育相談員として活躍されております根本彌生氏は、教育委員として最適者であると思っておりますので、皆様方のご賛同をお願いいたします。

議長（菊地栄助君） これをもって意見を終了いたします。

これより議案第145号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第145号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は同意することに決しました。

暫時休議いたします。

休議 午後 1時33分

開議 午後 1時34分

議長（菊地栄助君） 休議前に引き続き会議を開きます。

議案第146号の上程、説明、質疑、採決

議長（菊地栄助君） 日程第18、議案第146号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いただきます。

議会事務局局長（面川 武君）〔第146号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） ただいま上程されました議案第146号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

現委員藤田菊一氏、遠藤栄一氏が今月末をもって任期満了がまいりますので、藤田氏の後任として、岡ノ内281番地の1、常松誠氏を委員に選任し、現委員の遠藤栄一氏を再任したく、地方税法第423条第3項の規定によって、議会の同意をお願いするものであります。

遠藤栄一氏は、現在町交通安全協会理事、文化財保護審議会委員などの要職にあり、平成8年10月から3期にわたり固定資産評価審査委員会委員の職もお願いしているところであります。

新しく選任したい常松誠氏は、早稲田大学第二政経学部を卒業され、昭和31年から長年福島県信用農業協同組合連合会に勤務され、連合会常務理事等を歴任されて、平成8年に退職されました。その後、行政区等の地域活動に積極的に努められ、平成16年から仁井田行政区長を務めております。

お二方とも誠実にして公平な方であり最適者であると思っておりますので、同意賜りますようよろしくお願い申し上げ、提案理由のご説明にかえさせていただきます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

本案については、質疑を省略し、意見を求めます。

5番、大河原正雄君。

〔5番 大河原正雄君 登壇〕

5番（大河原正雄君） ただいま上程されました議案第146号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、賛成の意見を申し上げます。

常松誠氏は、現在仁井田区長の要職にあり、地域の方々の信望も厚く、誠実にして公平な方であり、固定資産評価審査委員として適任であると思っておりますので、皆様のご賛同をお願いいたします。

議長（菊地栄助君） これをもって意見を終了いたします。

これより議案第146号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第146号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は同意することに決しました。

ここで暫時休議いたします。

休議 午後 1時39分

開議 午後 1時39分

議長（菊地栄助君） 休議前に引き続き会議を開きます。

休会について

議長（菊地栄助君） お諮りいたします。

議事の都合により、9月7日から9月13日までの7日間休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、9月7日から9月13日までの7日間、休会することに決しました。

散会の宣告

議長（菊地栄助君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時40分

平成17年第10回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

平成17年9月14日(水)午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
日程第 2 認定第 3号 平成16年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について
決算審査特別委員長報告
日程第 3 請願・陳情について
各常任委員長報告
日程第 4 常任委員会閉会中の所管事務調査の申出について
日程第 5 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで議事日程に同じ

追加日程第6 意見書案第33号 分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書
(案)

追加日程第7 意見書案第34号 義務教育費国庫負担制度の堅持・充実を求める意見書
(案)

追加日程第8 意見書案第35号 30人以下学級を柱とする教職員定数改善の早期実現を
求める意見書(案)

出席議員(14名)

1番	仲 沼 義 春 君	2番	渡 辺 定 己 君
3番	今 駒 隆 幸 君	4番	根 本 重 郎 君
5番	大河原 正 雄 君	6番	柳 沼 俊 行 君
7番	今 泉 文 克 君	8番	木 原 秀 男 君
9番	菊 地 栄 助 君	10番	小 貫 良 巳 君
11番	藤 島 一 郎 君	12番	円 谷 寛 君
13番	円 谷 寅三郎 君	14番	森 尾 吉 郎 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 賊 政 雄 君	助 役	正 木 正 秋 君
収 入 役	大河原 直 博 君	総務課参事兼 課 長	円 谷 光 行 君
税務町民課長	角 田 勝 君	健康福祉課長	遠 藤 栄 作 君
産 業 課 長	小 林 政 次 君	都市建設課長	椎 野 優 偉 君
上下水道課長	黒 津 政 美 君	教 育 長	斎 田 一 男 君
教 育 課 長	今 泉 保 行 君	出 納 室 長	八 巻 司 君
教 育 委 員 会 長	稲 田 耕 筰 君	選 挙 管 理 長	曾 根 巧 君
教 委 農 業 委 員 会 長	會 田 栄 夫 君		

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	面 川 武	主 任 主 査	大河原 久美子
-------------	-------	---------	---------

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（菊地栄助君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

会議規則第2条による欠席の届け出者は皆無であります。

本日の議事は、議事日程第3号により運営いたします。

答弁の修正

議長（菊地栄助君） 一般質問に入る前に、9月6日の議案第139号 平成17年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）の審議の中で、6番、柳沼俊行君の質問に対して答弁の修正がありますので、発言を許します。

総務課長。

総務課参事兼課長（円谷光行君） 皆さん、おはようございます。

去る9月6日、議案第139号 平成17年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）の8款土木費、4項住宅費、1項住宅管理費の境団地修繕工事の件で、6番、柳沼俊行議員の保証人に係る質問について「今後の場合を含めて」と答弁をいたしましたので、「今回の場合は」と修正させていただきます。

一般質問

議長（菊地栄助君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

木原秀男君

議長（菊地栄助君） 初めに、8番、木原秀男君の一般質問の発言を許します。

8番、木原君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

8番（木原秀男君） 皆さん、おはようございます。

8番議員、木原秀男でございます。

通告に従いまして、一般質問させていただきます。

台風一過、ロマンチックな言葉だけでは済みませんが、九州地方や山陰地方に多大な被害をもたらせて、何事もなかったように北の空に過ぎ去っております。今年の米の豊作は間違いないというふうなところでございますが、いつ台風が来るかわかりません。こういうふう

な今年の状況でございます。

一方、アメリカではハリケーンという被害が……

議長（菊地栄助君） 木原さん、ちょっとすみません。

休議します。

休議 午前10時04分

開議 午前10時05分

議長（菊地栄助君） 会議を開きます。

どうぞ。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

8番（木原秀男君） 一方、アメリカではハリケーンの被害はミズーリ州、そしてニューオーリンズを中心に、これも水害により未曾有の壊滅的な被害をもたらせております。対応のおくれも取りざたされておまして、超大国のアメリカでは、なぜ発展途上国と見間違うような大被害が生じたのかを首をひねりたくなるような状況でございます。人種差別による人災の疑いということも言われております。

毎年、台風の来襲が激しい日本にとっては、対策の転換を迫られるところでございます。想定外の大雨と風と、そして土砂崩れなどによって大被害を受けております。専門家の話によりますと、これらの異常気象や大雨による大洪水は、地球温暖化が影響しているとの指摘もございまして。海面の水温が1度上昇すると、台風やハリケーンの強さが数%高まると推計されておるそうでございます。温暖化がそのまま進みますと、世界各地では豪雨が激しくなり、1年間の降雨量は地域差によりますが、北米や中国などでは、渇水や水害の危険性もかなり高まり、大いに地球環境の変化が予想されるということでありまして。

この温暖化のため、国連は2050年には現在の2倍の約20億人が大洪水の危険にさらされるという推計もございまして。温暖化会議や京都議定書を否定するブッシュ大統領に対する自然のしっぺ返しと勘ぐりたくもありません。

現在では、自然界の分野でも科学の解明が少しずつ進みまして、特に気象予報の分野では目を見張るものがございます。台風の情報などは、発生から上陸まで、それに過ぎ去るまで、方向が随時実況放送されるわけでございますから、昔から比べれば至れり尽くせりの時代でございます。

その一方で予測できないのは地震であります。8.16、宮城県沖地震、震度5強クラスの地震が発生しておりますが、福島県の被害は新地町と相馬市方面に限られ、屋根がわらの落下が見られるだけで、人的被害がなかったことは幸いでした。しかし、仙台市発注の「スポパーク松森」の建物、ドーム型のつり天井の崩落が発生しまして、31人が負傷した事故であ

ります。しかも、この建物は6月完成、引き渡しと、7月1日オープンとの最新型の建物であります。この事業はPFIの公共工事であります。崩落の原因であります振れどめに関しては、国交省は通達により、過去の大地震の教訓をもとに振れどめの実施を都道府県に通知し、過去の震災の経験を生かすこととされておりました。

また、発注元の仙台市では耐震確認の義務はないと、設計業者は詳細な設計図は作成していないと。また、施工業者は口頭で取りつけを指示したと、各部門ではちぐはぐな責任のなすり合いが続いております。幸い人命にかかわっていなかったからよかったものの、これが命にかかわっていたら、こんな悠長なことは言っていられないはずでございます。行政は安全の確保まで民間に丸投げすることはあってはならないはずでございます。

我が町においても、町営住宅の修繕費として290万の税金が支払われようとしております。また、境地区の保留地の問題もしかりでございますが、執行としては不慮の選択だと思われまますが、原因はどこにあるのか、設計ミスか施工ミスか、また監督ミスか、それとも使用ミスなのか、結局結露水というふうな原因を決めつけておまして、甘い判断だと言わざるを得ません。この築8年の建物が構造上の問題だとすれば、責任はどこにあるのか、今後の問題に大きな課題を残しそうであります。

そこでお尋ねするものであります。1の町づくりについて。

町の民間住宅、公共施設等の建物の震度は大丈夫かについて。そして、建築予定の第1小学校の体育館の耐震は震度幾つまで耐え得られる建物であるのか。そして、その管理監督責任はどこにあるのかお尋ねするものであります。

次に、町づくりの でございます。民間住宅の耐震診断の予算化は必要ではないかについてお訪ね申し上げます。

福島県は宮城県と比べるとかなり地震の対策がおくれているようでございます。今後もマグニチュード7.5前後の地震が想定されておりますが、30年以内の発生確率を見ますと、宮城県沖地震が99%と、東海地震が84%、そして首都直下型、東京ですね、直下型がM7クラスの地震が40%から50%の確率で発生するというふうな推測というふうな予想が立てられております。ちなみに阪神・淡路大震災をもたらした兵庫県南部地震が発生した当時の予想確率が0.3%から8.0%と予想されておまして、この30年以内の確率は99%とか84%は非常に高いものでございます。

東北地方にも、東北から北海道の東側で海溝型の地震の発生も危惧されておりますところでございます。このような規模の地震の発生確率が高まっている中で、日本の木造住宅、民間ですけれども、耐震性の向上はかなりおこなわれているとの推測もでございます。

県は8月18日、木造住宅耐震診断促進事業の実施経費を9月の補正予算案などに盛り込むよう県内市町村に緊急要請しておりますと新聞に出ておりました。この事業は、国・県の補

助事業として今年度にスタートしましたが、実施しているのは福島県では新地町だけだそうでございます。内容を見ますと、耐震診断が必要とされる木造住宅の診断費用を持ち主に補助する事業で、費用の2分の1を国が持ち、残り2分の1の半分ずつを県と市町村が負担するという仕組みでございます。

補助事業を活用しますと、建築面積120平方メートルの平均的な住宅では、消費税込みで12万6,000円の費用のうち、本人負担分は消費税の6,000円程度で済むということでございます。県内で対象となっている木造住宅には29万戸くらいあるそうでございますが、リフォーム済み分を差し引くと2,000戸程度くらいではないかと見られております。5年間で達成したい方針ということであります。我が町も他市町村に先駆けまして、民間住宅の耐震診断への予算化は必要ではないかということでございます。

次に、町づくりについての 水の大切さについてであります。

日本人は水と空気と安全はただだと思っている方が非常に多いと言われております。命の次に大事な水も空気も、そして安全までも今、地球温暖化の状況で脅かされつつあります。

私事になりますが、沖縄の友人の息子が結婚するというので、7月の台風のさなかに沖縄北谷町に行ってまいりました。そのとき余りにも暑いので、朝早く近くの公園に行きましたところ、セミの合唱の中で公園の水道をひねりましたところ、水がさーっと出て、蛇口がさーっと戻り、ぴたりと水道水がとまるというふうな蛇口でございまして、これはおもしろいと思ひまして、公園の全部の蛇口を見ましたところ、この方式の蛇口になっていたわけでございます。これは後で聞きましたところ、自閉式の蛇口であるということがわかったわけでございます。

現地の散歩に来ている方々に聞いてみましたところ、本土と沖縄の水の使い方の違いについては、水は今申し上げましたとおり命の2番目くらいに大切であって、その水を大事にしなければ沖縄では生きていけないというふうな話を承りまして、沖縄はサンゴの島でできていると。井戸水は海水がまざり、余りうまくないと。台風が運んでくる水はすばらしい水だということでありました。ですから、台風は容認するようでございます。

水の大切さについて、沖縄では各家庭に屋上に水タンクがあり、そしてまた地下にも地下貯水槽ということでタンクを設けてあるそうでございます。これだけ水を大切にする沖縄では、公共施設の例えば公園、体育館とか、そういうふうなところの水道の蛇口は自閉式になっておりまして、建物の中はできる限り電子式、いわゆるセンサー式の蛇口を使用しておるようでございます。年間の水道量の節約は、ちょっと数字ではあらわせないそうございましたが、かなりの節水になるというふうな話でございました。

我が町も公共施設、例えば公園等とかでございますが、蛇口の改善の必要はないかということでございます。

次に、町の環境整備についてでございます。

先ほども申し上げましたとおり、今年はこのまま天候が続けば、間違いなく豊作とのことでございます。豊作貧乏というふうな言葉もございますが、いつ上陸してくるかわからない台風に備えてでも、農家の方々は収穫期を待ち望んでおります。

鳥見山公園のグリーンロードの桜並木の件でございますが、あそこの田んぼの隣のグリーンロードでございますから、木が非常に繁茂いたしまして、スズメの巣となっている部分もございまして、一部は田んぼの方にかかっております。その桜の枝の木を巣として、拠点としてスズメが稲穂をついばみ、いろんな面で農家の方の心配といえますか、悔しさといえますか、そういうふうな悲鳴が聞こえてまいりました。一部は地元の人が伐採した部分も私は見ております。

農家の方々は少しでも収穫を多くするために、かかしや、またテープのきらきらとしたというふうなものを張りまして、また防虫ネットなどを張りめぐらせてまして収穫を待ち望んでおるものでございますので、共存共栄のためには少しはスズメにも与えなくてはならないと思っておりますが、その辺を手加減して桜の木の伐採整備関係はできないものかとお尋ねするものでございます。

次に、町づくりにつきましては2つ目です。

これも鳥見山公園なんですけれども、ビオトープ化についてでございます。この質問は、平成14年の6月議会でもしております。答弁といたしましては「環境に配慮した緑の創出を積極的に進めたい」と答弁をいただいております。現在の鳥見山公園を散策してみますと、ロープを張りめぐらしただけで、中に雑草がうっそうとしております。一部は草刈り機で刈り込んだところもございますが、あとのところは手が入っていないのではないかというふうな見受けられるわけでございます。

公園内の野草関係は大変貴重な新種もあるというふうに聞いております。あやめ園に年間に約400万もかけているのですから、我が町はフローラの町づくりを目指しているのでありますから、もう少し公園内の野草関係にも目を向けてはいただけないでしょうかというふうなことでございます。大変さはわかりますが、その管理の面で大変であれば、町には環境フラワー隊とか、ボランティアでやっている花を愛しているグループがございますので、そういうふうな方々に手伝ってもらうとか、依頼するとかというふうな方策はとれないものかというふうなことでございます。

また、ビオトープ関係にいたしましては、これはなかなか専門家でなくてはできないことでございますので、岩瀬農業高校の先生方や生徒に調査研究を依頼してはどうかと思う次第でございます。それとも何か公園の中には、民間の方々が手入れに関しては入ってはならない規則とかあるのか、はたまた公園内の利用に対して、別な考えがあるのかどうかお尋ねす

るものでございます。

以上で第1回の質問を終わります。

議長（菊地栄助君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 8番、木原議員のご質問にお答えいたします。

2番の町の環境整備についてご答弁を申し上げます。

まず、グリーンロードの桜並木の伐採整備の関係でございますが、昭和62年度に整備されたグリーンロードは、唱歌「牧場の朝」の風景をモチーフに、ポプラ並木と町の木しだれ桜、そして日本の原風景をほうふつとさせる桜、ソメイヨシノが植樹され、例年開花時期を迎えますと、多くの皆様がその美しい姿を楽しんでおられます。

通常的环境整備といたしましては、除草作業や病虫害防除等を行っております。昨年も一部ではございますが、水田まで伸びてしまった枝を伐採いたしました。今後も伸び過ぎてしまった枝なども含めて、付近への悪影響が及ばないように枝おろし等を行って、環境整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、鳥見山公園のビオトープ化は必要はないのかというようなお尋ねでございますが、今回、自然を保存する意味でのビオトープ化という貴重なご提言を賜り、地球規模単位での環境を見据えた都市公園づくりを改めて認識した次第であります。

鳥見山公園は、町の中心部に自然林を残す公園として、町民の皆様にも長く親しまれてまいりました。近年、陸上競技場やプール、そしてあやめ園、フラワーガーデン、芝生広場などが拡張整備され、管理された都市公園としての機能が充実されてまいりました。

ビオトープは野生生物の生息空間という意味でもございますが、町といたしましては、鳥見山に自生してきました貴重な草花を残したいと、一部松林周辺の立ち入りをご遠慮願ひ、自然の保全と回復を図ってまいりました。今後も自然保護関係者らのご意見賜りながら、管理された都市公園の中にもビオトープの発想を生かしたビオトープガーデンを視野に入れまして、公園の維持管理に努めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございますが、そのほかの質問につきましては、担当課長等からお答えをいたさせます。

議長（菊地栄助君） 教育課長。

〔教育課長 今泉保行君 登壇〕

教育課長（今泉保行君） 8番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

1の町づくりについての 建築予定の第1小学校体育館の耐震は、震度幾つまで耐え得る建物なのか。また、その管理監督はどこにあるのかについてご答弁を申し上げます。

第1小学校体育館につきましては、現在基本設計及び実施設計に着手しまして、改築に向けて準備を進めております。地震対策につきましては、今回の設計委託に当たり、本体育館は町の防災計画でも避難場所になっていることから、改築に当たってもそれらを想定した設計を求めています。構造耐力、構造に耐え得る力でございますけれども、建築基準法第20条及び建築基準法第施行令第83条第1項に規定されておりますように、荷重、外力の中に固定荷重、積載荷重、積雪荷重、さらには風圧力、地震力などがあります。この中で地震力につきましては、鉄筋コンクリートづくりでは震度6強から7程度を想定して設計されることとされております。

次に、管理監督についてでありますけれども、建築中においては施工業者が責任を持つこととなりますが、完成、引き渡し後には、教育財産として教育委員会で管理することになります。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（菊地栄助君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課長（椎野優偉君） 8番議員のご質問の中で、大きな1番の 民間住宅の耐震診断の予算化は必要と思うが、いかななものかについてご答弁申し上げます。

私たちが住む日本列島は、その地層構造から地震が多く発生することはご承知のとおりでございます。過去にも非常に大きな地震が発生しております。近年でも先ほどご質問の中でもございましたように、平成7年1月の兵庫県南部地震、平成15年7月には宮城県北部地震、平成16年10月の新潟中越地震、さらに本年2月の福岡西方沖地震と大きな地震災害が発生いたしまして、多数の建築物の被害が生じております。

こうした状況から、県におきまして昭和56年以前の旧耐震基準で建てられました木造住宅の耐震診断を促進するため、耐震診断を行うものを派遣する事業を行う市町村を支援する事業が創設されたところでございます。

当該事業の事業主体は町でございます。費用負担割合は国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1ということで実施することになっておりますが、若干個人負担も出てまいるところでございます。

県で示したモデルケースによりますと、先ほどご質問ございましたように、診断費用につきましては12万6,000円となっております。国が6万、県と町がそれぞれ3万、住宅の所有者の方が6,000円ということになっております。現在までのところ、県内では新地町の1町のみ実施をするということでございますが、県では平成18年度に全体の300戸ほど予定しているようでございますので、町といたしましては、事業実施要綱案作成の検討を含めまして、次年度の予算編成の中で検討してまいりたいと考えております。

議長（菊地栄助君） 総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 8番、木原議員の質問にお答えいたします。

の公共施設の上水道の蛇口の改善は図れないのかとのご質問ですが、公園や公共施設の上水道の蛇口については、建設当時の施工のまま残っており、ご指摘のように節水や衛生面からも他の自治体で見直されていると聞いております。

本町においては、鳥見山公園内のトイレの手洗い場が赤外線センサーによる自動水栓により行うシステムとなっていることはご承知のとおりであります。この方式のほか、自閉式オートトップとしてボタン式、ハンドル式等の水栓があります。

ご質問の公共施設への取り付けについては、利用状況とその効果等をさらに調査の上、実態に合わせて取り付けの検討をしたいと思っております。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） 8番、木原秀男君の再質問の発言を許します。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

8番（木原秀男君） 再質問させていただきます。

町づくりについての災害の件でございますけれども、これは建築基準法が1981年、今言われました昭和56年改正になっております。20条、83条の項でございますが、確かに6強から7というふうな改正になりましたけれども、やはり仙台の建物を見れば、そういうふうな建物の設計にはなっていたようでございますけれども、最終的にはどこに責任があるかわからないようなイタチごっこを繰り返しているというふうなことが昨今の状況でございます。その件に関して、私もちょっと勉強不足で申しわけございませんが、最初からそういうふうなFRPとかそういうふうなものに関してはあれが違うのか、責任のあるところが違うのか。

これは確かに仙台の場合は、民間の方の仙台発注でも民間の方と協力してやっているFRPの公共工事でございます。また、今現在のやろうとしている第1小学校の体育館は、町単独の発注と思われまので、その辺のちょっと違い等を教えていただければと思います。

2つ目は、災害についてでございますが、10年後は2015年になりますけれども、我が国は本格的な高齢社会に突入するというふうに言われております。建築基本法の改正に伴う耐震性確保による住宅の寿命の長期化というふうな新時代の課題も間近に迫っているということでございます。これから先の10年に木造住宅、市街地でございますが、木造住宅の解消ですね、いわゆる耐震補強でございますが、できるのが21世紀の高齢化時代に対する地震災害の大きさを左右するというふうに言われております。とにかく超高齢化社会時代を安心して安全で迎えるためには、今日の耐震補強問題も欠かせないと思っております。

国や自治体の対策も重要でございますが、最終的には個々の住宅所有者の責任もあるので

はないかというふうに考えております。こういうふうな観点から立ちまして質問させていただきます。

1つ、よく今年の災害に関しては想定外の災害であったというふうに報じられておりました。今までは想定外じゃなくて想定内の対策であったと思うんですが、想定外の災害に対しては、どのように考えているか。

2つ目、仙台の事故の件につきましては、通達という文書が国交省から行っているというふうに見ておりますが、その通達という文書は拘束力がないのか、責任がないのか、その辺もちょっとお尋ねしてみたいと思います。

3つ目、避難勧告はどの辺まで拘束力があるのか。出ましたね、今年は随分避難勧告が。また避難勧告もしていないというふうな方々もおりまして、大変な災害の目に遭われたというふうなこともございました。避難勧告の件ですね。

4番、例えば災害が発生したときに、災害というふうなものは望みもしませんけれども、ひとり暮らしの老人や重度身障者に対する町としての配慮は、どのような配慮があるのかお聞きします。

5つ目、第1小学校の体育館のコンペの評価の件ですけれども、どのような評価決定をしていくのか。また、その評価決定の人選というふうなことにしましては、民間の有識者の検査も必要かというふうなことと、何人くらいかというふうなことをお尋ねしておきます。

6つ目の災害に対するハザードマップというふうなものは、我が町にはできているかどうかというふうなことでございます。勉強不足のために、私はちょっと見ておらないような感じなんですけれども、その件に関してお尋ね申し上げます。

7つ目、昨日のラジオの放送を聞いておりましたところ、民間人による救急医療の講習会の件でございますが、やはりこういうふうな想定外とかこういうふうな事故がいつ襲ってくるかわからない災害のために、民間人の一応の、例えば民間人というふうなものは役場職員も入りますよね。そういうふうな方々たちの救急医療の講習会などに参加する必要はないのかどうかということです。

8番目、耐震補強を必要とする町において、建物はこれはプライバシーにかかわることでございますが、何件というふうなことではなくて、何%くらいあるのかというふうなことを再質問申し上げます。よろしく申し上げます。

議長（菊地栄助君） 再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 8番議員にお答えします。

わかる範囲内での質問にお答えしますが、最初に避難勧告についてはどういう判断ですか

という質問でございますが、この水害対策等においては、例えば堤防の決壊が襲うと、火事の場合にはこれが大きくなるおそれがある前のことでありまして、堤防なら決壊する前の勧告を呼びかけると。要するに避難指示の前の段階です。避難指示というのは、非常に重要なもので命令でございます、それに従うことということで、その前のおそれを感じたときというのが避難勧告の定義でございます。

なお、重度身障者と高齢者の対応については、災害対策本部等を開催した場合においては最優先するというように対応に当たっていると。

ハザードマップにつきましては、昨日も成田地区の阿武隈川警戒水域について県土木事務所説明会があり、これについて堤防決壊等が生じた場合、内水が出た場合において、水位の高さがどこまでくるかということが平成17、18年で調査をし、その後、ハザードマップをつくる予定でございます。そういうことで今進んでおります。

そのほかの民間医療の協力等の参加のことについては、健康福祉課等とまだ詰めておりませんので、この範囲内でご了承いただきたいと思っております。

以上であります。

議長（菊地栄助君） 教育長。

〔教育長 斎田一男君 登壇〕

教育長（斎田一男君） 8番議員の再質問にお答えを申し上げます。

第1小学校の改築に伴う基本設計、実施設計で大変ご心配のご質問かというふうに思います。まず、設計は現在20社によるコンペ方式で発注がされております。それで評価ということでございますが、現在のところは専門の、これは日大工学部の関係の方ですが、そうした方々を含めて7人ぐらいの審査員を予定しております。

また、実際に建築に入りました場合、設計書どおりに施工されているかどうか、そうしたものを管理する設計監理も設計者の方をお願いできればというふうに思っております。現在そういう方向で設計を進めておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（菊地栄助君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課長（椎野優偉君） 8番議員の再質問にお答えをいたします。

耐震診断を必要とする戸数は何%かというご質問でございますが、対象住宅は一般木造住宅ということでございますので、専用住宅で申し上げますと、約46%になっております。

議長（菊地栄助君） 8番、木原秀男君の再々質問の発言を許します。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

8番（木原秀男君） 再々質問をさせていただきます。

今、 の耐震補強の必要性は何%かというようなことで46%と。これは非常に大きいパー

セントだと思えます。昭和56年以降の建築基準法が変わり耐震補強の件が強化されました基準ですけれども、それ以降の建物でかなりリフォームとかいろんなものをしている建物も随分見受けられておるんですけれども、この46%の木造に関してと思えますが、この46%というふうな数字ですけれども、ちょっともしできれば、この46%の根拠をお知らせいただければありがたいと思えます。

それから、第1小学校の体育館のコンペの件ですけれども、例えば施工業者、設計者がそういうふうなきちとしたものの見方は専門家であるからわかると思うんですけれども、プロであるから。しかし、民間の均一というか、そういうふうな、コンペの人選じゃないですよ、均一というふうなものは考えられないかどうかをお聞きします。その2つです。

議長（菊地栄助君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課長（椎野優偉君） 8番議員の再々質問の中で、先ほどご答弁申し上げました46%の根拠ということでございますが、現在、税務課の方で課税の対象になっております専用住宅ということで、その数字でその中の専用住宅の戸数で割り返した数字がそのようになっております。

なお、この件数の中にはリフォームをされた件数は入っておりませんので、実際のパーセンテージはもっと低くなるというふうに考えているところでございます。

議長（菊地栄助君） 教育長。

〔教育長 斎田一男君 登壇〕

教育長（斎田一男君） 8番議員の再々質問にお答えします。

建物が完成後は建築主事、いわゆる専門家ですね、建築確認を許可した方、その方が検査をするということになっております。

議長（菊地栄助君） 8番、木原秀男君の一般質問はこれまでとします。

円谷 寛 君

議長（菊地栄助君） 次に、通告があります12番、円谷寛君の一般質問の発言を許します。

12番、円谷寛君。

〔12番 円谷 寛君 登壇〕

12番（円谷 寛君） ただいまご指名をいただきました12番議員の円谷寛でございます。本定例会の2番目の一般質問の登壇ということになります。登壇という言葉がちょっと何か違うのかなんとも思ったりします。登壇ということは、壇に上がるということ、登るといふことなんですけれども、ここは壇がありませんので、これは登壇とは言わないのかなんて思っております。

このことを出したのはほかでもございません。私、先々月、東京で日本自治体政策学会なんていう組織があるんですね。そこで勉強に行っただけです。有名な地方自治とか地方行政、あるいはさまざまな専門分野で活躍されている著名な大学人などの講演などを聞いてきたわけですが、ある大学教授が地方議会の一般質問、大変最近空洞化をしているのではないかと、こういう指摘がなされました。

と申しますのは、やはり我々がここで質問をする。それは執行に対してこうするからここでそっち側に向かって発言するんですね。しかし、そういうものではないのではないかとその大学教授は言うんですね。もう少し議員の発言が全体議員のものかどうか、議会の意思なのかどうかということがもっと切磋琢磨いろいろ議論を深める必要があるのではないかと。そのためには、やはり執行に向かって発言をするのではなくて、この議場全体、あるいは町内全体に向かって我々は発言をしているんだと、そういう一般質問のあり方をこれからは追求すべきではないかということをお願いされました。

私もそのとおりではないかなというふうに思っております。ここから質問するようになってしばらくたつわけですが、やはりこれはこれから改善する課題ではないかというふうに思うんですね。我々は単に執行に向かって話をするのではなくて、議員の皆さんもどうですかと、こういう私の考えは一体どうなんですかということをややはり質問することは問いかけている、そういう意味を私は持っているのではないかと思うんですね。

ですから、これからこの一般質問というのは、もう少し討論を深めていくための1つの問題提起とするならば、やはり一般質問はその壇上で議場全体、私は町民全体に向かってこういう提起をしているんですよということを位置づけなければ、議会のこの一般質問の空洞化、ひいては議会の空洞化というものがもっともっと進むのではないかと思います。

それともう一つ、一般質問のあり方ですね。今日は須賀川の市会議員の加藤さんも傍聴に見えておられますけれども、須賀川市などは議会の定例会の最初に一般質問をやるんですね。それは私、大事なことだと思うんです。と申しますのは、その私の例えば問題提起に対していろいろ異論がある。そういうものをやはり会期中の常任委員会とかいろんな会議の中を通じて、もっともっと討論を深めていく、そのためには最初にやるということが大事なのではないか。これはこれからの課題として我々はぜひ考えなければならない問題ではないかということで、先日ある大学教授の話を知りましたので、申し上げてまいりました。

6月定例会から3カ月の間に、これほど我々の国内外の情勢は変化をするのかというほど大きな変化が幾つかありました。国際的にも国内的にも、あるいは我が鏡石の中にも大きないろんな変化がございました。先ほど木原議員が取り上げましたけれども、アメリカのハリケーンというものは、まさに我々が今地球環境というものを考えなければ大変なことになるぞと。我が日本でも台風14号というのが猛威を振りましたけれども、こういうものがもっ

ともっと頻発をしますよということを我々に示しているのではないかと思うんですね。我々はもっとこの事態を冷静に、現在の経済的利益やあるいは物資的な豊さなどにとらわれるのではなくして、もう少し大所高所に立って、我々の住んでいる地球環境は将来どうなるんだと、こういうことを考える、そういう問題提起をされたと思います。

さらに、このハリケーンを通して、アメリカの病根というものが鋭くえぐり出され、全世界にあからさまに報道されております。あの堤防決壊をしましたがけれども、前々から予算の要求があったわけでございますけれども、予算がないということでアメリカの政府はこれをサボタージュしてまいりました。しかし、あの堤防を完全に直すのに、アメリカが今イラクに使っている戦費のたった2週間分をつぎ込めば、きれいにあの堤防は直っていたというんですね。それをやらないでそのような事故を起こした。

さらに、事故後に大変な被災者がたくさん閉じ込められて、濁流の中で死んでいったわけでございますけれども、この救援に対しても、あの州からたくさんの州兵がイラクに派遣されていて、州兵が手薄になっていたと、こういうことであの救援が大変おくれて、たくさんの命が奪われた。さらに、その後治安が悪化をいたしまして、大変な略奪が行われた。略奪をされても、後から駆けつけた軍隊も警官も、水や食料品はこれやむを得ないだろうと。この人たちに救援物資が届かないんだからということで、大目に見ていたなんていう新聞記事もあります。

アメリカの病根の深さ、特にこの地域は黒人などの低所得層がたくさん住んでいる。もともとアメリカは貧富の差が激しいですから、金持ちは海面より低いようなところにうちはつくりませんから、もともとこういうところにうちをつくるのは貧しい人ばかりでございます。そういう面で、貧しい黒人がたくさん住んでいる。そういう地域だったから救援がおくれたのではないかという、ブッシュ政権に対する批判も大変強まっていると聞きます。まさにアメリカ社会の病根が、さらにイラク戦争を通してアメリカが今陥っている非常に大きな困難というものが露呈されたのではないかと考えております。

国内的には、9.11の、くしくもこの9.11というのは、4年前のアメリカの同時多発テロと同じ日なんですけれども、こういう日を選んで行われた総選挙に対して、今マスコミは大変連日連夜のように、何か世の中がひっくり返ったのではないかというふうな、そういう報道をされておりますけれども、私どもはもう少し冷静にこの事態を分析して、これからの国のあり方、そういうものを含めて考えていかななくてはならない、そういう問題提起を幾つかしているのではないかと思うんですね。

みんな、自民党は勝った勝ったと大騒ぎをしているわけですがけれども、本当にそうなのか。国民がそれほど大量に自民党の政治はいい政治だということで自民党に投票したのかということ、そうではないんですね。具体的な数字は、自民党は小選挙区制で48%、民主党は36%

ですね。この違いはたった12%ですよ。国民の1割ちょっとですね。投票した人の1割ちょっと。だから、投票しない人もまだまだかなりいますから、1割までいかないですね、これは。そうしますと、この人たちは確かに36%、自民党の投票よりも12%少ない票ですけども、しかし、議席においては自民党が73%議席を占有している。しかし、民主党は17%しかとっていないわけですね。ですから、これはやはり小選挙区制のトリックによって、少数の票の移動で大幅に変わってしまうという、この小選挙区制のトリックだと思います。民主党さんは反省してもらわなくてはならないと思っているのは、比例の議席をまだまだ大幅に減らすなんて提案していますけれども、自分たちの政党が今度の選挙でどれだけ比例で救われているのか、もう少し民主党の指導部は冷静に分析をすべきではないかと思うんですね。

そういう意味で、民主党は地方においても組織づくりが大変おこなっていますので、この前、私、玄葉さんの講演聞いたんですけども、政権なんて長くやることないんだと、10年もやればいいんだと、もうたくさんだ、あと次は譲ればいいんだというようなことを言っていましたけれども、今の脆弱な民主党の組織ではとても10年などはもちません。ですから、10年も政権を維持しないと仕事ができないとするならば、民主党はもう少しまじめな組織づくりをしないと、これは到底そんなわけにはいかないと、私は人ごとながら申し上げておきたいと思います。

さらに、この争点だった郵政民営化ですね、この問題は、非常に小泉さんはけんか上手だと言われてはいますが、非常にまやかしの議論の展開があったわけですね。公務員を減らして財政を再建するんだと言いますが、この郵政公社の職員には一銭も税金は使われていない。こんなものを民営化しても1円も税金の削減にはならない。支出の削減にはならないわけですね。そういうことをあえてごまかして国民に言っているわけですけども、なぜそういう問題が国民に受けたのかということをお我々はやっぱり今ここで考えなくてはならないと思うんですね。

それは、やはり非常に今、労働者の雇用形態が液状化と言われるように、雇用が崩れておりまして、そういう正社員とか本雇用とか正職員というものがどんどん減らされていって、我が町でもそうですけれども、臨時雇用とか臨時的なそういうパートタイマーのようなものばかりがいっぱいふやされて、雇用が液状化をして土台がぐらぐらしているわけですね。そういう底辺の不安定な雇用の人たちから見れば、公務員というのはまさにいいお金をもらって楽をしている人種だと、こういうふうになっているわけですね。ですから、こういうところを闘わせるような構図を描けば、その他大勢の低所得にあえぐ労働者なんかは、公務員は楽していい金取っているんじゃないかと、これはとんでもないんじゃないかというふうな話にいつちゃうんですね。こういうものにうまく小泉さんは乗っかって、この選挙をやったということですが、あくまでこれは仮の勝利だと私は思っています。ほとんど多くの農

民労働者は、自民党には大変苦しめられている。そういう人々であるということで、いつか「おごる平家は久しからず」と、そういう時代が来るんであろうと、私は今思っているわけでございます。

町内的な出来事は、何といてもイオンのスーパーセンターのオープンというものが新聞などで報道され、町民の関心も高いわけですがけれども、これはゆめゆめ我々行政にかかわる者としては喜んでばかりはられない問題がありますよということをいつも言ってきましたけれども、やっぱり執行の皆さんもふんどし締めてこれはかかっていたかかないと大変なことになる。町内の商店がばたばたシャッターをおろしてだめになっていく、そういう危険性をはらんだオープンであるということを、これからも執行の皆さんには十分に配慮していただいて、買い物が便利になったなんて喜んで人もいますけれども、それ以上に、町内の商店がこれから大変なことになるということを十分わきままえながら、これから行政にかかわっていただきたいというふうに思います。

通告書に従って質問をいたします。

質問通告書でまとめてありますので、私の言いたいことはごく簡単でございます。

指定管理者制度に対する町の見解についてお尋ねをしたいというのが第1点でございます。

平成15年9月に地方自治法が改正になりまして、いわゆる公共施設の管理運営が民間企業とか、あるいはNPO法人などによる指定管理者においてもできるようになったわけでございます。お隣の須賀川市においては、新聞の報道によれば、205の施設を対象にいろいろ検討した結果、36施設をこの制度に加入することになったわけですが、我が町において、このような指定管理者制度というのは一体どうなのか、そういう検討はなされているのかどうかを伺いたいわけでございます。

私は、それをやれとかやるなという話をしていてはなくて、こういうものがあつた場合、その制度の長短を冷静に分析をして、これは我が町で取り入れるべきではないかとか、あるいはこれは現状のままでいいのではないかということは、常にやはり検討していくことが我々は必要なのではないかというふうに思いますので、この問題についてまず第1点はお尋ねをしたいと思います。

2点はアスベスト対策でございます。

このアスベスト対策については、政府の過ち、自民党の過ちが大変大きいわけございまして、今から20数年前に社会党は国会にアスベスト対策法案というものを上程したんですね。これは企業からの圧力のかかった自民党の反対で葬り去られておりました。先日もニュースの焦点などのNHKの報道番組で、この法案をつぶした政府自民党の責任は重大だと、非常に大きいということを申しておる解説者がおりましたけれども、そのときにもう少し早くこの対策を講じていれば、今日これほど被害者が出なかったのではないかということ言われ

ているわけですが、企業献金をもらって、そして企業の主張を実行するという自民党政治の限界というものがこういうところにあらわれまして、今まで放置されてきたというのが実態ではないかというふうに思うんですね。我々は、しかしそうは言っても、対応しなければならぬわけでございます。

アスベストは、中皮腫という一種のがんですね、そういうものを発生させるということが広く今は言われております。さらに、さまざまな問題が出てきているわけですが、町内におけるアスベスト使用の町の施設は一体どのくらいあるのか、こういうことを調査しているのかということが第1点でございます。

また、民間においても、そういうアスベストを使った住宅とか工場などはどのくらいあるのか。こういうのも調査したものがあれば伺いたいというのが第2点でございます。

3点としては、今後これら施設における飛散防止のために、どのような施策を考えているのかということをお伺いいたいたいでございます。

なお、この問題については、根本重郎議員も出ているようなので、この辺にしておきたいと思っております。

3点目は、町内安全マップの作成についてということでございます。

町内安全マップ、これが今、町にあるのかどうなのかということをお尋ねをまずしたいわけでございます。子供が変質者などによって連れ去りの事件などが須賀川市などでも発生しておりますし、その未遂行動といいますが、そういうものも時々言われているわけですね。私、これも先日の自治体政策学会でちょっとこういうのを聞いてきたんですけれども、今までのそういう対策は、変質者がいるからそういうものが起きるといって、そういうとらえ方であった。しかし、これではそういう犯罪は防止できないんだということを立教大学の教授ですね、テレビなどでも何回もそういう集蓄をしている、そのビデオなんかも見せてもらってきたんですけれども、言っております、これはその環境、地域、犯罪の発生しやすい場所があるんだ。こういうものをみんなで考えて対応しないと、そういう犯罪は防げないんだということを申ししていました。

ですから、人が犯罪を生む、もちろんそれは最終的にはそういうことなんですけれども、そういう場所が、そういう犯罪を起こしやすい場所、例えば一番犯罪が起きやすいというのは、入りやすくて見えにくいところ、その逆ですね、入りにくくて見えやすいところ、こういうところでは起きないという、そういう鉄則が幾つかあるわけございまして、そういう地域を町内全体でいろいろ子供育成会とかPTAとか、そういう人たちの協力を得ながら、みんなで見ながら、あるいは子供たちまでその中に入って、そういう地域を調べて、そしてそういう地図をつくっていくと、こういうことが今、自治体には求められているのではないかと思いますので、その辺の考え方をお尋ねをしたいと思っております。

4点目は、財政健全化対策でございます。

町の財政は非常に悪い、一言で言えばこういうことですね。余り執行は言わないんですけども、やはりこれはもう言わなくちゃならないのではないかと思うんですね、悪いんだということ。何かそれを言うと、政治のまずさが出るからだか何だか言わないんですけども、これ正直に言って悪いと。駅東という町の基本的な第3次総合計画、第4次総合計画の基本的な事業が今とんざをし、行き詰まっているわけですね。月刊誌などにも書かれておりますけれども、これは大変なことなんですよね。

町の人口をふやしていくためには、この郡山から列車で15分という、この大変利便性の高い我が町は、優良住宅団地をたくさん供給をして、郡山からの通勤者の住宅をつくらせれば人口はふえていくんです。そうすれば税収も上がりますし、地域の商店なども活性化をするわけですね。これはそういう視点から第3次総合計画、私もそのときの策定の調査特別委員長などをやらせていただきましたけれども、そういう視点で第3次総合計画、第4次総合計画が作られてきたんだらうと思うんですね。きたんです。

しかし、この基本的な計画が今、行き詰まっているということは、我が町の将来に対してゆゆしき問題を逆境しているわけですね。ですから、この事態を重く受けとめて、これは何といっても町の失策なんですね。やるといった計画がとんざしたわけですから。社会環境とか三位一体なんていうのは、私は責任転嫁だと思うんですね。やはり率直に、この財政を悪くした責任を明確にしながら、思い切った財政削減策を講じるべきではないかと思うんですね。町民にはじわじわといろいろしわ寄せがいつているんですけども、そういう点からいって、執行や議員の身の削り方が私はまだまだ甘過ぎるのではないかと思うんですね。

そして、この中にも触れていますように、町民に犠牲を押しつける前に、町長、特別職、議員の給与、報酬、町長などは給与と言うんですが、我々は報酬と、我々の議員のあはれ。こういうものは大幅にカットすべきではないかと。他の町村はやっていますね。玉川の村長さんは30%カットしていますよ。浅川の町長さんは40何%、矢祭の町長さんも40何%、矢吹の町長さんも20何%カットしていますね。そういうカットを今やらなくてはならない、そういう非常事態にあるということをややはり私は認識していただきたい。

さらに、議会の中でも私前から論議していますように、議員の研修ね。矢祭の町長はこう言っていますよ。議員や職員が今公金で研修をするなんていう時代ではないんだと。そういう財政ではないんだと。みんな自費でやってください、勉強は。議員が例えば自費でやって職員は同行させませんと、そういうことを言っていますね、矢祭の根本町長は。大変立派な町長だと、今非常に全国的に知名度の高い町長になっちゃいましたけれども、こういう思い切った財政改革をやって、しかし、めり張りのある政治をやりまして、使うところにはぴしっと使って、第3子以降の子供に対しては、産まれたときに50万やるんですね。そして

毎年5万円ずつ10年間、合わせて100万円のお金を少子化対策としてつぎ込んでいるんですね。自分の月給を減らしてそういう思い切った政策をやるんですね。これは人気が上がらないわけじゃないですよ。こういう政治をやっぴり見習うべきだ、我々はね。

そして、政策の一つ一つ行き詰まらせながら、自分たちは議員の研修だと、私今年参加しなかったけれども、スケジュールを見ても3泊4日でたった3時間ですよ。私らは1泊2日東京で3万5,000円の参加費で勉強会行きましたけれども、その10倍も時間をかけて勉強やっていますよ。そして、夜は交流してお互いのいろんな情報交換をやっています。非常に充実したものをやっています。そういう自己の費用で勉強はしていかななくてはならない。今、本を買えば、各地の実践例などもたくさん出た本が売られているわけですから、そういうことをやって、観光半分ですね、私は前にも言ったように、研修3時間、宴会6時間では町民は納得しないだろうと私はビラでお知らせしたと思う。今度の場合は、研修3時間、宴会は3日3晩やったんだらうから、大変な研修の時間よりも長くなっているはずですね。そういうことをやっている時代ではないと、私は強く申し上げておきたいわけでございます。

時間もなくなったので前に進みますが、5番は入札制度の改善についてですね。これは決算審査の中でも私は口酸っぱくなるほど、大変憎まれているわけですからけれども言っています。これは憎まれても議員は言うべきことを言うのが議員の仕事だと思うんですね。そうでないと、町民の血税を使って、我々が報酬をもらって議員をやっている意味がないわけですから、私はあえて申し上げます。

温水プールの入札をめぐる、マスコミに談合情報というものがあつたと。それが民報やあるいは全国紙の幾つかにかかれました。その後、それをもとに取材をした月刊誌が「政経東北」、さらには「月刊タクティクス」が取材をして報道しておりますけれども、「月刊タクティクス」はこういう見出しで書いていますよ。「官製談合の疑惑が濃厚だ、行政の私物化で利権独占か」なんていうでっかい見出しで町長の写真入りで報道されていますね。これは事実でないだったら、町はやっぱり名誉棄損で訴えるべきですよ。それをできないということは、何かあるのかなというふうな印象を与えてしまうんですね。ですから、これはきちんと反論すべきはして、裁判でも何でも出してきちんと闘わなくてはやっぱり汚名は挽回できないと思いますね。

もう一つは、私はこう思っているんですね。談合は首長の決断で即なくせるというんですね。当然なんです。談合やっているときは同じ業者集めて入札するから、指名するからまたやるんですよ。新しい業者を入れればいいんだ、どんどん。それをやらないのは官製談合と言われてもしょうがないんですね。それほどうわさになっているのに、うわさのとりのネットワーク鏡石が落札をしていったと。こういう仕組みはやはり変えていかないと、これは官製談合だと、行政の私物化で利権を独占しているんだということを言われてもしょうがな

い。

実際、我々調べています。矢吹のプールも那須町のプールも大田原のプールも調べておりますけれども、町はそういう施設と比べて本当にお金をかけてますね。ほかの予算はちびちびとけちっているながら、そういうプールにだけは何か湯水のようにお金を垂れ流しているんですよ。これはやはり談合であり、行政の私物化で利権独占をしているのではないかと問われてもしょうがないと、こういうことを申し上げたわけでございまして、明確な答弁をご期待申し上げます。

6つ目は境地区の裁判についてですね。

これは前にも私、議論したことがあるんですね。町が分譲した住宅地が地盤沈下をして、裁判で訴えられたと。その結論を知らせていただきたい。議会に報告しない。裁判中だからできないというけれども、できるものがたくさんあるはずですね。何でもできないわけではないと思うんですよ。それを一切やらないというのは、何か議会をちょっと軽視しているのではないかなと思うんですね。

もう新聞にも出ているような中身があるはずですから、そういうのはきちんと議会に報告して、こういう段階にあるんだということをやるべきだし、私は前から言っていますように、これから町は駅東開発をすれば、たくさんの住宅地を売らなくてはならない。そういうときに、そういう瑕疵、いわゆる欠陥ですね、欠陥が出てきた場合に、それを何か裁判までやらないと弁償してもらえないといたら、これは鏡石の土地はおっかなくて買えないなという印象を与えてしまうんですね。これはこれからの駅東開発をやる上で、大変大きなマイナスイメージを与えることになるのではないかなと思うんですね。

そういうことを含めて、この問題は早期に和解を含めて、いつまでも長引かせないで、ちんたらちんたらとやっているとお金もかかるわけですから、弁護士にもたくさんお金を払わなくてはならない。町は財政厳しいわけですから。そういうものを含めて大胆な妥協というものを、町が悪いんですからね、そういうごみだの埋めてならない土の入ったところを売っちゃったのは町が悪い。おれの町長の時代じゃないということだったら、余計そういう面で妥協しやすいのではないかなと思うのに、何かそれをやらないで裁判に持ち越させて町民を苦しめているという構図は、やはり改めるべきではないかという意見も申し上げまして、私の第1回目の質問を終わります。

議長（菊地栄助君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 12番、円谷寛議員の質問にお答えいたします。

私からは財政健全化策についてお答えをいたします。

財政は非常に悪いということですが、これは我が町特有のことではなくて、原子力交付金でももらっていない全国の市町村、ほとんど今、財政状態に苦しんでおります。

そういった中で、我が町も今までいろいろと改革をしてきたわけですが、今後とも財政健全化策、平成15年度に策定した第2次行政改革実施計画に基づきまして、今後も引き続いてこれらの改革を推進しまして、財政の確立に努めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございますが、そのほかの質問は担当課長等からお答えをいたさせます。
議長（菊地栄助君） 総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 12番議員の質問に答弁いたします。

1の指定管理者制度に対する町の考えについてのご質問にお答えします。

平成15年の地方自治法の改正に伴い、指定管理者制度を条例化することにより、公の施設の管理運営を民間企業やNPO法人等に指定して管理することができるようになりました。なお、既に管理委託を行っている公の施設については、管理委託制度を平成18年9月2日までに経過措置により存続することができます。つきましては、現在の施設管理の状況を調査検討し、指定管理者制度を一部施設で導入を検討したいと考えております。まだ具体的な施設については、現在のところ決まっていない状況であります。

次に、2のアスベスト対策についての質問にお答えします。

アスベスト使用の町施設については、8月31日を調査基準日とし、全施設69について職員により目視調査を実施いたしました。その結果、問題となっている吹きつけアスベスト使用施設が2施設、使用材の分析が必要とする施設が5施設となっております。

次に、(2)のまた、民間の住宅や工場などはどのくらい使用されているのか、調査したものがあれば伺いたいと、これにつきましては、民間の住宅や工場についての調査資料はありません。

次に、(3)のまた、今後これらの施設における飛散防止のためにどのような施設を考えているのか伺いたいと、町施設の飛散防止の施策については、分析調査をし、その結果によって施設の使用状況、吹きつけ材の状況により順次封じ込め、囲い込み、除去のいずれかを十分検討して対応してまいりたいと思います。

次に、3の町内安全マップの作成についてのご質問ですが、安全で住みよい町、そして安心して毎日の生活を送ることが私たちのすべての願いであります。

平成14年4月には、やすらぎとうるおいのある牧場の朝のまち地域安全条例を施行し、地域ぐるみで地域安全対策を推進しております。しかし、最近の事件事故は思いも寄らないところで発生しており、特に子供たちや女性、高齢者をねらった凶悪犯罪が身近に発生していることは憂慮する事態であり、各方面の努力をいただきながらその対策を講じております。

ご質問の地域安全マップについては、本町では作成しておりませんが、各学校のPTAではあらかじめ町内の危険箇所をチェックし、図面等で周知していると聞いております。また、高齢者については、安全面からひやり地図を老人クラブ連合会単位で作成する計画があると聞いておりますので、その状況を見た上で、トータル的、総合的な地域安全マップを作成したいと考えております。

次に、第5の入札制度の改善についての1の温水プールの入札をめくり、マスコミに談合情報があり、その業者が落札をしたが、町はどのような調査を行ったのかとのお尋ねですが、一般的に町に談合情報が寄せられた場合は、談合情報処理要綱を準拠し、主務課長から談合情報報告書により通報を受け、工事等指名委員会で対応し協議した後、その後の対応をすることとしております。

今回の場合は報道機関から情報を寄せられ、主務課長から通報を受け、工事等指名委員会を事実を調査するとして指名業者からの事情聴取をし、その結果に基づいて誓約書の提出を受けた上で入札を執行したものであります。町としては、その後の公正取引委員会事務総長あて当該談合情報について通知を関係書類を添えて行っております。

次に、2の談合できない入札制度をきちんと確立すべきと思うが、町長の考えはとの質問ですが、国においては公共事業の入札、契約、適正化を促進し、公共事業に対する信頼の確保と業界の健全発展を図るとし、平成13年4月1日に公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律を施行しております。この法律の基本原則は、1つに透明性の確保、2つに公正な競争の促進、3に適正な施工の確保、4つに不正行為の排除の徹底の4項目を明示し、すべての発注者に対し義務づける事項として、毎年度発注見直しの公表、入札契約に係る情報の公表、施工体制の適正化、不正行為に対する措置としての公正取引委員会への通知を挙げています。

本町としてもこの法律に従い、毎年度初めに発注見直しの公表を行い、また入札指名業者の公表、入札執行結果の公表を行っております。入札制度の確立は国・県を初め各自治体で大きな課題であり、より適正に行えるようその動向を参考に取り入れていきたいと考えております。

最後に、6の境地区の裁判についてのご質問にお答えします。

地権者から平成16年3月31日付で損害賠償を求める訴訟があり、第1回目の口頭弁論が平成16年5月11日にあり、その後11回開催され、弁護士に一任しております。現在も進行中でございますのでご理解をいただきたいと思います。

以上で答弁といたします。

議長（菊地栄助君） 12番、どうするんですか。答弁終わったよ。

12番、円谷寛君の再質問の発言を許します。

〔12番 円谷 寛君 登壇〕

12番(円谷 寛君) 余りにもあっさりしているから、答弁まだかと思ったんだけど、余りにもあっさりして中身がないですね、答弁がね。時間がないので、端的に申し上げたいと思いますが、指定管理者制度の中身だって全然内容がない。そういうことではやっぱり議会軽視と言われてもしょうがないですね。

アスベスト対策については、先ほど言ったように、後から根本重郎議員の方にゆだねたいと思います。

町内安全マップの作成は何か学校でやっているみたいだというような話を、PTAとか、そういうことなので、今度は教育委員会にお尋ねします。教育委員会、それは本当なの、学校でつくっているかということをごぜひお尋ねをしたいと思います。

問題は4番の財政健全化ですね。これは町長はすぐに言うんだね、これ。三位一体とか我が町独自でないとか言うんだけど、それは町政を司っている者として、駅東開発で基本的な事業がとんざをしているという財政状態は、これは我が町だけでないなんて言って、責任を逃れちゃだめですよ、町長。もっと身を削らなくちゃだめです。

浅川の町長はこう言っていますよ。今、独立で、合併をしなければ、例えば町長も助役も収入役も議員もボランティアでやるくらいでないと、これからの町政なんて運営できませんよということを、浅川の町長は偉いですね。発言をしていますよ。そして自分も大幅に報酬を削っていますよ。そういう覚悟がなければ、独立してやっていきますよなんて、私ら合併して、須賀川の市議員さんもいるけれども、合併特例債でも何でも使って事業をやってもらった方が町民はいいわけですよ。高い所得税なんか払いながら、使えない土地がいっぱいつくられて、計画がとんざしていますなんて、その高い相続税を払っている地権者はどういう思いにありますか。

町長が説明会に地権者説明会に行かなかった。これより大事な集まりがあるのか一体ということで、かなり怒っていましたよ。そういう怒っている町民の立場を考えれば、ぬくぬくと高い報酬なんかもらってられない。公用車を2台も使い分けして、町内用と町外用なんて2台も公用車を使い分けしたり、歯医者に行くのにも公用車で行くなんていうことは、やっぱり許される町政の財政でないと思うんですよ。もう少しそこらを真剣に考えて、あと議員の研修に執行は、この前も総務課の決算書で総務課長と議論したんだけど、見直しをすと言っているながら参加しているのはどうだと言ったら、見直しと言っているのであって、同行しない、行かないなんて言っていないなんて総務課長はしらばくれた答弁したから、そういう考えだから財政が悪くなるんですよ。見直しをすということはなくすことですよ、それは。矢祭の町長の発言をもう少しかみしめて考えてください。

とにかく議員も職員も公費で税金使って勉強やっている時代では今ないんだと。もっとも

っと財政が厳しいんだということを矢祭の根本良一町長は言っています。大変私らは立派な町長だと思っていますけれども、そういうきちっと考え方をつめのあかでもせんじて飲む必要があるのではないかと思うんですよね。全然そういうことやらないで、これは今財政が悪いのはどこの町村でも同じです、三位一体改革が悪いんですなんて言っていれば済む時代ではないんですよ。

具体的に、町民の中に高い相続税を払ったけれども、その土地は全く使えないと、これはどうしてくれるんだという強い怒りがあるんですよ。これからも相続問題は生じてきますよね、どんどん。そのたびに、その計画に入れられたために高い相続税を払わせられるんですよ。しかし、その土地は使えないんですよ、売れないんですよ。そういう状態を町は計画者として責任はないのかというんですよ。そういうことがありながら、ぬくぬくと公用車を使って歯医者に行ってみたり、東京の出張も白河まで運転手を超勤手当払って迎えに出したり、そういう時代ではないです。鏡石 で宴会やったときに、運転手を待機させて送迎させている。そういう時代ではないと思うんですよ。もう少し自分に厳しくやらないと、町民に、これからいろいろな福祉の削減なんかも考えているみたいですよ。今度陳情も出ているようですが、けれども、いろいろ町民にしわ寄せを具体的にやっているんですよ、いろいろ。もう既にいろいろやっていますね。中学生のヘルメット代だって削除したりね。そういうことをやっ
ていながら、自分だけぬくぬくと高い給料と、さらにはそういう特権を甘受している時代ではないのではないかと私は強く言いたいわけですね。

当面その給料を下げるということと、議員の研修への同行なんていうのは即座にやめるべきではないかと。公用車なんかも2台は使わない。1台は廃車にすると、こういうことをやるべきではないかと思うんですね。

あと、5番目の入札制度ですね。入札制度は総務課長の答弁は全く納得できない。何で新しい業者を指名しないんですか。それを入れれば一発で決まっちゃうんですよ。あんたらは何だ、4月1日入札やって、4月2日に仕事できるというほど簡単に引き継げる事業だと認識しているんでしょう。だれだってできます、本当に。あの職員をみんな雇えばいいんですからね。だれでもできるんです。そういう新しい業者を何で入れないのかと言ったら、このネットワークという会社とあんたたちが強く癒着をしているということを示しているだけではないかと思うんですね。これはやっぱり納得できない。

なぜ同じ業者を指名して、ネットワークを。ネットワークという会社は、私はとんでもない会社だと思いますよ。この前の決算でも出てきましたね。緊急雇用対策事業、県から1万800円来ていますね。しかし、払っている給料はネットワークの広告だと6,400円ですよ。こういうお金をそれほどピンはねしてもいいんですかというんです。緊急に雇用をふやしていかななくてはならないというときに、会社でばっかりそれほどの金を上前はねちゃっていい

のかなって思うんですね。そういうことを平気でやっている会社ですから、こういう会社にいつまでもやらせておくこと自体が、私はやっぱり町政との癒着、腐敗、そういうものを示しているものではないかと思しますので、即座にこれは、指名するなどは言いませんから、新しいそういう談合に入っていない新しい業者がいっぱいあるんです。土木業者でも何でもほかのが請け負ってできるわけですから、あんたたち一日で準備できるというふうな構え方の予算でやっているわけですからね、4月1日にそうやって、4月2日から業務できると、そういう建前で入札やっているわけですから、そんなに難しい仕事じゃないはずですから、これは新しい業者を指名しない限りはやはり納得できない。

これはさっきの月刊誌じゃなくても、官製談合の疑惑濃厚、利権を独占していると、こういうふうに言われてもしようがないわけですから、ここはもっと厳しく対処して、まじめに取り組んでいただきたい。

あと裁判については、答えられないというのはちょっとね、答えられないこともあるかもしれない。しかし、一切議会にその内容報告できないというのは、総務課長余りにも議会をばかにしているんじゃないですか、これは。そういう議会軽視は許されませんよ。11回もやって、議会に1回も報告しないで、それで議会をばかにしていると言わないで何と言うんですか。我々は町民の意見を代弁する立場ですからね。裁判をやって非常に困っていると、何百万もそういう土地を買わされて、工事にかかっちゃったと。何とか町はそういう土地を売ったんだから補償してくださいと、この町民の言い分は全く筋が通っているじゃないですか。無理もない話ですよ。埋めてならない、溶けるような硫酸カルシウムとか何とかというそういう石を埋めたてに使っちゃって、ごみがいっぱい入っていて、そして家が斜めになっちゃって、そしてそれを直したんですよ。それを何で町は素直に、いや悪かったと、これは補償しますということを何で言えないのか、私は全く納得ができませんので、再度答弁を求めます。

議長（菊地栄助君） 再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 再質問にお答えいたします。

財政健全化策についてでございますが、いつも毎回毎回同様な質問が出てくるわけですが、私どもはそれなりにこの行財政改革を進めてまいりました。あなたの考えていることと、私どもの考えていることの乖離があると。これは今まで私もこの席で何度もお答え申し上げました。ただ「ぬくぬくと」とか「特権」とか、そういう言葉をこの場で平気で使うという、この議場の神聖な場で、たびたびそういうことを自分だけが使って、相手にどういう影響を及ぼすかということをやはり考えて、一つ一つの発言をお願いしたいと、まず申し上げておきたいと思えます。

それから、議会のことは議会で議決をして研修に行っているわけですので、私どものいわゆる範囲外でございますので、それはこの場で申し上げるということではないでしょう。

〔発言する者あり〕

議長（菊地栄助君） 静粛に。

町長（木賊政雄君） これは議長と皆さん方との……

〔発言する者あり〕

議長（菊地栄助君） 静粛に。答弁しているんですよ。

町長（木賊政雄君） そういうことをぜひこれからもルールを守ってください、ルールを。私どもはたびたびそういうことを今までも申し上げてまいりました。そういうことでございますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それから、裁判のことでございますが、先ほど総務課長が答弁いたしましたように、すべて裁判は弁護士に一任しております。その経過は、やはり私どもも弁護士の方からは聞いておりますけれども、結果が出るまで公表はできません。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） 助役。

〔助役 正木正秋君 登壇〕

助役（正木正秋君） 12番、円谷寛議員の再質問にお答えをいたします。

1つは、温水プールの入札についての再質問であります。これについては再三指名業者の排除と申しますが、除外と申しますが、そういうお話であります。私、助役として入札指名委員会の委員長の仰せつかっております。内申をもらった業者、適正かどうかを判断する立場でございます。これは当然、発注した仕事の内容を遂行できる能力があると判断して、指名委員会としては指名についての了承をしているところであります。これを議員さんがどうこう申しましても排除する何物もありません。これはご承知のように、業者の指名権は町長にございますので、そのところをひとつご理解をいただかなければならないと、そんなふうに思っております。

まして、ここ数年来十分な実績を積んでおりますし、大きな事故もなく今日に至っておりますので、あと落札するかどうかは業者間の競争ですから、それを一々とやかく第三者が言うべき筋合いのものではないと、そのように思っております。

それから、入札制度の改善についてであります。いろいろと今、談合その他について大きな社会問題ともなっております。反響を呼んでおりますことはご承知のとおりであります。こうしたことについては今、国も地方自治体も申し立てについて模索をしているところでございます。ひとつ詳しく私なりの考え方を申し上げますと、こうした防止の取り組み

ということについて、法政大学の法学部の武藤教授のお話をある冊子から見ますと、こうした防止策につきましては、大別すると2つの方向性が見られるというような分析をしております。

第1点は、透明性を高める上で業者間の競争性を高めることによる防止策。具体的に申し上げれば入札の形態、そういったことへの検討。第2点は、価格のみの評価では総合的な観点からの評価を試みるということの2つの方向性がこれから見られるということのお話であります。この第1点の競争性を高める方策、あるいは透明性を高める方策、あるいは不正行為の防止方策、それに第2点については総合評価型入札の導入、こういったことの改善が今全国的に国初めそうしたことへの研究検討が重ねられておまして、特にこの総合評価型入札の導入ということについては、これは企業の評価、特に社会貢献度とかそういうことへの評価、配慮、特に地方においては除雪や災害の協力の度合いなどの配慮とか、そういった多様な評価をする評価型の入札の導入といったことも今検討されておるわけでありまして、国は今年4月施行の公共工事品質確保法、いわゆる公共工事の品質確保の促進に関する法律によりまして、価格以外の多様な要素も考慮するということがこの中で明確にされておりますので、こうしたことがこれから市町村、地方自治体への指導も国から及んでくるのではないかと、そんなお話でございます。

そうしたもろもろの中で、地方自治体には地元の産業を維持発展させること、あるいは地元企業の技術力を高めるための産業施策というものを念頭に置かなくてはなりませんし、今後とも最善の入札方式については、地方自治体単独での構築というのは非常に難しいと、これはどこの自治体も1つの課題としてとらえておまして、今後とも国や県の指導のもとに、また各自治体間の情報交換をしながら、多様な入札方式を町自体も検討してまいりたいと、そんなふうに考えております。

以上であります。

議長（菊地栄助君） 教育課長。

〔教育課長 今泉保行君 登壇〕

教育課長（今泉保行君） 12番議員の再質問にお答えいたします。

学校での安全マップの件でございますが、先ほどご答弁にもありましたけれども、各学校とPTA連絡協議会では町内の池、沼、また廃車や、資材置き場などを共通の危険箇所として地図上に示しまして、毎年周知し、事故防止を図っております。

通学路につきましても各学校で確認し、地図化しておまして、第2小学校では保護者や児童のアンケートから、人目につかない寂しいと思われる場所、危険と思われる場所などを調査しまして地図化し、注意を促しております。

さらに、緊急避難場所として依頼している「こども110番の家」につきましても、場所、

名称等を地図に示しまして、子供、保護者の方々に周知をしているところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（菊地栄助君） 12番、円谷寛君の再々質問の発言を許します。

〔12番 円谷 寛君 登壇〕

12番（円谷 寛君） 全くね、町長だめですよ、そういう開き直りばかりしていたんでは。ぬくぬくとという発言はあんたが使ったんですよ、ここで。私が県などに出向者の昇給短縮の問題で言ったときに言ったんですよ。公務員だけがぬくぬくとしている時代ではないと。あんたが言っているんですよ。自分が言うときは何でもなくて、人の発言だけをそういうふうに誹謗中傷するのはやめてください。

とにかく財政が悪いんです。駅東開発がストップしている責任を全く感じないで、何で私は済むのかというんですよ。この大事な基本的な事業が今とんざしているというときに、自分の給料減らさないで、5%ぐらいでお茶を濁して、退職金にはね返らないなんて言って、あんた、4年間であれほどの退職金を1,900万ももらえるような、そういうシステムをそのままにして、そして皆さんは犠牲に耐えてくださいなんていうことは、町民としてはやっぱり納得できない。もう少し大胆に給料を減らす、そういう取り組みをやってください。

それから、入札制度改善について、これは時間もないからやらないけれども、こういうタクティクスとかの雑誌に事実と違うことが書いてあれば、町は裁判でも何でも対応すべきですよ。この見出し、何ですか、これ。「官製談合の疑惑濃厚、行政の私物化で利権独占か」こういう言葉に対して、何らかの反論をすべきじゃないですか。何にもしないでいるということは、黙認しているということになるんですから。しかも、顧問弁護士いるんだから、それこそ境の裁判なんてやっていないで、こういうので名誉棄損で訴えればいいんですよ、本当に事実でないならば。

そして、助役くどくどと言っていますけれども、本音がちょこっと出ましたね。地元企業とかって。そういう取り巻きの企業に特別言いかえると、たとえ地元であっても、対等な競争をやった上でなら許されるけれども、特別特権的に、みんな入札入っている会社、ほかで町の仕事をやっているわけでしょう。あるいはその業者間のつながりの中で、おつき合いで入札やっているんですよ。それで、本気になってやらない。ただ名前だけ貸してくれっぺというような話で入札やっていると思うんですよ。

そういうことで町費がむだに使われるということをもっと真剣に考えないで、いろいろ理屈をこねくってみたって、特別の会社に町は特権を与えて、行政の私物化で利権独占なんていう記事を書かれるような、そういう不始末をやっているということをもう少し、そしてなお問題は、非常に高い委託費ですよ。予定価格の99.7%とかなんていう、そういう異常に高い金をこの財政難に業者に払っているということは、やはりこういう見出しになる1つの

大きな原因だと思しますので、少なくとも最小限、来年は早目に入札をやって、そして新しい業者を、そういう手の汚れていない業者をもっと何社か指名をして、この価格は思いっきり下げなくてはならない。半分にできると思うんですよ、私は。私が町長だったら半分にしますよ、これは。本当ですよ。できます。だってほかはやっているんだから。やっているんだからできますよ。そういう取り組みをやっぱりすべきだと思うんですね。

あと、学校の安全マップですね。これつくっているんだったら、みんなに見せて全体的に、そういうものをもっと全体管理していくような努力が教育委員会に必要だし、もう少しつくり方も地域を巻き込んで、どうだという形でやっていかないと、全体化しない、子供たちは本当にここは危ないところだとわかっているのかなという心配があるわけですよ。だから、もう少しそのつくり方も、あるいはつくった後の議論も、もう少し教育委員会が本気になって取り組んで、子供をそういう犯罪に巻き込まれないような、そういう町を特につくっていかなくてはならない。

特に最近、イオンがオープンしたら、あそこが非常に若い人たちのたまり場になっているということも報告を受けていますので、その辺をこれから真剣に町は防犯対策を考えていかなくてはならないと思しますので……

議長（菊地栄助君） 以上で円谷寛君の質問は時間が来ましたので……。

再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 再々質問にお答えいたします。

財政健全化ということで、先ほど申し上げましたように、私どももこの行財政改革は、いつの時代も真剣に取り組んでいかなければならないと、そういうふうに考えております。他町村のことを申し上げられましたけれども、それぞれの自治体はそれぞれの自治体で懸命の模索をしております。我が町としても懸命の努力をしております。そういったことをわきに置いて、そういった1つだけを取り上げながらやはり居丈高に言うというのは、トータル的に判断していただきたいと、このように考えているところでございます。

それから、時間もございませんので私から申し上げますけれども、入札制度につきましても、たびたびこの場でも取り上げました。当初はプールの入札についても随契をして、その後入札をしまいいりました。しかし、いつの制度も完全な制度はございません。しかし、ベターな方法で現在もやっていると、私どもはそのように思っております。

談合情報ということもございましたけれども、だれが談合情報を流したのか、この辺はわかりませんが、そういうマッチ・ポンプ的なこともちまたでは言われておりますので、そういうことも私どもは判断しながら、適正な執行に努めてまいりたいと、このように思っ

ております。

以上であります。

議長（菊地栄助君） 教育長。

〔教育長 斎田一男君 登壇〕

教育長（斎田一男君） 12番議員の再々質問にお答えします。

ただいま課長が答弁しましたように、児童・生徒の安全ということでいろいろと指定をしているわけでありまして。これをもっと拡大するというお話でございますが、地域安全の中での通学路の安全、それから学区内の安全ということで取り組んでおりますので、そうした安全マップ等をできれば多くの方に見ていただいて、理解をしていただければというふうに思っております。

現在は子供たちに周知、それから保護者に周知ということにしておりますが、それ以外の方にも周知できるような機会をつくりたいというふうに考えております。

以上であります。

議長（菊地栄助君） 12番、円谷寛君の一般質問はこれまでとします。

議事の都合で昼食を挟み、午後1時まで休議します。

休議 午前11時55分

開議 午後 1時00分

議長（菊地栄助君） 休議前に引き続き会議を開きます。

根本重郎君

議長（菊地栄助君） 次に、通告があります4番、根本重郎君の一般質問の発言を許します。

4番、根本君。

〔4番 根本重郎君 登壇〕

4番（根本重郎君） 4番の根本であります。3番目に質問をさせていただきます。

3,000人近い犠牲者を出したアメリカの同時テロから11日で丸4年が過ぎました。決して忘れることのできないことであるし、また許すことのできないテロであります。まだ1,100人余りの身元が確認をされておらず、今もテロの衝撃を物語っております。

先日の日曜日、9月11日には総選挙が行われました。自民党296、公明31となり、与党の合計が3分の2を越すという結果となったわけでありまして。解散時にはすべての新聞が社説などにおいて、今回の解散はわかりやすいし、また筋が通っているとして賛同したわけでありまして。新聞、テレビ等では連日刺客だ郵政だマニフェストだと騒ぎ立てて、いろいろと解説をしておりました。そのせいかわかりませんが、投票率が前回よりも全国平均で7

ポイント以上上昇いたしました。結果に対してどうのこうのというつもりはありませんが、明らかに変化が起こってきたということでもあります。小選挙区制とは、また二大政党制とはがはっきりと出てきたことでもあります。変革、改革の時代であります。こういう時代に反応した地域とそうでない地域が結果として出てきていると思っております。与党の方々には勝利におごることなく、国民のための政策をよりよく実行していただきたいとお願いいたします、通告により一般質問をさせていただきます。

最初に、来年度平成18年度の予算への取り組み方についてであります。

今回、9月定例会は、平成16年度の決算審査が主な議題であります。少し早いのではないかとと思われるかもしれませんが、12月の定例会の中での質問では遅いと思うからであります。つまり今聞いておけば、町民の方々の意見、あるいは議会等の意見が幾らかでも早く反映されるのではないかと考えているからであります。そこで以下のことについてお伺いをいたします。

1、平成18年度の予算の骨格は何を基本として編成されるのか。また、これ以下の項目についてはどうか。

(1)小・中・高生の子供議会、模擬議会などで子供たちの意見を聞いて、町づくりに生かしている市町村が全国でも数多くあると思いますが、我が町ではどのように考えるのか。

(2)として、少子化の対策には若者の結婚観、住居観、あるいは仕事、要するに会社観などのかかわり方がありと思われると思いますが、我が町の対策はいかようにしていくのか。

(3)子どもを産み育てるということは、本人たちばかりでなく、行政、地域の協力なしでは大変であると思っております。幼稚園、小・中学校では金銭面よりもそれ以外の受け入れの協力が必要と思われます。また、高校生以後の教育では、金銭面が一番必要な要素となり得ると思っております。どのような施策が考えられるのか。

(4)として、住民の方々のいろいろな要望、意見に対してはどのようにして予算にあらわされていくのか。

次に、大きな2番であります。

平成15年6月13日公布、9月20日から施行されました指定管理者制度についてお伺いをいたすものであります。これは、管理委託をしている公の施設については、施行日から3年以内、つまり平成18年9月1日までに原則として指定管理者制度に移行とのことではありますが、我が町の考え方、あるいは導入することへの考え方をお伺いいたします。

次に、今、社会問題化しておりますアスベストについてであります。

今ごろになって今さらという感もありますが、全国の工場や学校などで一部にアスベストが入った製品が発見されて、国を挙げての対応策をとっております。来年1月召集の通常国会にはアスベスト新法なる法案が提出されるようであります。それだけ大きな問題になって

いるわけでありませぬ。そこで、以下のことについてお伺いをいたします。

1、我が町の公共施設にはアスベストを含んだ製品は使用されていないのか。また、使用されている部分があれば、どのような対応をとるのか。

2として、工場や一般住宅への使用はどれくらいあると思われませぬか。

3として、行政としてとるべき対応策があると思われませぬか、どう考えませぬか。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（菊地栄助君） 質問に対する執行の答弁を求めませぬ。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 4番、根本重郎議員の質問にお答えいたします。

1番の平成18年度の予算の取り組み方についてのお尋ねでございますが、正直申し上げまして、まだ平成18年度の予算につきましては具体的には入っておりませぬ。16年度の決算、そういったことに今までエネルギーを費やしてまいりましたので、具体的にはこの9月議会終了後取り組みに移りたいというふうを考えておりますが、5つの項目について若干考え方などについてお答えを申し上げたいと思ひます。

予算の骨格については、当然のことながら第4次総合計画、これに基づいて例年編成することになるわけでございますが、例年どおり5つの重点事項につきまして骨格的に割り振りをして予算編成を行うことになるわけでございます。

次に、我が町の将来を担う子供たちの意見を生かすにつきましては、先ほどお話ありましたように、さまざまな形があろうかと思ひますが、これまでも校長、あるいは少年の主張等々につきまして、参考になる部分についてはできるだけ取り上げてきておりますので、今後もそういう方向で推進を図っていきたく思ひしております。

さらに、少子化対策については、私は少子化対策は私の今一番やらなければならない対策だと。何にも優先してこの対策を行うという信念を持っております。したがって、今までも困難な中ではありましたが、保育所の定員の拡充や、あるいは児童館の拡充や児童クラブ等々力を入れてまいりますので、その辺についても引き続き18年度予算に反映をしていきたく、このように考えております。

3の教育的なものにつきましては、これは教育委員会の所管でございますが、教育委員会の論議を待って、私どもも十分尊重した中でこれから取り上げてまいりたいと、このように考えております。

それから、4番の住民の意思の形成でございますが、今までもさまざまな形で住民の意思を吸い上げるべく努力してまいりました。町政懇談会や、あるいは町政懇話会、あるいは町づくりボックス、そしてまたインターネット等と、直接できるものにつきましては、考えら

れる可能な限りそういう住民の意思を吸い上げた。そして何よりも住民の代表であります議員の皆様方の意見を参酌しながら、これからも予算編成に当たってまいると、このように考えているところであります。

私からは以上でございます。

議長（菊地栄助君） 総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 4番議員の質問にお答えします。

1の2の指定管理者制度への考え方と導入することへの考えはどうかについてお答えします。

先ほど12番議員に答弁をいたしました。平成15年の地方自治法の改正に伴い、指定管理者制度を条例化することにより、公の施設の管理運営を民間企業やNPO法人を指定して管理することができるようになりました。なお、既に管理委託を行っている公の施設については、管理委託制度を平成18年9月2日までに経過措置により存続することができます。

つきましては、指定管理者制度の導入背景は民間にできることは民間にをモットーに、地方自治の規制緩和がありましたので、先進地の事例や施設の利用状況を調査検討をし、指定管理者制度を一部の施設での導入を検討したい考えであります。

また、具体的な施設については、現在のところ決まっていない状況であります。

次に、2のアスベスト対策についてのご質問にお答えします。

アスベストの使用の町施設については、8月31日を調査基準日とし、全69施設について職員による目視調査を実施いたしました。その結果、問題となっている吹きつけアスベスト等使用施設が2施設、使用材の分析が必要とするのが4施設となっております。今後の対応は分析調査をし、その結果によって施設の使用状況、吹きつけ材の状況により順次封じ込め、囲い込み、除去のいずれかを十分検討して対応してまいりたいと思います。

なお、飛散のおそれのない石綿含有成型板については、トイレ、台所、外壁等に使用されていますので、それについても調査をしてまいりたい。

2の工場や一般住宅への使用はどのくらいあると思われるかの質問ですが、吹きつけアスベストやロックウール、これはメーカー品名でございますが、おおむね昭和30年から昭和55年までに使用されており、主に非木造家屋や耐火被覆用、吸音、断熱用に天井や壁に使用されている場合があります。また、木造の一般住宅については、使用されていない可能性が高いと思われれます。

3の行政としてとるべき対応があると思われるかの質問に対してなんですが、現在、国・県が中心となって対応しております。町として国・県からの情報提供に努めていきたいと考えております。

議長（菊地栄助君） 4番、根本重郎君の再質問の発言を許します。

4番、根本君。

〔4番 根本重郎君 登壇〕

4番（根本重郎君） 再質問をさせていただきます。

予算の編成なんですけれども、今、具体的にはこれからというようなことでありますけれども、例えば町民、あるいは議会の方にもいつごろからその予算のあれが始まるのかということをもしわかれば、先ほど言いましたように、12月になりますと、1月にはあらましの骨格が出てまいりますので、そのときには例えば議会の中でいろいろ話ししても骨格が決まっておりますので、なかなか修正というか意見が入らないというようなこともありますので、できれば事前に話せるような場を設けてもらえれば、非常にありがたいなというふうにも考えておりますので、その件はどう思われますか。

また、の将来の子供たちの意見を生かすことの中で、できるだけ生かすということだったんですけれども、今の子供たちの意見、あるいは考え方を取り入れるというような場所でやっているのが、少年の主張かなというふうにも思っております。少年の主張、今年で何回になるかわかりませんが、その少年の主張の中で、例えば今年行われました発表の中で、何に関して一番子供らが興味を持っていたかをお知らせいただければというふうに思っております。

また、今まで何年かやってまいりましたその中で、町づくりの中に子供たちの意見が入っているものがもしあれば、何かあったのかなと、あればお示しをいただきたいというふうにも思っております。というのは、以前、ちょっと年数は忘れましたが、子供たちに意見を聞くのに云々で質問したことがありますけれども、そのときの教育長の答弁の中では、子供たちの意見を聞いてまで町づくりにどうこうという話があったのをずっと記憶に残っています。

しかし、今、我々議運とかでも研修に行ったりしますと、子供たちの意見を聞いて、将来子供たちがこの町、あるいは村に残って先々を見ていくのに、小学生は無理でも中学生、あるいは高校生等の意見は当然聞いてやってもいいのではないかなというふうにも考えておりますし、また、ある地域においては投票年数を20歳ではなくて18歳からいろんなあれに参加させるような条例等を設けている市町村もありますので、やはりこういうふうに変ってきているんだということも1つはあると思うので、ぜひ先ほど言いました2点をわかる範囲で結構でありますのでお願いしたいというふうにも思っております。

あと、同じ(1)の2と3なんですけれども、共通することもあると思うんですけれども、仕事関連どうこうと言いましたけれども、やはり若い世代が町に住めるような状況。例えば、若い世代が住める住宅の保障とか、あるいはそれに対して町で何ぼとかを、そしてそれで町

に居ついてもらうというような方策も必要ではないかなと、これも前に出ましたけれども、具体的にそういうような施策をやらないと、少子化は無理ではないかなというふうにも考えております。

また、以前よりいろいろ出ています4年生以上の学童保育、あるいは幼保の一元化の問題とかも当然ひっくるめて少子化の方では対策を持っていくべきであると思うんですけれども、改めてお伺いをしたいというふうにも思っております。

それから、2)の指定管理者制度ですけれども、今までやっている管理委託制度と指定管理者制度の違いは何か。我が町の中で一部で運用の検討をしたいというような施設があるということなんですけれども、具体的にはまだ名前が出ないみたいなんですけれども、やれる施設は今検討するというけれども、例えば考え方によってやれるような施設は幾つくらいあると思うか。

あと、この指定管理者制度のメリット、やはり法改正であるわけでありますので、かなりのメリットがいろいろと考えられるのではないかなと思うんですけれども、この最大のメリットというものはどういうふうなものかどうか。

あと、アスベストの関係でありますけれども、69施設のうち吹きつけどうこうで2カ所、あるいは違う方で4カ所とあるんですけれども、これもし差し支えなければどこなのかをお教えいただければと思います。

あと3)として、行政としてとるべき対応というのは、先ほど国・県の方の条例等が上で動いているのでという話がありましたけれども、これで一番問題になるのは、解体するときはどうするかと。解体したときに出る、発生するそういうようなものがおもてに散らばらないような施策をどうするかということなので、町で条例が何かでの対応というものはできないものかどうか。

以上、2回目の質問を終わります。

議長（菊地栄助君） 再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 4番、根本議員の再質問にお答えいたします。

1番の18年度予算の取り組みの中で、予算の骨格、そういうものについての議会に対する説明ということかと思いますが、従来ですと予算編成、大体11月から始まるわけですが、それらの骨格ができるのが1月に入ります。ご案内のように、国のいわゆる地方財政計画、そういうものがまず大前提になりますので、そういったものが初めて示された中で編成という具体的な手順になるわけですが、町のもろもろの施策については事前に財政当局で積み上げ、また担当課とのやりとりをしておりますので、いつの時点で皆様方にお

知らせするか、非常にどの段階かというのが毎年悩むわけでありませうけれども、できるだけ早くやれる部分については努力をしていきたいと、このように思います。

そのほかの質問につきましては、担当課長等から答弁いたさせます。

議長（菊地栄助君） 教育長。

〔教育長 斎田一男君 登壇〕

教育長（斎田一男君） 4番議員の再質問にお答えします。

子供たちの意見を行政にどう反映しているんだということですが、少年の主張でいろいろ子供たちの素直な目を見た、はっとさせられるような意見もあります。一番多いのは環境問題で、いわゆるごみをなくそうと、きれいな町をつくらうというような提案型が多かったようにも思います。そのほかいじめをしてしまったと、あるいはいじめられたというような体験からたくましく生きていこうというような内容も多かったように思います。

具体的なものでは、こんな施設があったらというような意見も以前にはあったような気がしますが、そうしたものを私たちは頭の片隅に置きながら、やはり施策を講じるときにはトータル的にやる必要がございますので、そうした子供たちの考え方も片隅に置きながら、具体案を練っていくということになるかと思えます。

議長（菊地栄助君） 総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 4番議員の再質問にお答えします。

指定管理者制度と今までの制度の違いということで、先ほども趣旨は説明したつもりなんですが、従来の公共団体や自治体の出資法人しか認められなかったものですが、公の施設の管理運営が民間企業やNPOというところに与えることになったということが大きなまず違いであります。

そこで、町はどのようなことなのかということでありまして、この制度は来年の9月2日までの経過措置の時限法が1つあります。それは、現在まで町が委託管理をお願いしている施設については、9月2日までにこの条例化をして委託管理をするか、町で直接管理するかという施設、その施設は町老人福祉センターとゲートボール場です。そのほかはその以降に順次検討し、調査し、いろいろ施行していくという内容でございます。町では、その対象関係は調査は27施設でございます。それを今やるかやらないかの判断は、膨大な検討というか時間も要します。今後それを十分検討してまいりたいと思えます。

メリットについては、十分施設管理の削減とか効果的な運営管理と、そういうものを民間運営してできる場合ということがあります。中にはこれを見ますと、ちょっとバラエティーに富んでいるように見えますが、現実には非常に難しい面もあるので、十分検討し、皆さんにも相談、協議をしてまいりたいというふうに思っております。

次に、アスベストについて申し上げます。

この施設の調査結果、先ほどアスベストの吹きつけの施設は2施設と申し上げました。それはどこかと申しますと、1つは公民館のボイラー室、機械室。2つ目には勤労青少年ホームのオイルタンク室であります。この部屋等については、ほとんど今のところ出入りはないという状況であります。吹きつけになっている調査結果が出ました。分析が必要とするものが役場、ホール、議場、車庫です。この天井のその吹きつけの含有量1%以上ということで、対照のために入っております。小学校の音楽室、給食室、中学校の階段吹きつけ、勤労青少年ホームの軽運場と老人福祉センターのボイラー室等でございます。

そういうことで、この制度については当初の大気物質汚染防止法によりまして昭和63年度時には5%以上というふうになりました。平成8年1月には1%以上と、現在、16年10月10日からは全面禁止というふうになったので、対照として調査をいたしました。

以上です。

議長（菊地栄助君） 4番、根本重郎君の再々質問の発言を許します。

4番、根本君。

〔4番 根本重郎君 登壇〕

4番（根本重郎君） 再々質問をさせていただきます。

2点ほどなんですけれども、指定管理者制度をやられる施設の中で、センターとゲートボール場というふうなあれなんですけれども、これは多分すぐできるのかなと思うんですけれども、そうした場合に、指定管理者制度に移行する場合には、当然議会の議決を得るというようなことであると思うんですけれども、まさか中途半端での議会の議決ということはないと思うので、来年度からもしやるとすれば3月あたりにかかるのかなと思うんですけれども、そこら辺はどうなのかと。

あと、もう一つは、やれる施設も含めた直営でもやっている施設もありますけれども、管理委託業務でやっている施設もあります。問題は直営の方の施設だと思うんですよね、すぐできないというのは。しかし、直営もやはり1つの考え方によって行政目的の達成や、あるいは住民サービスの向上、あるいは行政運営の効率化等から考えれば、やはり指定管理者制度の方に進めていってもいいのではないかなと。例えば、具体的によると直営だと例えば図書館とか、そういうような方向もあるのではないかなと思うんですけれども、その辺のすぐではなくて直営でやっているものもそういうような方向に進めていくのが時代の流れではないかなと思うんですけれども、その辺はどうなのか。

以上で質問を終わります。よろしく願い申し上げます。

議長（菊地栄助君） 再々質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 4番議員の再々質問にお答えします。

指定管理者制度の指定につきましては、来年の9月2日まででございます。現在のところその2施設については、その方向では検討していきます。その場合においては当然議会の指定に対する細かい要綱等については、条例に提出する要件を皆さんに示しながらお願いするようになると思います。

その2番目に、直営でやっているものも指定管理者委託制度を利用しての検討をすべきではないかということでもあります。総合的に検討してまいります。いろんな面で条件を整えさせていただきます。この指定管理者制度は一般公募でありまして、いろんな要綱を設けて、施設の概要とか申請とか選定方法等々細かい要綱の中でありまして、相手が公募によってできるというふうになるものとできないものと、相当の手間暇をかけながら、この内容を検討していかないと進まないというふうにとっております。いろいろな意見を聞きながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

議長（菊地栄助君） 4番、根本重郎君の一般質問はこれまでとします。

今 泉 文 克 君

議長（菊地栄助君） 次に、通告があります7番、今泉文克君の一般質問の発言を許します。

7番、今泉君。

〔7番 今泉文克君 登壇〕

7番（今泉文克君） ただいま質問の許可を得ました7番、今泉でございます。一般質問のトリをさせていただきます。

今年の夏は、内外的に大きな話題があり、アメリカではハリケーン、カトリーナが、日本では台風14号が発生し猛威を振るい、通過地では甚大な被害があり、自然の怖さを強く感じるとともに、被害に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げますとところでございます。

また、先日、11日には衆議院議員選挙があり、新たに480名の多くの新戦力による国会運営と、今後4年間の日本国民の生活のかじ取りに私たち地方議員として多くを期待するものであります。

身近な我が鏡石町においても、町が開発造成した鏡石町南部第1工業団地内に年商65億円を目指した新しい商業施設の大型ショッピングセンター、イオンが9日にグランドオープンし、町の活性化が生まれました。しかし、既存の町商店街の商業振興の大きな変化を伴い、町の振興策と指導力はより重要さを増しております。

ただいまの根本重郎議員の質問の中にもありましたが、夏休み中の8月21日には鏡石町少

年の主張発表大会が図書館で行われ、小学校、中学校の16名の発表者の方々は、鳥見山公園や田園風景の緑のある鏡石町のよさや、ごみ拾いし、環境美化への参加の喜びや、いじめをなくしたい思いやりの心や、自分の夢を熱く述べており、聞いていた多くの町民には新鮮に、また改めて自分自身が町づくりにどのような形で参加するか再認識させられた有意義な一日でありました。この少年少女たちとともに、自分も学びながら一步一步歩んでいきたいと思えます。

それでは、平成17年9月第10回鏡石町議会定例会一般質問は、生命と健康に関する大切な問題について通告いたしました質問に入ります。

第1点目は、公立岩瀬病院を郊外への移転促進についてであります。

明治5年福島県須賀川病院として開設され、明治16年には岩瀬郡公立病院となり、以後130年以上の間、地域医療機関として最重要視される本院は、現在市町村合併により1市1町2村の組合病院として運営されております。しかし、その運営は赤字決算が慢性化する厳しいものがあるばかりか、昭和37年に建設されました6、7病棟は非常に老朽化が著しく、本館病棟も病室も狭く、大部分が大部屋で個室が不足しており、トイレ、浴室の段差もあり、医療施設としては不適合であると多くの方々から言われ、病院としてのアメニティーに欠けていると病院関係者からも指摘されているところであります。

その改善に向けて公立岩瀬病院組合議会でも調査検討を重ねている中、平成15年3月20日に出された病院経営改善調査会中間報告の公立岩瀬病院の課題項目でも、建物の全面的な改築が必要である。改築の場所は全面あるいは部分改築及び移転改築の方向があると報告されております。だれもが早急な移転改築の必要性を望んでいるところです。

ところが、過日の6月20日付の経営健全化調査特別委員会の病院改築案では、基本方向として、(1)場所は現在地への建てかえとすると提案されております。この現有地への建設案がどのような理由で委員の方々が決めたかは知りませんが、病院議会の中でも末端の意見を集約して進めているものか疑問に思える文言が出てきたところでございます。

私どもも公立岩瀬病院の運営健全化には大変な努力をしないでほしい、昨年8月2日にも我々鏡石町議会議員による「公立岩瀬病院の現状と課題について」を吉田病院長様、酒井事務長様ほかの出席をいただき、議員研修会を開催して勉強したところであります。その中でも、改築は第1期工事で60億円、最終的には120億円以上の多額の建設費を要するだろうというふうな説明がありました。その財源確保も当然のことながら鏡石町負担を考えると、我々議員も心配したものであります。

昭和37年に建築し、40年以上経過した6、7病棟、昭和41年に建築し、40年を迎える本館であります。この病院改築は今後長期的に50年間を見据えた大改築であるというふうに私は思います。この多くの諸問題を解決するためには、私は須賀川町中の狭い現有地の改築で

なく、郊外への移転を強く推進するものであります。

なぜならば、1つ、現病院は町中のため、市内中心地に行く車両や信号が多く、時間がかかり、通院に交通渋滞のため時間がかかるという交通事情が悪い場所です。

2つ目は、50年前の建築時は交通手段は自動車、バス、自転車であり、駅から近く、バス停があればその目的は達したかもしれません。今、これからは車社会であり、ご存じのようにこのたび商業施設としてオープンしたイオンも、あのように2,000台を超える駐車場を備えた、時代に合った利便性の高い場所が求められているところがございます。今、患者の大部分は車での来院であり、自動車、バス等で通院する方はほんのわずかであるというふうにも聞いております。

3つ目は、現在病院駐車場が少なく、患者が駐車に苦労している。そのため入院、通院患者の方はもちろん、見舞いの方々からも常に駐車場については不評でございます。

4つ目は、救急病院であり、緊急性を要する短時間な来院が必須条件であります。緊急性は道路網のよい時間短縮できる郊外に設置するのがよろしいかと思えます。

5つ目は、いつも行って残念に思い、あるいは何とかならないものかというふうに悩んでおりますが、病院の隣地がお寺、そしてお墓と続き、病室の窓からよく見えます。これは病院としての環境は私は致命的であり、最悪であるというふうに思います。治療するために、治すためにやっている患者の方々に夢があってもいいんじゃないですか。このほかにも幾つかの改善点を抱えた場所であり、これらの問題を現有地での解消は、私は難しいものと思われれます。

これは病気で通院、あるいは入院されている病気療養者のために、郊外の緑地のあるさわやかな場所で、心身の治療はもちろんですが、心の休まる患者の方が、家族の方が安心して療養ができて喜べる場所への移転が重要であると私は考えられます。

よって、病院議員を務める町長の考えをお尋ねいたします。

質問の2点目は、公立岩瀬病院の赤字経営改善についてであります。

私が申すまでもなく、公立岩瀬病院は慢性的な赤字経営が続き、平成10年度は1億9,430万、平成15年度には1億9,800万円と大幅な損失を計上し、関係する1市2町3村の一般会計より毎年総額で5億円から7億円の赤字補てんを行って運営しております。

今、行財政が厳しく、隣の須賀川市、長沼町、岩瀬村は財政改革のために今年7月1日合併し、行財政の効率化を目指していることは皆様もご承知しておられることと思えます。当然のことながら、我が鏡石からもその運営のためには病院組合費、高等看護学院費、出資金、訪問看護費、決算金、不採算医療費等多項目の負担があり、毎年5,000万から6,000万が町一般会計から支出しております。この赤字補てん負担の早急な改善を図るため、1つ、医療機関としての設備拡充とともに、医師の充実を図り、患者に喜ばれ満足度の高い患者サービ

ス提供を進め、より多くの外来入院患者の増加に結びつけて医療収入の増加を図ること。

2つ目には、300名に及ぶ職員人件費が経営費用の63%を占め、福島県内病院で最高額の給与水準であると聞いております。改善のため、年功序列の給与体系を見直し、成果主義を導入した効率的な人事運用を図る。

3つ目には、緊急病院としての位置づけを高めるため、24時間の緊急医療の受け入れ態勢を確立し、入院充足率を高めるなど、そのほかにも多くの施策が考えられますが、病院組合議会の中で町長はどのように考えているか質問いたします。

質問の第3点目は、岩瀬管内など広域行政の健全運営と確立について伺います。

今日まで岩瀬管内や県中地域の中では多くの広域行政サービスが進行し、市町村の負担軽減や施設の有効利用、住民サービスに結びつき、すばらしい地域づくりが行われてきました。しかし、近年の平成の大合併により、岩瀬管内でも長沼町、岩瀬村が須賀川市と合併し、岩瀬郡も1市1町1村体制で歩み始め、各広域組合の今後の運営に意見が出ているところであります。

この4月から合併した町村が減じても、住んでいる市民、町民、村民には全く同じ人たちで、面積も生活環境も何ら変わっておりません。そんな中で、過日新聞に大変大きく報道されましたのが現消防協会須賀川支部からの須賀川市の脱退や、県中地域水道用水供給企業団における須賀川市の原水による事業の縮小問題であります。広域行政組織に発表される事業予算長期計画などは、各市町村において十分に審議され、かつ議会において議決した後に、その市町村の要望として各広域行政組合にまとめられるものであり、1市町村の思いつきで関係する多くの市町村が振り回されては、広域行政で長年にわたり努力した関係先輩や、今携わる地域住民に迷惑をかけてしまいます。

よって、鏡石町が出資運営にかかわる各広域行政組織の現状につき質問いたします。

1つ、県中地域水道用水供給企業団今出ダムは昭和63年に設立設置され、1日1万2,000トンの計画でスタートしました。その後、平成6年には須賀川市や私たちの鏡石町も水道水確保のために加入させていただき、平成8年には須賀川市の強い要望により、須賀川市1万3,240トン、鏡石町3,480トンプラスする計1万7,000トンの増加計画があり、今日の3万トンと拡大決定したところであります。

この増水には、当初の計画から変更したためにダムサイトの決定、水没面積の確保、そして水没する家庭の同意など、石川町の関係者は昼夜の大変な努力をされ、関係地域の皆様の協力を得たと聞いております。しかし、近年になり、使用量の44%を占める須賀川市が、大幅な減水や企業団から脱会するなどの意見があると聞き、この今出ダムの規模拡大の理由と事業進行半ばでの縮小問題は、鏡石町はもとより須賀川市以外の他の1市2町2村の生活用水計画にも大きな影響を与えます。

よって、その後の経過はどのようになっているのかをお尋ねします。

2つ目は、これも大きく新聞報道されましたが、県消防協会須賀川支部の支部長、副支部長不在問題でございます。これは支部からの須賀川市の脱退や解散までの話が出ていることは、町長も知っていることと思います。これも須賀川市が合併して大きくなったからとか、負担金が重いからとかの理由であると新聞は報道しております。私から見れば、何か本末転倒に思われます。従来は各市町村が協力し合い、防災に力を発揮し、住民から感謝されている消防組織であります。このような報道につき、町長の考えをお伺いさせていただきます。

3つ目は、広域行政のその他の保健環境組合、郡山地方広域市町村圏組合、公立岩瀬病院組合等が出資及び運営に係る組織運営に問題は発生していないのか。そして、それらは町、町民に影響を発生しないのかを質問いたしまして、1回目の質問を終わります。

議長（菊地栄助君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 7番、今泉文克議員の質問にお答えいたします。

1番、公立岩瀬病院を郊外への移転促進についてお答えを申し上げます。

公立岩瀬病院の改築計画における建設場所のあり方のご質問についての中でございますが、先月19日の臨時全員協議会において、8月11日に開催されました構成市町村長会議の概要を報告いたしましたとおりであります。6、7病棟改築の基本設計費は企業会計予算において行うことに了承いたしました。この病院改築についての案によれば、改築の基本方向として、先ほどお尋ねした現在地への建てかえをすることとなっております。組合の説明によれば、移転建築の場合は現在地での建てかえより予算が多くかかるという説明でございます。そうした場合、建設費の町負担金が多くなってしまうということも、一方困ることはありませんけれども、将来的なことも考えれば、先ほどのお話のように移転という選択肢もあっていいのではないかと、そのように考えております。

次に、公立岩瀬病院の赤字経営改善は可能かということでございますが、平成16年度の公立病院の欠損金、決算によれば1億4,033万2,000円、足しますと16年度末の累計欠損金は3億3,841万3,000円と、こういうふうになります。これは企業努力で解消していただくようお願いしているところでございますが、解消できない事態になれば、当然構成市町村に補てんを求めることとなりますので、赤字を出さないよう経営改善を求めることは当然のことです。

しかしながら、公的病院の特質として、救急医療、高度医療、集団検診、小児医療等々の不採算医療を抱えていることと、人件費のウエートが高いことがどうしても経営が悪化する大きな要因となっております。したがって、この点の改善については、日ごろから折に触れ

て申し入れているところでございます。

改善策といたしましては、平成17年度から開始された公立岩瀬病院経営計画10カ年計画に基づき経営努力されることではありますが、特に管理運営体制を見直し、収益の確保と費用削減を図ることが必要であると考えております。

次に、3番の岩瀬管内と広域行政の健全運営についての質問でございますが、の県中地域水道用水供給企業団のその後の経過はどのようになっているかというようなお尋ねでございますが、この県中水道用水供給企業団につきましては3万トンで進めてまいりましたが、先ほどお話ありましたように、水需要の減退というような中で、ぎりぎりの線として企業団としては2万5,000トンでこの事業が成立するというようなことで現在進めております。

そうした場合において、最低限須賀川市へ8,000トンの利用水量の参画を求めているところでございますが、先ほどのお話にありますように、須賀川市としては水需要の予測を考えたときには、現在不足するのは将来的に1,200トンということで、1,200トン以上の参画は難しいというような現状でございます。

こういったことで、今暗礁に乗り上げているというのが実態でございますので、今後は県当局にこの調整に入っていただいた中で、これらの企業団の事業の存続、あるいは参画水量等の調整、そういったものについての推移を見守っていきたいと、このように考えているところでございます。

の須賀川地方広域消防組合や県消防協会須賀川支部の新聞報道の内容をどのように考えているかということでございますが、協会須賀川支部の役員構成についてでございますが、これは支部の問題でございますので、一自治体の首長として人事のことで口を挟むべきではないと思っておりますので、円満な解決を望んでおります。

その他の保健環境組合等々、市町村合併により一部事務組合の出資、組織運営等に影響はないのかとの質問でございますが、ご承知のとおり、合併をして人口が多くなったところにはそれなりの負担割合が9町村分についてはかさ上げになっておりますので、何ら組織運営等の影響はございません。

以上、私からお答えを申し上げました。答弁といたします。

議長（菊地栄助君） 7番、今泉文克君の再質問の発言を許します。

〔7番 今泉文克君 登壇〕

7番（今泉文克君） ただいま私が意図する内容と同じ答弁を町長から今いただいたところでございますが、今回の合併やこの広域問題につきましては、町長にどうしろこうしろというふうなことでは私はないことだと思えます。町関係執行者の皆さん全員、そして我々議会、そして関係する広域行政組合の多くの方々の意見の集約が大事だろうというふうに思います。それを一つ一つ詰め合わせていって、方向が決まるのであればいいんですが、何か合併以来、

急速な改革、はやりな改革なんだかもしれないんですが、改革というのはよくなるのか悪くなるのかの方向がはっきりしないで進む危険性があると思います。

我々1万2,800の町民の方々から多くの負託を受けて運営している議会でございますので、町執行に意見を述べ、町民の方々の声がきちんと、鏡石だけではなくて、広域行政の中に反映させることが大事だというふうに私は思っております。

ただいま岩瀬公立病院の改築案につきましては、町長の方から将来的にということに移転も大切なことだというふうな力強いご答弁をいただきまして、私も何とかなるのかなというふうな期待を持ったところでございます。

また、関係議員の方々にもぜひとも力強く理解していただいて進めていただきたいというふうにも考えているところでございます。

先ほど質問で申しましたが、まず患者用の駐車場が狭いということ、現在250台だそうですが、職員が300名おいでになられます。これでも交代制ですから、当然駐車場はあいているかもしれないんですが、しかし今、岩瀬公立病院は年間14万人の患者の方々が診察を受けております。そして、243日で割りますと1日570名の患者が行っております。そうなりますと250台では、職員だけが300名から超しておりますのに、足りないのが当たり前でございます。あのスペースはもういっぱいいっぱいであるというふうに私が言うまでもなく、多くの方々も認識しているところでございます。

いろんな改築とか、調査委員会の報告をずっと拝見いたしますと、どこでも必ず、改築は構成市町村に依存することから、このコンセンサスを得る必要があるというふうに、いかに関係町村の方々の協力が必要であるかということをごうたっております。そして、病院としてのアメニティーに欠けておるということは、専門家の方々、あるいは調査委員会、そして当局も認識を同一とするというふうにきちんと報告されております。このようなことから、現有地ではまずいんだということもだれもが認識しており、近年においては国立福島病院の新しい400床の大型病院が統一され、春日病院も移転新築が完了したところでございます。

その中で16年11月29日に報告されました経営問題調査特別委員会報告の37ページにありますが、ここでも市町村間でのコンセンサスがないことが大きな原因だと。改築の場所についても検討が必要であるというふうにここでも言っております。しかし、経営健全化調査特別委員会中間報告案の3ページでも、ここでは場所は現在地へ建てかえするというふうな案が提案されたところでございます。この場所がいいか悪いかということをもっともっと私は議論してほしかった。そしてまだ決まったわけではないと思いますから、考えれば118号線のアクセス道路近辺の土地でも利便性はいいし、あるいは西川よりの方でもいいし、中には鏡石の駅東の場所にもつくったらいいのではないかなんていう声もあります。これは長期的

な展望でもってやるわけですから、いろんな場所を検討した中で進めていただきたいというふうに感じるところでございます。

改築は移転すべきと住民も関係者も、そして通院する患者が求める声が大部分であるのに、なぜ調査委員会は現有場所にこだわるのか。一部には須賀川の北町開発のためだという話もちょっと聞きました。これは病気を治す方のための病院でありますから、基本的には環境のいいところ、心の休まる場所、体が治るところに行ってほしいというふうに思います。改めて、町長は病院議員として強く移転改築を提言する気はあるのかを重ねて伺いさせていただきます。

2つ目の赤字解消についてでございますが、公立病院のたくさんの資料を拝見していると、黒字になるときは大きな2億4,000万、2億7,000万の黒字になり、単年度で。赤字になるときは単年度で1億9,000万の赤字を計上したり、この黒字になった平成12年、13年を見ますと、入院収益が3億円程度の増加があって黒字経営になったというふうに数字が出ておりました。入院させることと言ったら失礼でございますが、入院によって病床利用率が向上して運営がうまくいくのであれば、そのような体制のとれる病院としての位置づけをしてほしいなというふうに思われます。

今まで鏡石町から分賦金の中の出資金が毎年補てんされておりますが、我が鏡石町の今日までの総額は幾らになっているのでしょうか。分賦金の中の出資金という形で出してありますが、相当な額になっているかというふうに思います。

あと、改善のために町長が管理運営というふうなことでおっしゃられました。これは非常に的を射た答弁であるというふうに私は思います。なぜならば、同じく経営問題調査特別委員会報告の中での36ページの 番と 番で、ここで大事な文言が出てきておりました。経営が赤字になっても責任の所在があいまいであること、これが岩瀬公立病院の運営実態だったのかなど。これは大変な文言であるというふうに思います。だれが責任をとっていたのかというふうなことが明確でなかったというふうに病院議員の方々の中で認めていることございますから、きちんとこの辺はやる必要があると思います。

3番には、年功序列の給与体系となっているが、成果主義の導入を検討、検討じゃなくて実践してもらわないと、なかなか経営は大変だろうなというふうに思います。そして、ここで大きなことが、この本9月町定例議会初日に配付になりました岩瀬病院組合議会報告書の中で、経営健全化調査特別委員会中間報告に添付されました文書の中に、1、病院経営の市立化 須賀川市立化というふうになるんでしょうけれども についても視野に入れて検討することという文言が出ております。これは私はゆゆしき問題であるというふうに思います。現在、経営が赤字であって、今日まで多くの負担を構成市町村に負担させて病院をつくり、運営させてきておって、そして改築完了して黒字経営になったら、須賀川市立病院にす

るとのことであるというふうにとらざるを得なくなってしまう。赤字を解消する努力中には、このような発表は許されることではないと思います。

病院議員の方々の町民の声、患者の声を強く述べる考えがあるのかお尋ねいたしまして、2回目の質問を終わります。

議長（菊地栄助君） 再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 7番、今泉議員の再質問にお答えいたします。

1番の移転計画でございますが、私が当局でございませんので、先ほど述べたとおりでご了承いただきたいと思います。

それから、2番の再質問でございますが、過去の出資金等の額については、今日担当課長が手元に多分資料がないと思いますので、後ほどお手元に配らせていただきます。

そのほかの質問につきましては、私も議員でございますので、管理者でありませんので、ひとつ答弁は控えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） 7番、今泉文克君の一般質問はこれまでとします。

以上をもって通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

ここで議事運営の都合で暫時休議いたします。

休議 午後 2時16分

開議 午後 2時30分

議長（菊地栄助君） 休議前に引き続き会議を開きます。

議事日程の報告

議長（菊地栄助君） ここで議事運営について議会運営委員長の報告を求めます。

4番、根本重郎君。

〔議会運営委員長 根本重郎君 登壇〕

4番（議会運営委員長 根本重郎君） 一般質問が終わりましたので、明日の日程を繰り上げて追加いたします。朗読をもって省略したいと思います。

第10回鏡石町議会定例会議事日程（第3号）の追加1、平成17年9月14日（水）午前10時開議。

日程番号、件名。

第1、一般質問。今終わりました。

第2、認定第3号 平成16年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について、決算審査特別委員長報告。

第3、請願・陳情について、各常任委員長報告。

第4、常任委員会閉会中の所管事務調査の申出について。

第5、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

議長（菊地栄助君） お諮りいたします。

議会運営委員長の報告のとおり、明日の議事日程を本日に繰り上げて審議することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、明日の議事日程を本日に繰り上げて審議することに決しました。

決算審査特別委員長報告（認定第3号について）及び報告に対する質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第2、認定第3号 平成16年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

本案に関し決算審査特別委員長の報告を求めます。

3番、今駒隆幸君。

〔決算審査特別委員長 今駒隆幸君 登壇〕

3番（決算審査特別委員長 今駒隆幸君） ただいまより報告書を朗読し、報告にかえさせていただきます。

平成17年9月14日鏡石町議会議長、菊地栄助様。平成16年度鏡石町各会計決算審査特別委員会委員長、今駒隆幸。

平成16年度鏡石町各会計決算審査特別委員会審査報告書。

本委員会は、平成17年9月5日に付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告いたします。

開催月日。開議時刻、閉会時刻、出席数、開催場所の順に申し上げます。平成17年9月8日、午前10時、午後5時4分、委員全員、議会会議室。平成17年9月9日、午前10時、午後1時45分、委員全員、議会会議室。平成17年9月12日、午前10時、午後4時半、委員全員、議会会議室。平成17年9月13日、午前10時、午後2時20分、委員全員、議会会議室。説明者、町長、助役、収入役、教育長、担当課長、担当グループ長、担当職員、以上です。

付託件名。認定第3号 平成16年度鏡石町一般会計歳入歳出決算、平成16年度鏡石町国

民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成16年度鏡石町老人保健特別会計歳入歳出決算、平成16年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成16年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算、平成16年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算、平成16年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算、平成16年度鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、平成16年度鏡石町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、平成16年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算、平成16年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算について。

審査結果。平成16年度鏡石町一般会計歳入歳出決算については認定すべきものと決した。平成16年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については認定すべきものと決した。平成16年度鏡石町老人保健特別会計歳入歳出決算については認定すべきものと決した。平成16年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算については認定すべきものと決した。平成16年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算については認定すべきものと決した。平成16年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算については認定すべきものと決した。平成16年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算については認定すべきものと決した。平成16年度鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算については認定すべきものと決した。平成16年度鏡石町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算については認定すべきものと決した。平成16年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算については認定すべきものと決した。平成16年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算については認定すべきものと決した。

審査経過。町長、助役、収入役、教育長、担当課長、担当グループ長、担当職員に説明を求め、各会計及び各課ごとに審査を行った。質疑の結果は、お手元に配付の別紙のとおりであります。

なお、全会一致で認定しました。

意見なし。

以上で報告を終わります。

議長（菊地栄助君） これより決算審査特別委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

初めに、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

本決算に対する委員長の報告は、一般会計、特別会計の11会計決算はいずれも認定すべきものであります。

本歳入歳出決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（菊地栄助君） 挙手多数であります。

したがって、認定第3号 平成16年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定についての件は委員長の報告とおり認定することに決しました。

常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、
採決

議長（菊地栄助君） 日程第3、請願・陳情についての件を議題といたします。

本件に関し委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、7番、今泉文克君。

〔総務文教常任委員長 今泉文克君 登壇〕

7番（総務文教常任委員長 今泉文克君） それでは、私の方から本会議の9月5日に付託されました総務文教常任委員会の陳情を報告いたします。

平成17年9月14日、鏡石町議会議長、菊地栄助様。総務文教常任委員長、今泉文克。

陳情審査報告書。報告書をもって報告にかえさせていただきます。

本委員会は、平成17年9月5日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第88条の規定により報告します。

記。

開催月日、開議時刻、閉会時刻、出席数、開催場所について読み上げます。

平成17年9月7日、午前10時、午後2時20分、全員、役場第1会議室。説明者、教育委員会斎田教育長。

付託件名。陳情第32号 義務教育費国庫負担制度の堅持と充実を求める陳情、陳情第33号 30人以下学級を柱とする教職員定数改善の早期実現を求める陳情、陳情第34号 子育て支援のため小学校児童へのバス代補助の拡充を求める陳情。

審査結果。陳情第32号は採択すべきものと決した。陳情第33号は採択すべきものと決した。陳情第34号は継続審査すべきものと決した。

審査経過。陳情第32号は事務局より説明を求め、斎田教育長より意見を聞き、審査の結果、全会一致で採択すべきものと決した。陳情第33号は事務局より説明を求め、斎田教育長より意見を聞き、審査の結果、全会一致で採択すべきものと決した。陳情第34号は事務局より説明を求め、斎田教育長より経過を聞き、審査の結果、継続して審議をすべきことになった。

意見なし。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） これより常任委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

初めに、陳情第32号 義務教育費国庫負担制度の堅持と充実を求める陳情の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（菊地栄助君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

次に、陳情第33号 30人以下学級を柱とする教職員定数改善の早期実現を求める陳情の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択とすべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（菊地栄助君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

次に、陳情第34号 子育て支援のため小学校児童へのバス代補助の拡充を求める陳情の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は継続審査とすべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（菊地栄助君） 挙手多数であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決しました。

常任委員会閉会中の所管事務調査の申出について

議長（菊地栄助君） 日程第4、常任委員会閉会中の所管事務調査の申出についての件を議題といたします。

委員長から会議規則第70条の規定によって、閉会中の所管事務調査の申し出があります。
お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査を実施することに決しました。

議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

議長（菊地栄助君） 日程第5、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

ここで、意見書案配付のため暫時休議いたします。

休議 午後 2時45分

開議 午後 2時46分

議長（菊地栄助君） 休議前に引き続き会議を開きます。

議事日程の追加

議長（菊地栄助君） ただいま意見書案3件が提出されました。

所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

本案3件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案3件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

意見書案第33号～意見書案第35号の上程、説明、質疑、討論、採
決

議長（菊地栄助君） 日程第6、意見書案第33号 分権時代の新しい地方議会制度の構築を
求める意見書（案）から日程第8、意見書案第35号 30人以下学級を柱とする教職員定数
改善の早期実現を求める意見書（案）の3件を一括議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

7番、今泉文克君。

〔7番 今泉文克君 登壇〕

7番（今泉文克君） ただいま提案させていただきました意見書の案について説明をさせて
いただきます。

平成17年9月14日。意見書案第33号 分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意
見書（案）。

平成11年の地方分権一括法の成立により、地方公共団体の自己決定権と自己責任はますます
大きくなり……

議長（菊地栄助君） 休議します。

休議 午後 2時49分

開議 午後 2時49分

議長（菊地栄助君） 開議します。

7番（今泉文克君） 鏡石町議会議長、菊地栄助様。提出者、鏡石町議会議員、今泉文克、
賛成者、鏡石町議会議員、大河原正雄、賛成者、鏡石町議会議員、根本重郎。

分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第33号 分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書（案）。

平成11年の地方分権一括法の成立により、地方公共団体の自己決定権と自己責任はますます

す大きくなり、地方議会の……

〔「朗読省略」の声あり〕

7番（今泉文克君） ただいま省略の声がありますが、省略させてもらってよろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

7番（今泉文克君） それでは、前文省略しまして、記。

1．議員定数の自主選択。

議員定数については、議会本来の役割、その機能が十分発揮できるよう「上限値」の撤廃を含め、地域の実情に応じて地方公共団体が自主的に決定できるようにすること。

以下を皆様の配付の……

〔発言する者あり〕

7番（今泉文克君） 失礼しました。

平成17年9月14日、鏡石町議会。

衆議院議長、河野洋平様、参議院議長、扇千景様、内閣総理大臣、小泉純一郎様、総務大臣、麻生太郎様。

続きまして、平成17年9月14日、鏡石町議会議長、菊地栄助様。提出者、鏡石町議会議員、今泉文克、賛成者、鏡石町議会議員、大河原正雄、賛成者、鏡石町議会議員、根本重郎。義務教育費国庫負担制度の堅持・充実を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第34号 義務教育費国庫負担制度の堅持・充実を求める意見書（案）。

〔「朗読省略」の声あり〕

7番（今泉文克君） ただいま朗読省略の声がありますので、省略させていただいてよろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

7番（今泉文克君） 朗読を省略させていただきます。

平成17年9月14日、鏡石町議会。

内閣総理大臣、小泉純一郎様、総務大臣、麻生太郎様、財務大臣、谷垣禎一様、文部科学大臣、中山成彬様。

以上でございます。

続きまして、意見書案第35号になりますが、平成17年9月14日、鏡石町議会議長、菊地栄助様。提出者、鏡石町議会議員、今泉文克、賛成者、鏡石町議会議員、大河原正雄、賛成者、鏡石町議会議員、根本重郎。

30人以下学級を柱とする教職員定数改善の早期実現を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第35号 30人以下学級を柱とする教職員定数改善の早期実現を求める意見書（案）。

〔「朗読省略」の声あり〕

7番（今泉文克君） ただいま朗読省略の声がありますが、省略させてもらってよろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

7番（今泉文克君） 省略いたします。

平成17年9月14日、鏡石町議会。

内閣総理大臣、小泉純一郎様、総務大臣、麻生太郎様、財務大臣、谷垣禎一様、文部科学大臣、中山成彬様。

以上でございます。

以上をもちまして、意見書案の説明を終わらせていただきます。皆様のご賛同をよろしくお願いたします。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

直ちに採決を行います。

初めに、意見書案第33号 分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第34号 義務教育費国庫負担制度の堅持・充実を求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第35号 30人以下学級を柱とする教職員定数改善の早期実現を求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

閉議の宣告

議長（菊地栄助君） 以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

よって、会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決しました。

町長あいさつ

議長（菊地栄助君） ここで招集者から閉会に当たりあいさつがあります。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

第10回鏡石町議会定例会が今月5日から本日14日までの10日間にわたり、提案いたしました議案につきまして慎重にご審議をいただき、いずれも原案どおり議決、同意、承認を賜りまして、まことにありがとうございました。

会期中、議員各位から賜りましたご高見等につきましては、十分にこれを尊重し、対応いたしまして、町政執行に遺憾なきを期してまいりたいと考えております。

今後とも議員皆様方には町政進展のため、一層のご活躍を切にご祈念申し上げる次第であります。

実りの秋、読書の秋を迎え、ご自愛いただき、ますますご健勝にてご精励賜りますようお願い申し上げます、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（菊地栄助君） これにて第10回鏡石町議会定例会を閉会いたします。
どうもご苦労さまでした。

閉会 午後 2時52分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成17年 9月14日

議 長 菊 地 栄 助

署 名 議 員 円 谷 寛

署 名 議 員 円 谷 寅 三 郎

署 名 議 員 森 尾 吉 郎

鏡石町議会会議録

参考資料目次

議案等審査結果一覧表.....	1
町長提出議案.....	3
報告第 40号 専決処分した事件の承認について.....	3
認定第 3号 平成16年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について.....	6
議案第130号 福島県市町村総合事務組合の規約の変更について.....	7
議案第131号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少につ いて.....	8
議案第132号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少につ いて.....	9
議案第133号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少につ いて.....	10
議案第134号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び 同組合規約の変更について.....	11
議案第135号 鏡石町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について.....	12
議案第136号 鏡石町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について.....	23
議案第137号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について.....	24
議案第138号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について.....	25
議案第139号 平成17年度鏡石町一般会計補正予算(第4号).....	26
議案第140号 平成17年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第2号).....	28
議案第141号 平成17年度鏡石町老人保健特別会計補正予算(第1号).....	30
議案第142号 平成17年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第1号).....	32
議案第143号 平成17年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号).....	34
議案第144号 平成17年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号).....	37
議案第145号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて.....	39
議案第146号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについ	

て.....	3 9
請願・陳情文書付託表.....	4 0

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	会議の結果
報告 第40号	専決処分した事件の承認について	17.9.6	承認
認定 第3号	平成16年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について	17.9.14	認定
議案 第130号	福島県市町村総合事務組合の規約の変更について	17.9.6	可決
議案 第131号	福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について	17.9.6	可決
議案 第132号	福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について	17.9.6	可決
議案 第133号	福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について	17.9.6	可決
議案 第134号	福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について	17.9.6	可決
議案 第135号	鏡石町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	17.9.6	可決
議案 第136号	鏡石町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	17.9.6	可決
議案 第137号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	17.9.6	可決
議案 第138号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	17.9.6	可決
議案 第139号	平成17年度鏡石町一般会計補正予算(第4号)	17.9.6	可決
議案 第140号	平成17年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	17.9.6	可決
議案 第141号	平成17年度鏡石町老人保健特別会計補正予算(第1号)	17.9.6	可決

議案番号	件名	議決月日	会議の結果
議案 第142号	平成17年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第1号)	17.9.6	可決
議案 第143号	平成17年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	17.9.6	可決
議案 第144号	平成17年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	17.9.6	可決
議案 第145号	教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて	17.9.6	同意
議案 第146号	鏡石町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	17.9.6	同意
意見書案 第33号	分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書(案)	17.9.14	可決
意見書案 第34号	義務教育費国庫負担制度の堅持・充実を求める意見書(案)	17.9.14	可決
意見書案 第35号	30人以下学級を柱とする教職員定数改善の早期実現を求める意見書(案)	17.9.14	可決

請願・陳情文書付託表

番 号	件 名	紹介議員	提 出 者	付 託 委 員 会	結 果
陳情第32号	義務教育費国庫負担制度 の堅持と充実を求める陳 情		福島県教職員組 合 中央執行委員長 住谷 圭造	総務文教 常任委員会	採 択
陳情第33号	30人以下学級を柱とす る教職員定数改善の早期 実現を求める陳情		福島県教職員組 合 中央執行委員長 住谷 圭造	総務文教 常任委員会	採 択
陳情第34号	子育て支援のため小学校 児童へのバス代補助の拡 充を求める陳情		成田行政区長 関根 力栄	総務文教 常任委員会	継続審査